

縮尺 15 万分の 1

# 土地保全図付属説明書

(山梨県)

山 梨 県



# 目 次

## 第1章 土地保全基本調査の意義と概要

1. 1 土地保全基本調査の意義 .....	1
1. 2 土地保全基本調査の概要（調査の流れと方法） .....	3
1. 3 土地保全基本調査の利用方法 .....	7

## 第2章 山梨県の概要

2. 1 地勢 .....	11
2. 2 位置・面積・人口 .....	11
2. 3 産業 .....	11
2. 4 歴史 .....	12

## 第3章 山梨県土地保全図各説（内容と利用方法）

3. 1 自然環境条件図 .....	14
3. 2 土地利用・植生等現況図 .....	44
3. 3 災害履歴図 .....	70
3. 4 防災・土地保全等施設図 .....	74
3. 5 防災・土地保全等関係法令指定区域図 .....	76
3. 6 貴重な自然・保護すべき文化財等図 .....	105
3. 7 土地利用動向図 .....	138

## 第4章 土地保全基本指針

4. 1 土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックスの説明 .....	160
4. 2 土地区分別にみた土地保全上の課題 .....	162
4. 3 土地利用形態別に見た土地保全上の課題 .....	165

参考資料及び文献リスト .....	173
-------------------	-----





## 第1章 土地保全基本調査の意義と概要

### 1. 1 土地保全基本調査の意義

日本の国土は、生産活動の拡大に伴い、都市地域を中心に大きく変貌し、より高い生産性を求めて高度な土地利用がなされてきている。また、近年では国土の70%以上を占める山地、丘陵地にも開発行為の波が押し寄せ、自然の様相を変化させている。

われわれ人間は、古来から自然条件との摩擦を避けながら、土地が本来持っている特性を活かして生活の基盤を築いてきた。農業生産活動が主体であった時代には、集落は水害の危険性が少ない沖積平野の微高地に立地し、生産活動の場は水利条件の良い肥沃な一般低地が主体であった。

しかし、今日、人口の増加と過度な集中を背景とした社会需要のもとでは、土地が本来持っている特性を活かした利用だけでは追いつかず、居住地としてはもちろん、生産活動の場としても、必ずしも適切ではない土地の高密度利用が行われている。その結果、災害の危険または環境質の悪化と背中合わせの生活および生産活動を余儀なくされてきている場合が少なくない。

山梨県でも、県中央部の甲府盆地を中心に人口や産業の集中が拡大し、土地利用の変化や開発が進行してきている。そして、台風や梅雨前線による集中豪雨に伴う湛水被害、斜面崩壊や土石流などの土砂災害等、水と地盤に関連した被害が多く発生している。

こうした人間の生産活動による災害の発生や自然環境の悪化が見られる一方で、災害対策の充実、土木・建築技術や農業技術の向上等によって災害が減少してきているのも事実である。河川流路の固定化、砂防施設による土砂のコントロール、地域防災計画の実施などのほか、農業面では、過去においてしばしば干害に見舞われてきた地域でも、灌漑排水施設の充実、土地改良によって農業災害が減少しているなどの例をあげることができる。同じようなことは、水質汚濁等の公害についても言うことができ、近年、行政的に水質汚濁等の進行を抑える努力が全国的に行われるようになってきており、その効果も次第に目に見えるようになってきた。

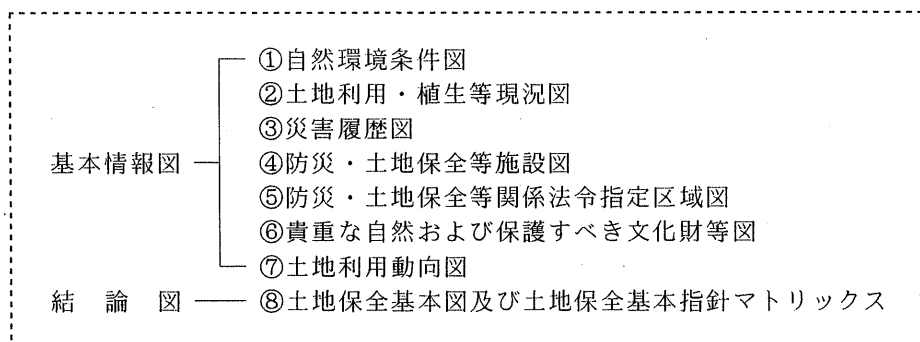
開発の進行や土地利用の変化に伴った、災害形態の多様化、水質の悪化、自然環境資源の破壊などの諸問題が顕在化しているなかで、国土の総合的な保全と適正な利用を図るためには、土地の利用について、風水害、地震災害などの各種災害類型や、水源涵養、地下水涵養などの保全類型ごとに、その可能性と制約性を検討する必要がある。

また、一旦災害が発生した場合における、文化的、学術的資産などの損失についても、今後は重要な問題となろう。土地にはそれぞれ歴史があり、その上で育まれた自然や社会的遺産がある。これらの貴重な動植物、景観、史跡、積極的な保護が必要な自然地域などの文化的・学術的遺産については、人為的な破壊や自然災害からこれを守り、その

社会的損失を防止する必要がある。

土地保全基本調査は、国土の保全を図るうえで最も基本的事項である自然環境の側面から、自然災害や公害の履歴が土地利用の変遷などどのような関係にあるのかを検討し、どのような土地利用が土地の持つ特性と調和し、適切であるか、また、土地利用を行うに際してどのような点に注意し、どのような対策が必要であるかをあらかじめ考えて、それらの結果を、優れた生活環境の確保と国土の適正かつ計画的利用を図るための基礎資料として整備することを目的としている。

山梨県土地保全基本調査の成果は、縮尺10万分の1の下記①～⑧の図と、この薄冊にまとめるとおりである。



災害発生予測など災害類型ごとの詳細な検討や、社会・経済的条件については、別の調査および実際の土地利用計画における個々のケーススタディーに委ねるところであるが、本成果が、それらの調査計画に対して、ささやかでも助言の役割を演じられれば幸いである。

## 1. 2 土地保全基本調査の概要（調査の流れと方法）

山梨県土地保全基本調査では、縮尺5万分の1土地分類基本調査（山梨県）の成果を基に、それに新たな資料を加えて、土地環境をめぐる基本情報を縮尺10万分の1の地図情報として整備した。

さらに、これら基本情報の重ね合わせ等によって、土地の利用・保全に関する分級評価を行い、最終成果として、「土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス」を作成した。

以下各階段ごとに調査内容の概要を示す（図1.2-2を参照）。

### (1) 調査対象地域の設定（STEP. A A～STEP. A）

調査対象地域としての山梨県が、本州中部の広域圏の中で、自然環境条件と社会環境条件の両側面から、どのように位置づけられているのかを大観した。

広域圏は、自然環境だけでなく、社会・経済的側面でも密接な関係をもっていることから、調査は、この範囲を対象とするのが望ましい。しかし、行政組織、既存資料の整備状況などの背景から、調査対象地域を山梨県に限定した。

### (2) 環境基礎資料の収集・整理（STEP. B）

収集した基本情報は、その情報内容と種類に応じて分類・整備し、下記の7種類の地図情報（基本情報図）に編集した。

- ①自然環境条件図
- ②土地利用・植生等現況図
- ③災害履歴図
- ④防災・土地保全等施設図
- ⑤防災・土地保全等関係法令指定区域図
- ⑥貴重な自然および保護すべき文化財等図
- ⑦土地利用動向図

地図情報には、各種の統計や他の地図資料との比較・調整・接合等を行う便を考慮して、約1km<sup>2</sup>の大きさの標準メッシュをかけてある。また、10万分の1の縮尺では表示が困難な情報や、それぞれの基本情報図を補完する上で必要な情報については、各図葉内に適当な縮尺で案内図などを掲載した。

なお、「自然環境条件図」と「土地利用・植生等現況図」については、縮尺5万分の1土地分類基本調査の成果図ならびに同縮尺の山梨県現存植生図などを基に編集したが、可能な限り、最新の情報（国土地理院発行の縮尺2万5千分の1地形図および縮尺2万分の1空中写真など）により情報の更新に努めた。

収集した原資料を転記する際、各情報相互間に矛盾があったり、隣接図面の整合に問題がある場合は、現地踏査等を実施し補完するように努めた。

(3) 属性による土地区分の設定 (STEP.C～D)

STEP.Bにおける基本情報図を基に、共通の属性を有すると判断される地域ごとに土地区分を行い、「土地保全基本図」を作成した。

なお、土地区分の作業手順は、図1.2-1に示すとおりである。

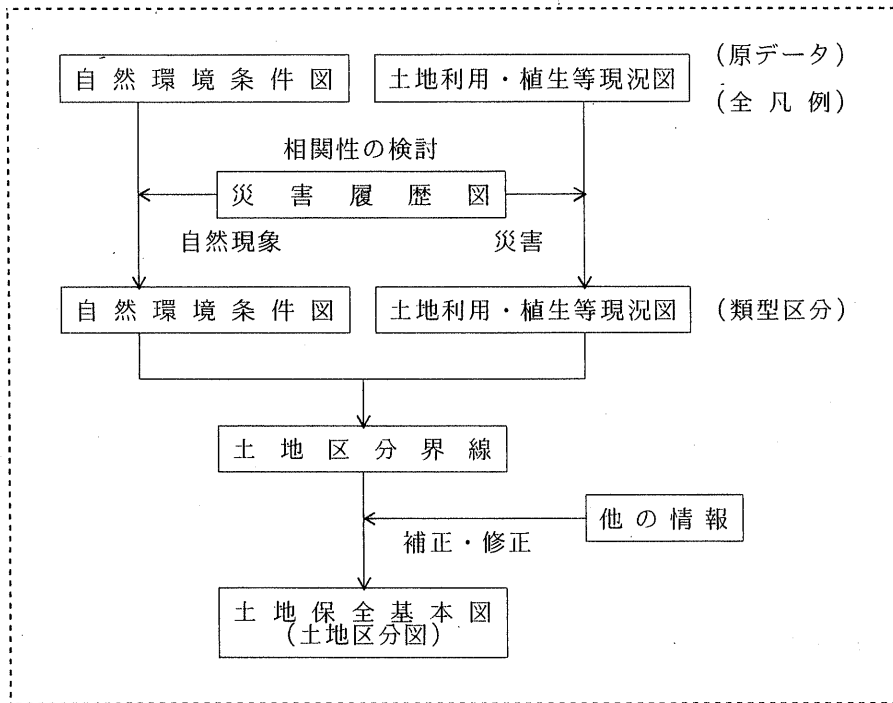


図1.2-1 土地区分の設定手順

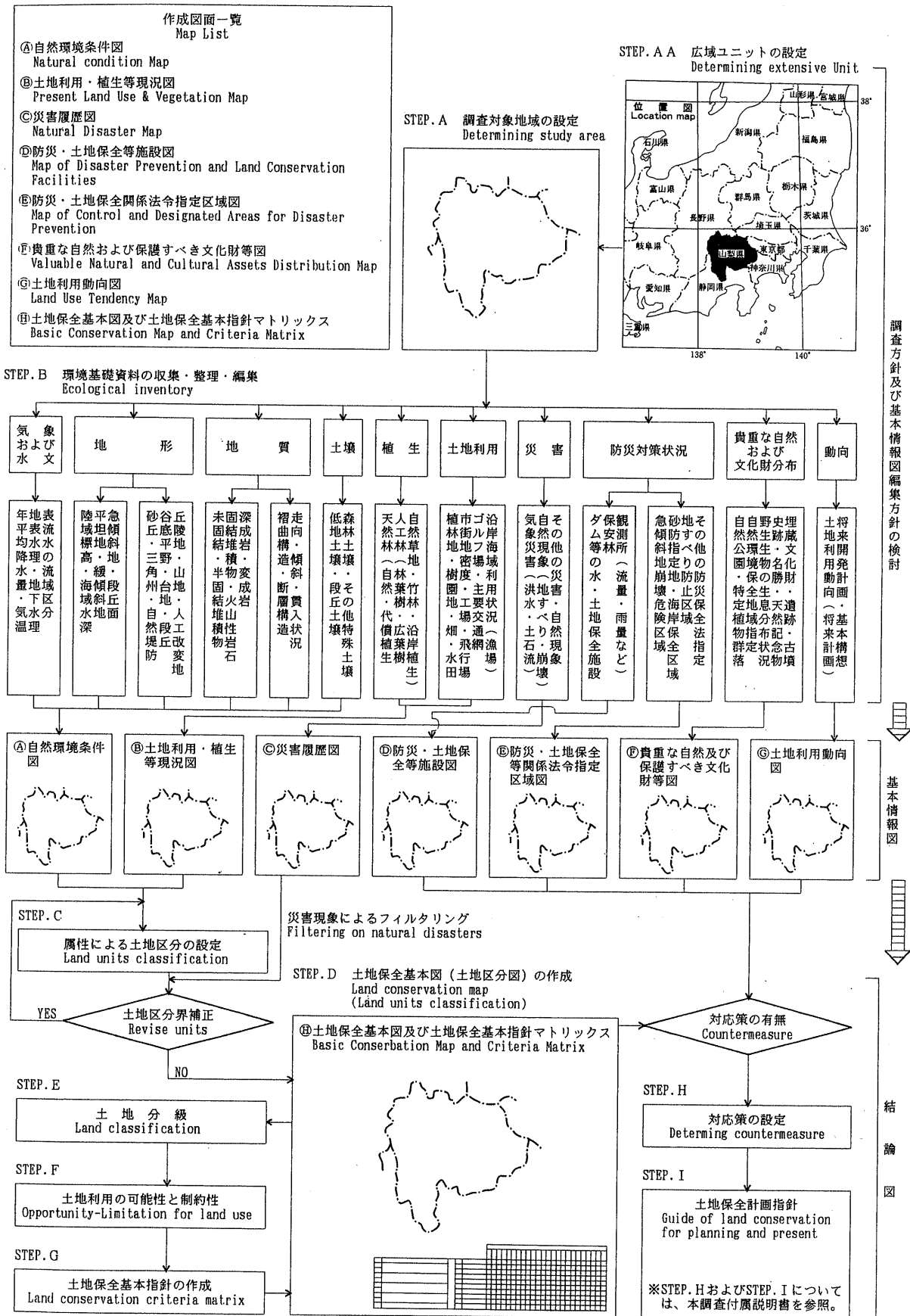


図1.2-2 「縮尺10万分の1 山梨県土地保全基本調査」総合フローチャート

まず、「自然環境条件図」および「土地利用・植生等現況図」の界線区分のうち、これまでの災害履歴（「災害履歴図」との重ね合わせ）の上から、共通性を有すると判断されるものを統合し、それぞれに類型統合界線図を作成した。

次に、これら（「自然環境条件図」からと、「土地利用・植生等現況図」からの類型統合界線図）を重ね合わせて、土地区分界線図を作成した。

この土地区分界線図は、さらに、STEP. Bにおけるその他の基本情報図と重ね合わせて補正・修正を行い、最終的な土地区分図（「土地保全基本図」）とした。

#### (4) 土地保全基本指針の作成（STEP. E～G）

山梨県の自然環境条件が、土地を利用するにあたって潜在的にもっていると考えられる可能性と制約性に関して、土地分級手法を用いて土地利用項目ごとに検討・評価した。

その結果は、土地利用を図るうえで基本的配慮事項及び制約条件と、それを克服するための土地保全基本指針として、STEP. Dで設定した土地区分ごとに「土地保全基本指針マトリックス」に取りまとめた。

#### (5) 最適土地利用のための土地保全基本指針（STEP. H～I）

本調査の最終成果である「土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス」における評価結果から、土地の保全と適正な利用を図る上での必要な対応策をはじめ、基本的な問題点や留意点を自然環境条件別ならびに地域別に計画指針として整理した。

なお、「土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス」に掲載した各々の土地保全基本指針項目に関する対応策については、本報告書の第4章に取りまとめた。

### 1. 3 土地保全基本調査の利用方法

本調査は、県土の開発および保全ならびに利用の高度化に資することを目的に、県土の利用適性と保全に資する諸情報を総合的に網羅したもので、成果は、縮尺10万分の1に統一した8枚の地図情報と本付属資料からなる。

このうち、基本情報は、その課題や同属内容に応じて7枚の地図情報として整理・編集されている。

利用に際しては、本付属資料を併用するとともに、これらの地図情報を相互に重ね合わせたり比較検討することによって、現況土地利用における課題とその対策、適正な土地利用計画や事前防災対策などを効果的に検討することが可能である。

#### (1) 基本情報図

##### 1) 自然環境条件図 (A図)

この図は、県土を構成する「地形」「地質」「土壌」の土地環境3要素を中心として、そのほか、気象条件・水文条件など、自然環境条件の概要を総括的に編集したものである。

これは、県土の適正な利用と保全のあり方を検討する際の最も基礎的な情報として位置づけられる。

例えば、本図の情報と、崩壊・土石流・地すべり・洪水など、過去に発生した災害や自然現象の地理的広がりを比較検討することによって、どのような地形・地質条件をもつところで、どのような自然現象が生じたか、また今後、どのような地域で同様な現象が生じ易いかなど、多様な相関性を判読することができる。

それらの相関性を把握した後、現況土地利用が、ある種の自然現象を生じやすい地域に立地していないか、また、将来計画として、そのような脆弱地域に土地利用を誘導しようとしていないかなどを検討したり、さらに、今後、土地保全施策をどのように図っていくべきかなどを検討することができる。

##### 2) 土地利用・植生等現況図 (B図)

この図は、人間活動によって変貌してきた環境質の現況や、人間による土地の改変状況・利用用途などの現況を表示したものである。

人工改変地域の拡大と、自然植生分布地域の後退ならびに環境質の低下は、表裏一体のものである。その意味では、この図は、過去から現在に至る経済活動による自然環境の衰退状況を示したものであるということもできる。

例えば、「自然環境条件図」や「災害履歴図」と比較して、潜在的災害脆弱地域に不適切な土地利用をしていないか、また、利用を余儀なくされて立地している場合でも、防災対策は万全であるのか、現在までの土地利用をこのまま継続していっ

てよいのか、また、今後の土地利用の進展をどの地域に求めてゆくことが望ましいのか、などを検討することが可能である。

### 3) 災害履歴図 (C 図)

この図は、過去に熊本県で発生した気象災害や地盤災害などの主要な自然災害の実績を表示したものである。例えば、「自然環境条件図」や「土地利用・植生等現況図」と重ね合わせることによって、どのような地質・地質条件をもつところで災害が発生しているのか、また、災害が発生した地域は現在どのような土地利用がなされているのか、などを判読することができる。さらにそれらを把握した後、将来的な事前防災対策や土地利用の規制・誘導のあり方を検討する際の基礎資料として活用することができる。

### 4) 防災・土地保全等施設図 (D 図)

この図は、災害現象と直接的・間接的に関連の深い土地保全施設や、予知観測施設の分布などを表示したものである。

例えば、この図を「災害履歴図」と重ね合わせることによって、過去にどのような災害が発生した場所で、現在どのような対策がとられているか、また今後、どのような地域で防災対策を行っていく必要があるかなどを検討することができる。

### 5) 防災・土地保全等関係法令指定区域図 (E 図)

この図は、法令指定等による防災対策の状況を編集したものである。この図を他の基本情報図と重ね合わせることによって、例えば、自然環境条件と現況土地利用と、その関連から生じる災害に対して、地理的に適切な規制法令指定がなされているか、また、今後、どの地域に法指定することが望ましいかなどを、将来的土地利用計画と併せて検討することが可能である。

### 6) 貴重な自然および保護すべき文化財等図 (F 図)

この図は、開発などの人為作用や自然災害に対して脆弱な、または、学術上貴重な自然や景観、歴史的に価値の高い文化財などの分布と現況を表示したものである。

この図は、将来の土地利用のあり方を検討する際に、留意事項を示す基礎資料として活用することができる。

### 7) 土地利用動向図 (G 図)

この図は、過去から現在までに、市街地や集落がどのような発展の経過を辿ってきたのか、また、将来どのような地域でどのような土地利用が計画されているのか、それに対して、現在どのような法令や条例によって、土地利用規制や誘導が図られ



ているのかといった情報を総括的に編集したものである。

例えば、この図を、本調査の結論図として編集した土地保全基本図の土地区分と、その土地区分に適応させた土地保全基本指針（マトリックス）と比較検討することによって、将来の土地利用計画のあり方等について、多様な検討を行うことが可能である。

## (2) 土地の保全・適正利用計画のための基本指針……（結論図）

### 1) 土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス（H図）

土地利用計画は、それぞれ地域個有の環境特性に立脚して行われることが望ましい。地域ごとの多種・多様な環境特性の違いを認識し、この特性と社会的・経済的な諸条件との調和を保ちながら適性な土地利用の誘導・規制をいかに推進してゆくかが、今後の県勢計画に求められる課題である。

社会・経済的需要からの土地利用だけでなく、自然環境も含めて調和のとれた適性な利用と保全を図ることは、長期的展望に立脚した永続性のある地域社会の発展のために不可欠な課題である。

過去に山梨県下に発生した、台風による豪雨をはじめとする自然現象に対する土地の反応（災害）は、県土を構成する自然環境条件に支配されながら、地域の社会的背景とも関連して、被害の分布や規模に比較的顕著な差を生じせしめている。土地は多種・多様な土地条件特性を内在しており、このような土地の特性は、災害に対する脆弱性のほかに、土地利用用途によっても可能性と制約性をさまざまな段階で併せもっている。

本調査では、自然環境条件と災害現象の相関性に着目しながら、土地利用の制約性と可能性から見て共通な土地属性をもつ土地ごとに区分し、その土地区分ごとに適正な土地利用と保全を図るための基本方針を作成し、それをマトリックス表に整理した。

「土地保全基本指針マトリックス」では、横軸に、土地保全図上の土地区分（色凡例）を、縦軸には土地利用タイプ別の土地保全基本指針（配慮事項）をそれぞれ示した。横軸と縦軸の交差欄には、土地区分に対する配慮事項の拘束性を記号（●◎○）を用いて段階的に表示した（図1.3-1を参照）。

なお、「土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス」に掲載した各々の土地保全基本指針項目に関連する対応策については、本報告書の第4章に取りまとめた。

マトリックスを横軸に追うことにより、それぞれの土地区分に対して、土地の防災・保全上配慮すべき事項（縦軸左段）が、どのようなものであるかを検索することができる。

マトリックスを縦軸に追う場合は、それぞれの配慮事項が、どのような土地区分のところで適用されるべきかを検索することができる。

それぞれの土地区分の地理的広がり、マトリックス上方の「土地保全基本図」に示されている。

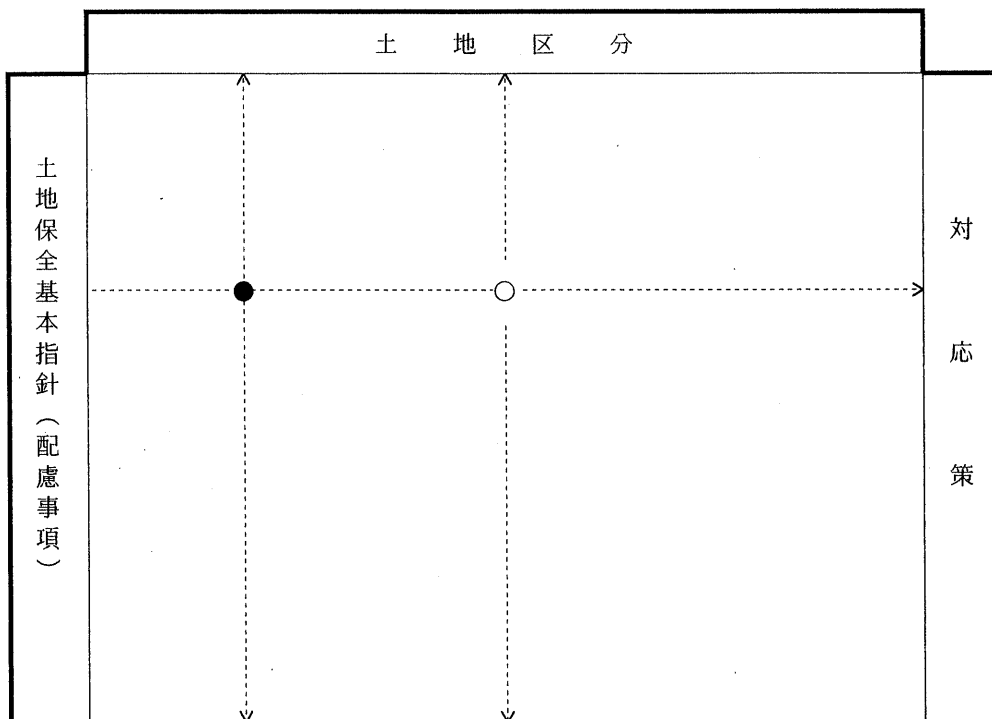


図1.3-1 土地保全基本指針マトリックスの構成

## 第2章 山梨県の概要

### 2.1 地勢

山梨県は周辺を急峻な山々に囲まれている。北東部に秩父山塊、西部に3,000m級の山々からなる赤石山脈（南アルプス）、南部には日本一の高峰富士山(3,776m)、そして北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいている。

これらの山地は、山岳、森林、湖沼、溪谷などの優れた景観に富み、富士箱根伊豆国立公園など、自然公園にも指定されている。

### 2.2 位置・面積・人口

山梨県は日本列島のほぼ中央に位置しており、面積はわが国の総面積377,800km<sup>2</sup>の約100分の1にあたり、県土の78%を山林が占めている。

人口は、県の中・西部を中心に増加傾向にあり、平成10年の推計人口で89万人を超えた。

### 2.3 産業

#### (1) 農業

山梨県の農業は、果樹・野菜・花きなどの栽培に適した自然条件や東京圏に近い立地条件を活かし、新技術、新品種の開発普及による生産性の高い農業生産が行なわれており、土地生産性は常に全国でトップクラスにある。

なかでも、ブドウ・モモ・スモモなどの落葉果樹の生産は盛んで、農業生産の中核をなしている。また最近では、花きの生産が増加している。

今後、自然環境に配慮した生産対策の推進や農業経営の規模拡大のための諸施策を展開するとともに、特産品の開発や都市との農村の交流を促進する農業休暇邑の育成などにより中山間地域の活性化の推進を進めている。

#### (2) 林業

山梨県は、県有林をはじめとして森林が県土の78%を占める全国有数の森林県である。このうちカラマツ・ヒノキ・アカマツなどを中心とする人工林は、森林面積の約44%にあたる約15万haにも及ぶ。

この環境に負荷の少ない木材資源を循環利用し、持続可能な林業経営を進めるため、新たに県下3ヶ所に県産材流通拠点の整備を進め、間伐材の利用促進などの木材需要拡大に努めている。

また森林のもつさまざまな働きを一層高度に発揮させるため、複層林や広葉樹林の造成、長伐期施業などへの取り組みも進め、さらにシイタケ・タケノコ・ワサビのさ栽培など、特産林産物の生産も盛んに行なわれている。

### (3) 商業

山梨県の商業は、県民の豊かな生活を支え、本県経済の一翼を担う産業として発展してきた。

近年、消費者ニーズの多様化、道路交通網の整備等による商圈の変化、大型店やコンビニエンスストアの出店、急速な情報化の進展など、本県商業をとりまく環境は大きく変わりつつある。

まちづくりの観点に立って新しい時代に対応しうる魅力ある店舗や商店街づくりをめざし、経営の合理化、近代化を進めている。

### (4) 工業

山梨県には、全国的にも有名な研磨・宝飾、ワイン、絹織物、印章をはじめとして、本県の風土に根ざしたさまざまな地場産業がある。さらにエレクトロニクス（電子技術）やメカトロニクス（電子機械）などの先端技術産業の立地も進み、活発な生産活動が展開されている。

こうした中で、本県工業の製造品出荷額は高水準に推移してきており、工業は山梨県経済の大きな牽引力となっている。

## 2. 4 歴史

### (1) 原始・古代

山梨県の台地に人々の営みが認められるのは、約3万年前からである。原始社会は、狩りや魚とりや木の実を採集する段階から、やがて米づくりの段階へと進み、ムラが統合されてクニが形成されてくる。

4世紀末から丸山塚古墳や銚子塚古墳が作られ、このことから中道町の曾根丘陵に大きな勢力が存在していたことが伺える。

8世紀の山梨は甲斐国といい、山梨、八代、巨摩、都留の4郡からなり、その中心は、いまの春日居町・一宮町・御坂町付近であった。

12世紀に入ると公家による古代国家の体制は揺らぎ、その中から武家が台頭してきた。1131年頃、甲斐国には源義清、清光の親子が入り、甲斐源氏を興した。

### (2) 中世・近世

甲斐源氏の諸氏のうち、武田氏や小笠原氏、南部氏などは後世まで繁栄した。16世紀の武田氏は、戦国大名として発展し、甲府につつじヶ崎館や要害城を築き、ここを拠点に四隣戦略を進め、天下統一を目指した。

1582年武田氏滅亡後の甲斐国は、織田・豊臣・徳川と支配が移り、江戸幕府の下で、甲府藩（国中）、谷村藩（郡内）が成立するが、1724年には幕府直轄地となる。甲州街道や富士川水運の発達、物資の流通や文化の流入を促した。

19世紀に入ると、幕藩体制の矛盾から各地に一揆が多発した。この頃日本は欧米諸国の圧力により鎖国を解き、近代国家の道を歩み始めた。

### (3) 近代・現代

甲州は、明治元年(1868)3月、政府軍の甲府城入城後、甲斐府から甲府県を経て、同4年11月20日に山梨県となった。(現在11月20日は「県民の日」)

明治前半は藤村県令の勸業政策により、製糸業やぶどう酒製造業が育成された。後半には中央線が開通し、産業や文化が進展した。

農村では零細経営が多く、大正から昭和にかけて小作争議が多発した。昭和初期に身延線が開通すると、富士川水運は近世以来の舟運の歴史を閉じた。

昭和20年(1945)、終戦により、戦後改革の中で農地改革による自作農が増加し、農業経営は果樹への転換が著しくなる。高度経済成長期には商工業が発展し、昭和57年(1982)の中央自動車道の開通はさらに第3次産業を大きく伸ばし今日に至っている。

### 第3章 山梨県土地保全図各説(内容と利用方法)

#### 3.1 自然環境条件図

##### 3.1.1 地形分類

山梨県の地形は、中央に甲府盆地があり、その周辺を赤石・秩父・御坂などをはじめとする山地が取り囲み、その北西部と南東部には、八ヶ岳・富士山などの火山地がある。これらの山地はさらに、富士川・多摩川・桂川およびその支流によって、細分され、同時に盆地の周辺に多くの台地・段丘地や扇状地群を形成し、山地から低地へと移行している。

具体的な地形区の設定にあたっては、山地・火山地については、地域的な広がりにより、中分類を行い、起伏量、連続性により小区分した。さらに山麓地・火山麓地については、地域的に他の地形と入り組むので、これらの地形をも含むものとして、付加的分類を行った。また、丘陵地以下の地形については、地域的には甲府盆地周辺に集中するので、中分類をはぶいて直接に小分類を行った。なお、地形分類図で示した3桁の記号は、ローマ数字(I、II…)は地形分類を示し、大文字のアルファベットは地域の区分を示し、算用数字(1、2…)は地域内の細分を意味する。

地形区は表3.1.1-1に示すとおりである。各区の概要については、以下に示すとおりである。

表3.1.1-1 地形地域の区分と地形区

地形地域		地形区	細分類
西部山地	赤石山地	IA <sub>1</sub> 赤石山地北部	
		IA <sub>2</sub> 赤石山地南部	
	巨摩山地	IB <sub>1</sub> 巨摩山地北部	IIA <sub>1</sub> 駒ヶ岳北麓段丘地
		IB <sub>2</sub> 巨摩山地南部	
北部山地		IC <sub>1</sub> 金峰山地	
		IC <sub>2</sub> 秩父山地	
東部山地		IC <sub>3</sub> 丹波山地	IC <sub>3a</sub> 扇山山麓地
		IC <sub>4</sub> 秋山山地	
		IC <sub>5</sub> 道志山地	IC <sub>5a</sub> 道志西麓山麓地
		IC <sub>6</sub> 丹沢山地北西部	
		IF 三国山地	
南部山地	御坂山地	ID <sub>1</sub> 御坂山地	
		ID <sub>2</sub> 八代山地	
	天子山地	IE <sub>1</sub> 天子山地	
		IE <sub>2</sub> 富士川山地	
富士火山地		IIA <sub>1</sub> 富士火山地	IIA <sub>1a</sub> 富士火山山麓地
八ヶ岳火山地		IIB <sub>1</sub> 八ヶ岳火山地	IIB <sub>1a</sub> 八ヶ岳火山山麓地
甲府北部火山地		IIIC <sub>1</sub> 甲府北部火山地	IIIC <sub>1a</sub> 茅ヶ岳火山山麓地 IIIC <sub>1b</sub> 柵山火山山麓地
甲府盆地	甲府盆地東部	III B <sub>1</sub> 笛吹川右岸段丘地	
		III C <sub>1</sub> 重川周辺段丘地	
		III D <sub>1</sub> 甲府東部扇状地	
	甲府盆地南部	III C <sub>1</sub> 曾根丘陵	
		III D <sub>1</sub> 御坂北麓段丘地	
		III E <sub>1</sub> 芦川扇状地	
	甲府盆地西部	III A <sub>1</sub> 竜岡丘陵	
		III B <sub>1</sub> 市ノ瀬台	
		巨摩山麓合流扇状地	VA <sub>1</sub> 巨摩山麓北部合流扇状地 VA <sub>2</sub> 巨摩山麓南部合流扇状地 VB <sub>1</sub> 御勅使川扇状地
		III B <sub>1</sub> 釜無川低地	
甲府盆地北部	III C <sub>1</sub> 甲府北部扇状地		
甲府盆地中央部	III A <sub>1</sub> 甲府盆地低地		

## ①山地・火山地

- 【赤石山地北部】いわゆる鳳凰三山、白根三山などを中心とした3000m級の山々を含む山地で、起伏量は1000m以上の部分が多い。山陵と山腹の一部に緩斜面が発達する例がある。谷密度は小さい部分が多いが、谷壁は一般に急斜し40°以上になる部分もある。
- 【赤石山地南部】転付峠以南、再畑川以北の赤石山地の分岐した部分とした。前者と比較すると山頂はやや低いが、起伏量は同様の値を示す。谷密度が北部よりやや小さく、崩壊は多い。
- 【巨摩山地北部】赤石山地との境は糸魚川－静岡線とした。甲府盆地に対して赤石山地の前山的な位置にあるが、起伏量の大きい部分と、その東側または北側の起伏量の小さい部分からなる。侵食はやや進行し、崩壊地が多い。
- 【巨摩山地南部】北部との境は御勅使川～夜叉神峠とした。山地としては北部よりやや低いものが多い。海拔1000m前後に平坦面が認められ、この高度以下では谷密度が大きく、崩壊が発生し、一部では地すべりが認められる。
- 【金峰山地】金峰山や国師岳などの花崗岩類よりなる山頂部と、その基部のやや起伏量の小さな山地からなる地域を意味する。この下方の山地の谷密度は20以上になる部分が多い。また塩川中流から上流にかけての一部では、崩壊が発生しやすい。
- 【秩父山地】甲武信岳以東のいわゆる秩父山地の中心部に相当する。金峰山地よりやや山頂高度は低いが、起伏量は全般的には大きく、丹波川上流では比較的平頂な山が残る。谷密度は笛吹川源流で小さく、丹波川左岸ではやや大きい。
- 【丹波山地】丹波川と桂川－笹子川により北南を区切られる県東の山地。秩父山地よりやや低く、全般的には東に高度を減ずる。西側の主稜線を形成する山地は、花崗岩類よりなり風化層が厚い。この山地の一部である扇山の南～南東山麓には比較的広い山麓緩斜面と高位の段丘面とが入り組む。この部分を扇山山麓地として細分した。谷密度は極地的には30以上の部分がみられるが、20前後の部分が多い。
- 【秋山山地】桂川と秋山川に挟まれる小～中起伏の山地。北斜面の谷が南斜面の谷より深い。部分的に富士のスコリアに覆われる。
- 【道志山地】秋山川と道志川に挟まれた山地、西は桂川で区切られる。中起伏山地が中心で大起伏山地もある。西の桂川流域側には山麓面がやや広く発達する。この部分のうち、戸沢川と大平川の中間の丘陵状の山麓地を中心として、道志西麓山麓地を細分した。全体的に谷密度は大きく20以上になる部分がある。
- 【丹沢山地北西部】丹沢山地の北西部に相当し、中～大起伏の山地よりなる。各壁の傾斜は大きく、一部には崩壊地がみられる。北麓にはやや山麓面が広く、局地的な河岸段丘が見られる。
- 【御坂山地】甲府盆地と富士山の中間の障壁をなす山地で、主に大起伏山地よりなる。山地は御坂峠以東、三ッ峠山を中心とする山地と、西の黒岳を中心と



する山地とに分かれ、さらに芦川により西の山地は二分される。この西側の山地は断層が多く、山腹の傾斜は大きく、露岩や崩壊が多い。谷密度は場所により差が大きい、東側では20以上となる例が多い。

【八代山地】広義には御坂山地の一部であるが、起伏量が小さく、小谷が発達している。巨摩山地南部とともに、地すべりが多い地域である。

【天子山地】下部川以南の富士川左岸の山地を意味し、大起伏山地が主となる。谷が深く山腹の傾斜はやや急である。

【富士川山地】早川～再畑川以南の富士川右岸の山地を意味する。地質上はさらにその西部と東部に区分されるが一つの山地とした。西側は起伏量が大きい、富士川沿岸では山麓地や小起伏山地が中心となる。谷の発達は富士川近くの山頂高度の低い部分でややよい。

【三国山地】富士山の東方から北部丹沢山地に連なる非火山性の山地、面積的にはせまい。

【富士火山地】富士山および、その噴出物に覆われた、山麓地を含む。中腹以上を除き傾斜はそれ程大きくない。大沢崩れなどの再裂状の侵食谷があるが、融雪期と降雨期を除き、忍野付近以外に表流水は得られない。

【八ヶ岳火山地】八ヶ岳の主峰赤岳の南東側に広がる山腹、およびその下方の火山の再堆積物や泥流からなる火山麓地とからなる。末端は、釜無川、塩川などにより侵食崖が作られ、内部も一部では侵食谷により分断され、火山麓面上では、水利、交通の便共にやや悪い。

【甲府北部火山地】茅ヶ岳・黒富士などの山頂部に火山らしい姿を残し、火山麓に再堆積物からなる斜面を残す部分と、水ヶ森などのようにその姿をとどめない古い火山とその山麓地よりなる。西側には広い火山山麓面を残すが、火山地としては全般的には谷の発達がよい。

## ②丘陵地

【竜岡丘陵】釜無川右岸にある小丘陵地で、一部は八ヶ岳の火砕流よりなる。面積的にはせまい。

【市ノ瀬台】巨摩山地の山麓にある洪積台地である。約430mの高度を有し、滝沢川、市ノ瀬川などにより開析が行われている。

【曾根丘陵】御坂山地の北麓に位置する海拔340～390mの丘陵地で、御坂山地に対して弱い逆傾斜をなす。浅利川、七覚川、滝戸川などによる開析が進み、丘陵上では水利、交通とも便が悪い。

## ③台地・段丘地

【駒ヶ岳北麓段丘地】駒ヶ岳の北～東麓の尾白川、大武川などの流域にみられる段丘状の地形を示す地域。高または中位面はロームがあり、下位面は砂礫ないし砂層よりなる。

【笛吹川右岸段丘地】主に笛吹川およびその支流のうち右岸の河川によったと思われる段丘ないし段丘状の地形。部分的には高位のものも認められる。

【重川周辺段丘地】甲府盆地東方の勝沼から塩山北方にかけての隆起扇状地状の地

形の地域。円礫からなる部分とロームに覆われた部分がある。現在の河川によりやや分断されている。

【御坂北麓段丘地】日川以南、榛ヶ峰までの隆起扇状地状の地形、構成物は場所により異なり、東部では円ないし亜角礫、西部では崖錐状の堆積物を含む。その下方の扇状地に対して5～10mの比高をもつ急傾斜面で接している。

#### ④扇状地

【巨摩山麓北部合流扇状地】高川、甘利沢川などの巨摩山地北部の河川により作られた合流扇状地であり、末端は釜無川により浸食されている。やや急斜し現河床より高度があり水の便は悪い。

【巨摩山麓南部合流扇状地】滝沢川、高室川、深沢川、坪川、利根川、戸川などによって作られた合流扇状地。山地との中間に市ノ瀬台が位置するために、扇状地の高度もやや低く、堆積物もやや小経のものが多く。

【御勅使川扇状地】御勅使川による新しい扇状地であり、扇頂から扇央にかけては乏水性が著しいが、扇端とくに南部は湧水もみられ低湿となっている。

【甲府北部扇状地】荒川、相川などの扇状地を中心とした他の小河川による扇状地を含む地域、相川扇状地の一部をのぞいては扇状地面の傾斜もゆるく水の便も良い。

【甲府東部扇状地】甲府東部の笛吹川、重川、日川、御手洗川などの扇状地を総称した。合流扇状地的な色彩をもち、傾斜は小さい。やや粗大な丹礫からなる部分とより小さいものから成る部分がある。水の便は概して良い。

【芦川扇状地】芦川の笛吹川合流点に作った小扇状地、甲府盆地の低地部と曾根丘陵との中間の高度をもつ。

#### ⑤低地

【甲府盆地低地】甲府盆地底部の三角州性の堆積物よりなる地域を示す、湧水がある地域もあり低湿で土地条件はおとる。

【釜無川低地】主に釜無川と塩川に沿う沖積地のうち、やや粗大な堆積物から成る地域。

### 3.1.2 表層地質

山梨県を地形的、地質的に概観すると、古期岩層からなる関東、赤石両大褶曲山地が北側・西側にそびえ、それらの前衛として新第三系からなる一段低い御坂、巨摩、天子等の褶曲山地が配列し、県のほぼ中央部には沖・洪積層からなる甲府盆地がいだかれている。また、南東・北西両低地域には、富士山・八ヶ岳等の第四紀の火山が噴出している。

関東、赤石両山地で囲まれた低い山地や盆地の地区はフォッサ・マグナの一部であり、山梨県の大半がこれに包含され、生活舞台はほとんどこの地域にある。

山梨県における地質の概要は以下のとおりである。

#### (1) 地質

山梨県を構成するのは、古第三紀～三畳紀に堆積した四万十層群、新第三紀中新世の御坂層群、及び鮮新世の富士川層群である。また、石英閃緑岩、花崗閃緑岩、両雲母花崗岩などの貫入がみられる。この貫入により、四万十層群、御坂層群、富士川層群の各一部分は、接触変成作用をうけ、ホルンフェルスになっている。

県西部では四万十層群と御坂層群は、糸魚川－静岡構造線によって境される。糸魚川－静岡構造線は早川に沿ってほぼ南北に縦貫しており、その西側に四万十層群が分布し、東側に御坂層群、富士川層群が分布している。走向はいずれも概ね南北である。これに対し、県の北東側では北側に四万十層群が分布し、その南に御坂層群、富士川層群が分布している。走向はあまり明瞭ではないが、概ね東西方向である。

四万十層群、御坂層群及び富士川層群の層序は概ね表3.1.2-1に示すとおりである。

表3.1.2-1 フォッサマグナ地域の層序

地質時代		地層名	岩 相
新第三紀	鮮新世	富士川層群	礫岩、砂岩
	中新世	御坂層群	石英安山岩、同溶岩流、同質火山碎屑岩、同質凝灰角礫岩 砂岩泥岩互層、玄武岩質凝灰角礫岩 玄武岩、同質火山碎屑岩、同質凝灰角礫岩
古第三紀～中生代		四万十層群	千枚岩、粘板岩、珪岩、硬質砂岩、輝緑凝灰岩

#### (2) 第四紀火山地質

##### ①甲府火山噴出物

複輝石安山岩溶岩および同質凝灰角礫層よりなり、噴出期は上部曾根層群と同時である。

## ②四尾連火山噴出物

石英安山岩質凝灰層および凝灰角礫層、溶岩流よりなる。噴出期は洪積世で、下部曾根層群と同時である。

## ③横尾山火山噴出物、飯盛山火山噴出物

飯盛山火山は、八ヶ岳火山の東側に須玉川をはさんで位置する。また、横尾山は飯盛山の東側に位置する。両火山の噴出物は、ともに溶岩流、火砕流、複輝石安山岩からなる。

## ④黒富士火山噴出物

黒富士火山の噴出物としては貫入岩と火砕流がみられる。岩相はいずれも石英安山岩または同質凝灰角礫岩からなる。また、石英安山岩質の酸性ローム層がみられる。

火砕流は、甲府盆地近くの旧甲府湖への流入部では水中堆積相を示しており、軽石を含む凝灰角礫層からなる湖成堆積物が分布している。

## ⑤茅ヶ岳火山噴出物

角閃石安山岩の溶岩流、両輝石安山岩溶岩流及び同質火山泥流（凝灰角礫層）の火砕流、並びに両輝石安山岩質のロームからなる。

## ⑥八ヶ岳火山噴出物

八ヶ岳火山噴出物は、古八ヶ岳火山噴出物と新八ヶ岳火山噴出物に区分される。その岩相は次のとおりである。

新八ヶ岳火山	川俣川溶岩流	—	角閃岩安山岩
	赤岳溶岩流	—	複輝石安山岩
	編笠山溶岩流	—	複輝石安山岩
	三つ頭溶岩流	—	複輝石安山岩
	権現岳溶岩流	—	複輝石安山岩
	観音平溶岩流	—	複輝石安山岩
	広河原溶岩流	—	複輝石安山岩
	真教寺山溶岩流	—	複輝石安山岩
古八ヶ岳火山	赤岳火山泥流	—	複輝石安山岩
	キレット貫入岩	—	複輝石安山岩・ひん岩

川俣川溶岩流は最も新しい噴出であるが、その他の噴出物はほぼ同時期の噴出である。

## ⑦旧富士火山噴出物、新富士火山噴出物

富士山噴出物は、旧富士火山噴出物および新富士火山噴出物に区分できる。旧富士火山噴出物は、第四紀洪積世の噴出で、小御岳火山噴出物、古富士火山噴出物よりなる。これらは、富士火山の基底を形成し、新富士火山噴出物は、この旧富士火山噴出物を被覆して堆積し、現在の富士山の山容をつくっている。新富士火山噴出

の時期は、沖積世中期（B.P.7,000年）より現在に至っている。

富士火山噴出物の層序は、表3.1.2-2のとおりである。

表3.1.2-2 富士火山噴出物の層序

地質時代	地層名	層厚	岩 相	噴 出 位 置
沖積世	T 3 層	50m	熔岩流・テフラ層	山腹噴出 宝永山
	L 4 層	50m	熔岩流	山腹噴出 青木ヶ原丸尾、剣丸尾
	L 3 層	150m	熔岩流・テフラ層互層	山頂噴出
	T 2 層	200m	テフラ層・扇状地堆積物	山頂噴出 御庭寄生火山群
	L 2 層	100m	熔岩流・テフラ層互層	山頂噴出
	T 1 層	120m	テフラ層・扇状地堆積物	山頂噴出 大室山寄生火山群・大白寄生火山群
				山腹噴出
	L 1 層	80m	熔岩流・テフラ層互層	山頂噴出
洪積世	古富士火山噴出物			
	小御岳火山噴出物			

#### ・旧富士火山噴出物

小御岳火山噴出物は富士山の北側斜面の標高2,300mの五合目小御岳神社より山麓にかけて、巾約4kmの間に露出する。岩質は、玄武岩質安山岩で、斑状構造を示し、径10mm以上の斜長石の大斑晶をもち、その他、紫蘇輝石、かんらん石の斑晶が認められる。

古富士火山噴出物は、ほとんどが新富士火山噴出物に覆われて、地表にはほとんど露出しないが、玄武岩質火山泥流が桂川旧流路に沿って流下しており、四方津付近まで追跡される。

#### ・新富士火山噴出物

新富士火山噴出物は、富士山頂より山麓にかけて広範囲にわたって露出し、その岩相は、熔岩流およびテフラよりなる。

層序に示す、L 1 層、L 2 層、L 3 層は、熔岩流とテフラ互層よりなり、熔岩流、テフラともに時には厚層を示すこともあるが、一般に各層の層厚は1～2mである。

T 1 層、T 2 層はほとんどテフラよりなり、時に熔岩流を挟むが、その量はすくない。

寄生火山群は、T 1 層、T 2 層噴出期に形成され、T 1 層噴出期には大室山寄生火山群（大室山、長尾山他）、大白火山群（大白、小白）が噴出し、T 2 層噴出期には御庭寄生火山群をつくる多数の小寄生火山および火山泉が噴出した。

なお、猿橋溶岩流は新富士火山最初の噴出のL 1 層溶岩流が桂川に沿って流下したものである。大月市東方の猿橋まで追跡され、さきに流下した古富士泥流を被覆している。

### (3) 地域別の地質

土地の活用ならびに保全を考える上で、地形、地盤地質、地下水理等は欠かせない重要な要素であり、この点に留意すると、県内は次の10地区に細分される。

- ・(古・)中生代、古第三紀の固結堆積物からなる山地  
..... A, B
- ・新第三紀の海成の火山性岩石・固結堆積物からなる山地  
..... C, D, E, F
- ・鮮新世～第四紀の火山地および未固結～半固結堆積物からなる平地・山地  
..... G, H, I, J

#### ① 関東山地南西部 (A)

この地区は桂川および笹子川以北、笛吹川以東の高峻な地域を指し、北部は埼玉県に、東部は東京都及び一部神奈川県にそれぞれ連続する。この地区の岩石はおもに中生界のジュラ～白亜系と古第三系の粘板岩、頁岩、砂岩、および古第三紀以後に貫入した花崗岩類等から構成されている。

これらのうち、地層の一般走向は西北西－東南東を示し、傾斜は北へ急斜することが多い。この走向に一致して走るおもな構造線(断層、破碎帯)と岩質の硬軟とによって、山系、水系ともに西北西－東南東系をなす。弱帯の顕著なものは、鶴川に沿って走る鶴川破碎帯であり、破碎帯の幅は100m以上に達し、岩石は広く粘土化を受けている。また、桂川の北岸を走り、新第三系に衝上している藤野木－愛川構造線は最も著しいもので、これに沿っても粘板岩、頁岩は広く破碎化、粘土化を受けている。

一般に、粘板岩、頁岩の分布地域は広い範囲にわたって風化のため地層のクリープ現象が起こっており、降雨時などには薄く被覆するロームと混じて小規模な山崩れを頻発させている。

花崗岩類に接するこれらの岩層は幅広く熱変成作用を受け、硬岩のホルンフェルスになっている。上記の岩石の他に、石灰岩、輝緑凝灰岩、チャート、礫岩などの薄層が介在される。

一方、上記の地層を幅3～8kmで不調和的に南北方向に長く貫く花崗岩類が露出し、独特な風化状況や地形をなしている。特に柳沢川流域、日川上流は深層風化により風化残積砂土が厚く被覆しており、起伏も少なくなっている。しかし、起伏が大きいところでは弱風化の花崗岩とこれを被覆する真砂土や崖錐砂礫土との境に滑動が起こり、地すべりや大規模な山崩れが頻発している。この花崗岩類のほぼ中央部には、安山岩の岩脈が南北の走向性をもって数多く貫入しており、一部では地表に溢流したところもある。

#### ② 赤石山地東部 (B)

この地区は早川、春気川以西の急峻な山地と、鳳凰山・駒ヶ岳山塊との地域を指し、西部は静岡県に、北西部は長野県にそれぞれ連続する。この地区は甲府盆地を介して関東山地西部と対称的に配置している。早川、春気川の縦谷と鳳凰山東麓は

フォッサ・マグナの西縁を画す有名な糸魚川―静岡構造線である。

この地区の岩石は、おもに中生界・古第三系の粘板岩、頁岩、砂岩、および花崗岩類である。

地層の一般走向は南北、傾斜は概して西に急斜し、層面断層や走向断層等多く、かなり複雑な構造をしている。糸魚川―静岡線に沿った地帯は粘板岩～千枚岩の破碎化が著しく、大規模な山崩れを起こしている。また、雨畑川流域の岩石はセン断褶曲をなし、深層風化を受け、岩盤はかなりルーズになっており、山崩れが頻発している。これらの崩落物は粘板岩、砂岩等の角稜ある細片が多い。上記の堆積岩の他に、輝緑凝灰岩、チャート・礫岩等の薄層が介在される。

一方、鳳凰山、駒ヶ岳の花崗岩類は、節理に沿って急崖を形成し、風化残留砂土はあまりのせていない。岩屑、真砂土が東麓に崩落し、さらにこれが武川村一帯に運搬堆積し、良質な米作地帯をなしている。

### ③丹沢山地北西部（C）

この地区は神奈川県丹沢山塊北西の一角をなし、県内では桂川以南の山地を指す。北限は前記（①）の藤野木―愛川線とする。

新第三紀グリーン・タフ変動の産物としての暗緑色の海底火山噴出岩およびこれ貫く花崗岩類が分布し、これらを広く、かつ、厚く被覆する愛鷹山、富士山起源の火山灰砂、ロームがある。また、桂川沿岸には浅海に堆積した礫岩や、桂川河岸段丘礫層なども分布している。

海底火山噴出岩としては、安山岩溶岩流・同質の火山角礫岩・凝灰角礫岩が多く、後2岩は地盤地質的性質としては溶岩流とさほど相違はない。また、玄武岩がこれらに伴っている。

これらの上位（北側）には、淡青灰色の石英安山岩質～流紋岩質の凝灰岩が卓越する。これらの火山性岩石は、いずれも海底に噴出する際あるいは堆積後に変質し、各種の粘土鉱物を生じている。

花崗岩類は岩相変化に富み、石英閃緑岩～閃緑岩～斑禰岩などである。花崗岩地域には、地すべりや山崩れが多発している。これは厚い真砂土層や火山灰砂・ロームをのせているためである。

桂川沿岸に露出する礫岩は大きく2種類に区分される。下位（南側）は淘汰・円磨ともに良好で固結度大の円礫岩であり、採石もされている。上位は淘汰・円磨ともに劣り、ルーズな礫岩であり、シルトを多く介在する。前者の円礫岩の下位には、有孔虫化石を多産する泥岩がある。

桂川段丘面は重要な生活空間であるが、表面を厚くロームが被覆し、かつ、ブラットフォーム性地形であるため地下水に乏しく、土地利用にあたっては注意すべきである。

### ④御坂山地（D）

この地区は甲府盆地と富士山麓の間にそびえる御坂山脈で、北東部は大月市、西部は本栖湖の間約30kmの地域を指す。

丹沢山地北西部とほぼ同じく、新第三紀の海成の火山性岩石および堆積岩で構成

されるが、特に海底噴出の玄武岩溶岩流と花崗岩類とで特徴づけられる。その他、安山岩・石英安山岩の溶岩や火砕岩、礫岩・泥岩が露出し、これらに石英斑岩～岩、斑糲岩～輝緑岩が貫入している。

一般走向はNE-SW性であり、これに並走する断層もかなり多い。グリーン・タフ変動に伴って沈殿した宝鉾山・万福鉾山・本栖鉾山等の黒鉾型鉾床が胚胎され、銅・鉛・亜鉛の鉾石、黄鉄鉾・石膏、金などが産出される。

この地区には、小さい沢などにも人家が多くあり、昭和41年の26号台風の例のように、豪雨によってもたらされた甚大な人畜災害が根場・西湖・本郷・鷲宿等に起こっている。これは崖錐や小型扇状地などのような一時的堆積物が谷間に厚く堆積しているためである。

#### ⑤巨摩山地(E)

甲府盆地の西方に、南北方向に長くそびえる山地を巨摩山地といい、赤石山地の前山である。東は盆地、西は早川の溪谷、北は中山、西は早川の横谷部等で境られた地区を指す。

この地区は新第三紀の特に中新世の初期に活動した海底噴出の安山岩類および泥岩で特徴づけられる。このうち、前者は概ね山地の東半部(下位)を、後者は西半部(上位)を占めて分布する。

火山性岩石は安山岩溶岩流・安山岩質火山角礫岩・安山岩質凝灰角礫岩・玄武岩であり、変質を受けて暗褐色を呈することが多い。盆地に接する地域には石英閃緑岩が露出する。また、泥岩には、南北方向に長く多くの斑岩～岩が貫入している。

地層の走向・傾斜は場所によって変化が著しいが、一般には南側で走向N-S性、北側に行くとNE-SW性になる。NE-SW性、NW-SE性の断層が多く生じている。西縁は前記の糸魚川-静岡線であり、急角度で西方の中生界～古第三系の粘板岩等がこの新第三系の上に衝上している。

火山性岩石の分布地域には、断層によって形成されたものと思われる平坦面が各所にあるが、このようなところに地すべりが発生しており、例えば十谷部落はその例である。

茂倉・ドノコヤその他の黒鉾型鉾床が胚胎されており、銅鉾・亜鉛鉾・石膏などが産出される。

また、糸魚川-静岡線に沿った地帯には西山温泉をはじめ各所に温泉が湧出している。



## ⑥富士川流域（F）

富士山の西麓には、南北に長く天子山地がそびえ、富士川を間にはさんでその西方には身延山・篠井山・十枚山等の高嶺が連なるため、富士川沿岸は低地帯をなし、富士川谷といわれる。この地区の南方は、約10kmで駿河湾頭にのぞみ、気候は甲府盆地とはやや異なり温暖・多雨であり、起伏の少ない地形と相まってヒノキ・スギ等の美林が多い。

地質は南部フォッサ・マグナを代表する堆積物で埋められ、特に新第三紀中新世から鮮新世にわたる一連の海成（一部陸成）の堆積岩（御坂層群・富士川層群）から構成される。岩石は各種の固結堆積物、火山性岩石と、これらを通る花崗岩類・斑岩であり、特に泥岩と砂岩の有律互層および礫岩が卓越している。各地層の境に沿う多くの断層が斜交して走っているため、一般の地質構造は西方に傾斜した覆互構造をなしている。

下部温泉が深谷に湧出し、断層に沿って湧出する鉱泉も各所にみられる。

御坂山地の鉱床とほぼ同一層準の火山性岩石中には、第一妙法・湯ノ奥などの黒鉱型鉱床・マンガン鉱床が胚胎されている。

この地域は有数な地すべり、山崩れ地帯であり、豪雨によるJR身延線や国道52号線の不通が、泥岩や砂泥互層地域にしばしば起っている。

## ⑦甲府盆地北方山地（G）

この地区は、東を笛吹川に、西を塩川・須玉川によって画され、南は甲府盆地に終わり、北は長野県佐久地方に連続する地域を指す。関東山地の主峰金峰山（2595m）をはじめ、著名な高山が連なり、大分水嶺となっている。

花崗岩類とこの上に散在して残存する中生界や古第山系の粘板岩・砂岩・ホルンフェルス等が基盤をなし、これらの断裂に沿って噴出したおもに陸上の火山性岩石が南部を広く被覆し、この地区の特等となっている。

花崗岩類は花崗岩・花崗岩閃緑岩・石英閃緑岩であり、また、閃緑岩～斑岩の小岩体もみられる。起伏の小さいところは、深層風化が行われ、真砂土や角礫混じり土砂が10m以上の厚さで被覆している。西部の花崗岩には晶洞が多く、この中に水晶が晶出しており、水晶の産地として古くから有名である。また、珪石や輝水鉛鉱等も胚胎されている。西沢深谷の谷底には花崗岩に貫入した安山岩の岩脈に沿って温泉が湧出し、金峰泉－積翠寺破砕帯に沿っては鉱泉が各所に湧出する。

横尾山・茅ヶ岳・黒富士・水ヶ森等は鮮新～洪積世に陸上に噴出したおもに安山岩質の溶岩流・火砕岩である。これらに伴って石英安山岩の活動もあり、例えば黒富士・石和一帯にみられる。

茅ヶ岳は非対称的に南・西両側のみ裾野を拡げている。このうち、南麓は地下水が豊富である。

## ⑧富士山（H）

秀嶺と高峰を誇る富士火山は、南部フォッサ・マグナ地帯に起こった火山活動の最終で、また、最大の規模で起こった内因的地質作用の産物である。

岩石はカンラン石玄武岩溶岩流と同質の火山砂礫であり、山体はこれらの互層で

構成されている。しかし、富士吉田市の背後には、火山灰砂やロームを混じえて、やや運積された火山砕屑物様砂礫がみられる。

標高2,000m以上の山体には、大沢、吉田大沢などの堀れ溝が発達し、崩壊が起こっている。北西の山麓には、大室山・長尾山、片蓋山等の寄生丘がみられる。また、山麓一帯には多数の溶岩洞穴が発見されている。

地下水は、山麓部の標高1,000m以下の地帯に賦存している。

#### ⑨八ヶ岳（I）

山梨県内には、八ヶ岳火山列の南端部が属している。関東、赤石両山地の中生界が接合する部分に、洪積世に大量に噴出し、基盤岩を完全に被覆し、広大な火山平原が広がっている。

赤岳、権現岳、編笠山等から流出した主に安山岩溶岩が標高1,300m以上の山体を構成する。これより南の平原は泥流、火砕流として流下した半固結～一部固結した火山砕屑物が大量に堆積しており、この上を火山灰砂、ロームが広く被覆している。

釜無川左岸の侵食崖は「七里ヶ岩」と呼ばれ、この地域の一大偉容を誇っている。これは八ヶ岳の山体崩壊期に大量に流下した泥流、火砕流、溶岩流等から構成され、これは甲府盆地の西半部にも氾濫した。

地下水は標高1,000m以下の広い範囲に賦存し、また、湧泉も各所にみられ、深・浅両層地下水を汲み上げて利用されている。

#### ⑩甲府盆地（J）

甲府盆地は山梨県のほぼ中央部にあって、標高200～300m、周囲約100km、ほぼ三角形で、県内唯一の沖積平地である。盆地の北端部に甲府市があり、行政、教育、文化等の面で中心となっている。

盆地周縁部には、洪積統の未固結～半固結の砂礫層、火山性礫層からなる台地・丘陵地が配列する。北部では牧丘町の段丘、塩山の水上台、南部では曾根丘陵・大木台、西部では市之瀬台・竜岡丘陵などである。これらは比高50～100mを保ち、表面はすべてロームで被覆されている。

盆地の西、南両地域には、標式的な扇状地が発達し、果樹地帯をなしている。未固結で空隙の多い礫層から構成されている。

盆地内を埋めている沖積層は粗粒の未固結堆積物が多く、盆地中央部にわずかに砂に富んだ堆積物が、さらに内側には泥に富んだ堆積物がみられる。扇状地性の堆積物であるため、礫、砂、泥等は分離されておらず、混ざり合っている場合が多い。

盆地の沖・洪積統の下位の深度100～400mには、鮮新統の半固結～固結した火山砕屑物があり、甲府市、石和町、春日居町一帯では、平均温度30～45℃、1泉あたり1,000～2,000l/min（県営泉）の温泉を湧出させている。

一方、地下水は台地を除くと、比較的豊富であり、盆地のほぼ中央部の東西方向に長い範囲には自噴帯が存在する。

#### (4) 富士火山の発達

富士火山の地質は、津屋(1935、1968)によって詳しく調査され、前述したように記されている。津屋(1968)による富士火山の表層地質を図3.1.2-1に示すが、寄生火山は山頂を通る北西～南東方向の軸を中心に分布していることがわかる。過去の青木ヶ原溶岩流(864年)なども寄生火山から噴出した溶岩によるものである。

守屋(1983)は、従来の研究をもとに、富士火山の発達について次のように記している。

富士火山体の活動は8万年前に開始し、玄武岩質の溶岩やスコリアなどを交互に噴出して成長し、現在、基本的には溶岩流出とスコリア噴出を繰り返して成長した段階にある。地形的には、流動性の大きな溶岩流からなる平滑な円錐火山であり、内部に小カルデラが隠されているとか、山麓に火砕流堆積物が見いだされるということはないはずである。

このような小カルデラの形成や火砕流の噴出は、早くてもまだ数万年先のことであろうと考えられる。ただ、富士山は中心部が脆弱な火砕岩、表核が堅牢な溶岩流で構成されている不安定な構造の急峻な山体からなるので、山頂部が大崩壊して崩壊物が山麓を広く埋めてしまうという事件(磐梯式噴火)が起こってよい段階にある。富士山の火道が管状ではなく板状であれば、火道の伸長方向に対して直角の方向に崩壊・流下しやすいはずである(図3.1.2-2参照)。

#### 参考文献

- ・津屋弘達(1968)5万分の1富士火山地質図。地質調査所。
- ・守屋以智雄(1983)日本の火山地形。東京大学出版会。
- ・植村ほか編(1988)日本の地質4, 中部地方 I。共立出版。

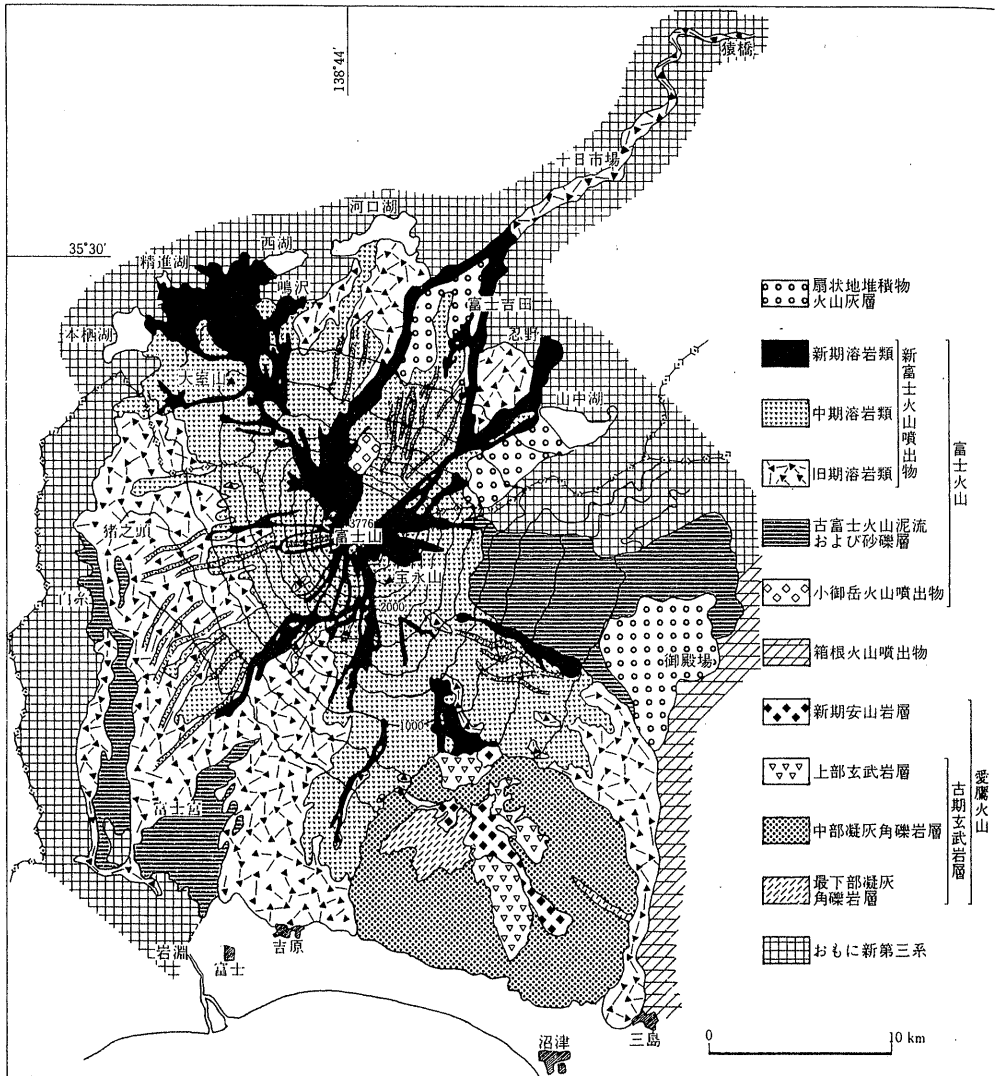


図3.1.2-1 富士火山・愛鷹火山の地質概略図  
 (津屋1968等による. 植村ほか編1988より引用)

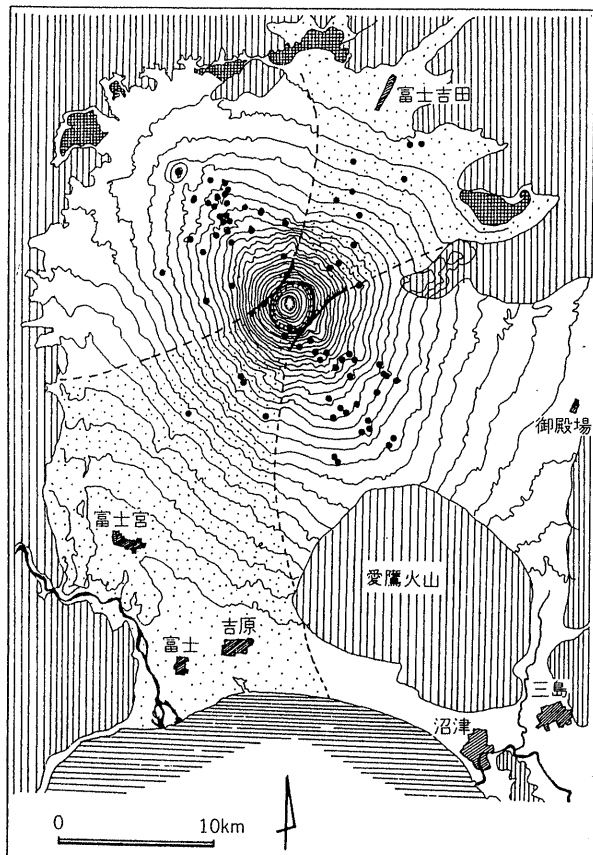


図3.1.2-2 富士山に“磐梯式噴火”が起こり、山頂が大崩壊した時に崩壊物質が流下・堆積する範囲を想定した図(山頂より北東・南西方向の網で示した範囲、黒丸は寄生火山、守屋1988より引用)

### 3.1.3 土壌

山梨県における山地、台地、低地の土壌は大土壌10、土壌統群23に分類される。

土壌統群の分布および、地形、地質、生産力との関連については、概ね次のとおりである。

#### (1) 山地の土壌

山梨県の山地は土壌の面から7山地に分けられる。

##### ①赤石山地

赤石山地は3,000mを越す高山が10山もあり、平均高度が2,100mに達している。しかもこの山地をえぐる早川と野呂川の河床がきわめて低いため、傾斜が急で起伏の大きい雄大な山地となっている。

土壌は標高が高いため、ポドゾルが相当広く分布する。また全般的に急傾斜のため、岩石地や岩屑土が多い。褐色森林土は県内の他の山地にくらべて湿性である。なお、黒色土はほとんどみられない。

##### ②関東山地

東部はいわゆる小仏層の地域であり、基盤は粘板岩、頁岩、砂岩が互層をなしている。

一般に尾根はやせていて幅がせまく、山腹も下降斜面が多いので、崩積土の分布が広い。しかし風化されにくい砂岩の地域では凸型の山腹斜面をつくっている。

土壌はほとんどが褐色森林土であるが、埼玉県との県境にポドゾルが分布する。また東京都と県境の尾根、大菩薩峠、小金沢山、扇山および権現山の稜線には黒ボク土が分布している。多摩川、鶴川の流域は急斜地が広く分布し岩屑土が多い。また、乾性褐色森林土壌のうちB<sub>c</sub>型土壌の占める割合が、他の地域にくらべて多いことも特徴としてあげられる。

中部の秩父山地から大菩薩嶺にかけた地域は、花崗岩、石英閃緑岩などの深成岩を基岩とする地域である。したがって、土壌は大半が褐色森林土であるが、砂質の乾性土壌の多いことが特徴である。乾燥型と湿潤型の割合は6：4である。この地域のポドゾルは標高が高いことと基岩が花崗岩類であるため、長野県との県境の地域に広く分布し、特に稜線沿いにはP<sub>01</sub>型が幅広く出現している。

黒ボク土は倉掛山および剣が峰の稜線に、長く線状に分布している。

岩石地は金峰山、瑞垣山、鶏冠山、小樽山などに相当広く現れ、岩屑土は笛吹川の上流、東沢と西沢の周辺に団地状に分布している。

北部は甲府盆地の北部山地にあたり、地質は中生層と噴出岩類からなっている。中生層は増富層と呼ばれ、砂岩、粘板岩、頁岩などが互層をなしている。噴出岩は東から西へ帯那山、茅ヶ岳、横尾山の3地域に分布している。

土壌はほとんど褐色森林土が占め、乾燥型と湿潤型の割合は4：6である。ポドゾルは小川山から派生する稜線地区のほかに、木賊峠北部の深成岩が露頭したところにもごく小面積みられる。

黒ボク土は横尾山の山頂部、茅ヶ岳の山麓部に面として拡がり、信州峠、木賊峠

などの稜線沿いにも線上にあらわれている。

### ③ 櫛形山地

中新世にできたいわゆる御坂層がほとんどである。西部の赤石山地に近いところは桃ノ木層、富士川よりは櫛形山層となっている。

岩石は砂岩や礫岩のほかに、凝灰岩などの火山岩が多い。この地区の土壤は大部分が褐色森林土である。また乾性褐色森林土壌のなかで、B<sub>b</sub>型よりB<sub>c</sub>型が多いことも特徴としてあげられる。ポドゾルは2,000mをこす千頭星山、大崖頭山に分布しているが、櫛形山にはみられない。黒ボク土は甘利山と貫ヶ岳の稜線沿いになぜかみられる。岩屑土が櫛形山を中心にして広く分布し、さらに南部にも各所に点在している。また山頂の平坦面にはわずかながら火山灰が残っている。

### ④ 天子山地

この地区は、御坂層によって構成されるが、富士川の西八代層と東側の天子山脈層に分けられる。岩石は凝灰岩、集塊岩、凝灰質砂岩を主とし、頁岩、礫岩をともなっている。また石英閃緑岩、閃緑岩などが脈岩となって現れている。土壤は大部分が褐色森林土であるが、乾燥型と湿潤型との出現率はほぼ同じである。静岡県との県境になっている天子山塊の急斜地には岩屑土が広く分布している。また緩斜地には火山灰が厚く堆積している。

### ⑤ 御坂山地

御坂層が命名された地区で安山岩、 岩、凝灰岩などの火成岩を主とし、頁岩、砂岩、礫岩などの堆積岩を含んでいる。土壤は大部分が褐色森林土で占められている。この地区は標高1,800mに近い三ツ峠山、黒岳などがあるが、ポドゾルは出現していない。黒ボク土は三ツ峠山、黒岳、石割山、三国山などの山頂平坦面およびそれから派生する稜線沿いに線状にみられる。岩屑土は西湖の北部、足和田村から芦川村へかけて分布している。またこの地区は富士山をとりまいているので、火山灰が厚く堆積し、土壤母材となっている地域が多い。

### ⑥ 八ヶ岳火山地区

富士火山脈の中では噴火の歴史が古い。基岩は集塊岩と凝灰岩が互層をなしているが、いずれも安山岩質のものである。土壤の分布は褐色森林土壌が山麓にわずかにみられるが、1,600mからポドゾルの漸移帯にかけて、褐色森林土壌の暗色系が広く分布している。ポドゾルは集積層のみが認められるP<sub>DM</sub>型が多く、溶脱層がはっきりみられるのは山頂に近いところだけである。

黒色土は山腹から山麓にかけて広大に分布している。なお、農耕地と接する地域には厚層黒ボク土壌、淡色黒ボク土壌がみられる。

### ⑦ 富士火山地区

富士山の噴出物はきわめて流動性に富んだ塩基性のもので、はじめは多量の基底溶岩により山体ができ、その後は砂礫と溶岩が交互に噴出して成層したと考えられている。富士山には集塊岩と凝灰岩が少ないものも特徴である。

土壌はきわめて未熟で、層位の分化もはっきりしていない。高山帯にあたる部分  
は高山岩屑性土壌、亜高山帯にあたる部分は褐色森林土壌の暗色系が分布している。  
褐色森林土は乾燥型が凸地形のところにおおむねみられたが、すべて褐色森林土壌  
として表した。

宝永山の噴出物で覆われる東南山麓にはきわめて未熟な粗粒火山 出物未熟土壌  
がみられる。また剣丸尾、鷹丸尾などと呼ばれる溶岩流、青木ヶ原樹海といわれて  
いる溶岩台地を岩屑土とした。

黒ボク土は西麓の朝霧高原に続く本栖湖の南東部と、東北麓の梨ヶ原周辺に広く  
分布している。

## (2) 台地、低地の土壌

山梨県において農地の主体をなすのは、八ヶ岳山麓、茅ヶ岳山麓、富士山麓等の  
山麓および台地と、甲府盆地およびその周辺の台地である。

山麓および台地は主として黒ボク土からなり、樹園地、普通畑、水田として利用  
されているが、高位部では畑作率が高い。

甲府盆地は釜無川、笛吹川、荒川等の沖積土で灰色低地土が大部分を占めるが、  
南部地区にはグライ土もある。水田率が高いが、秋落水田と高位収穫田とがあっ  
て収量の差は大きい。この地域は甲府市の経済圏域にあって、それぞれの立地条件  
を生かした適地適作経営を行って、高位の生産をあげているが、近年甲府市および  
その周辺部は他産業の発展に伴って就業人口の移動、農地のかい廃転用が激しくな  
っている。

甲府盆地周辺の台地は黒ボク土、赤黄色土、灰色低地土等が分布し、畑作率が大き  
く、とくに果樹、桑園等樹園地の占有率が高い。

### ① 峡中地域

この地域は甲府盆地の平坦地区と御勅使扇状地区に大別される。

平坦地区は沖積地よりなるが、土壌は数種のものが入り組み一様でない。すなわ  
ち、北西部には細粒灰色低地土壌が、西部の釜無川沿いには粗粒灰色土壌が、中央  
部から南部にわたっては粗粒グライ土壌が、また、東北部には灰色低地土壌が主体  
的に分布するとともに、中央部から南部にかけてはこれらが混在する。耕地として  
は水田割合が高いが、北西部から中央部にかけては高位収穫田がみられ、西部から  
南部にかけては秋落水田である。また中央部から南部にかけては、圃場整備事業が  
行われ、水稻と他作目との複合経営の進行がみられる。

御勅使扇状地区の土壌は洪積世堆積よりなる粗粒灰色低地土壌および細粒灰色低  
地土壌が主体をなす。粗粒土壌は表層より礫含量が多くて下層は礫土となる。細粒  
土壌は礫含量も多いが粘質である。両土壌とも大部分が樹園地であり、かつては常  
習早魃地であったが、畑灌施設が整備され、安定した生産が期待できるようになっ  
た。

### ② 峡東地域

この地域は盆地東部の平坦地区（笛吹川沿い）と平坦地周辺の台地地区および盆



地に面した扇状地区に分かれている。

平坦地区（笛吹川沿い）は笛吹川の沖積地よりなり、上流地区は表層には礫の少ない砂質の粗粒灰色低地土壌であり、大部分が果樹園となっている。下流地区は粗粒グライ土壌、グライ土壌であり水田である。

台地地区は暗赤色土壌であり、桑および果樹など樹園地が多いが、一般に強粘質土であり、理化学性が劣る。また一部には黒ボク土があり桑園となっている。盆地に面した扇状地区は灰色低地土壌が主体をなしている。従来は水田が多く年により用水不足を生じ生産は不安定であったが、生産力は高い方に属していた。近年は水田は殆どなく果樹園に変わっている。

また笛吹川と重川にはさまれた段丘地区は淡色黒ボク土である。古くは養蚕業が盛んであったが、今日では桑園は殆どなく果樹園となっており安定した生産をあげている。

### ③ 峡北地域

この地域は八ヶ岳山麓地区、茅ヶ岳山麓地区および釜無川、塩川沿いの平坦地区に大別される。

八ヶ岳山麓地区はほとんど黒ボク土であるが、標高の高い所は厚層黒ボク土壌であり、低位部に向かって黒ボク土壌、淡色黒ボク土壌となる。淡色黒ボク土壌は山麓低部の標高700m以下の逸見台地に主体的に分布するが、それより高い所でも尾根筋に散在する。

茅ヶ岳山麓地区には高位部に黒ボク土壌があり、低位部は暗赤色土壌で樹園地となっている。また低位部には細粒灰色低地土壌があり水田となっているが、作土直下に鉄盤層をもつものがある。両地区の黒ボク土は養分含量が少なく生産力は中庸であるが、肥沃度が高まっている古い畑では安定した高い収量をあげている。

平坦地区は釜無川、塩川の沖積地および段丘よりなるが、両河川の下流沿いには細粒灰色低地土壌が分布し主として水田となっており、特に塩川沿いは高い生産をあげている。さらに釜無川上流には粗粒灰色低地土壌が分布し、水田となっているが浅耕田であって生産力は低い。

### ④ 峡南地域

この地域は富士川沿いの平坦地区と山地に移り変わる台地地区とに大別される。

富士川沿いの平坦地区は細粒質灰色低地土壌が主体をなすが、その面積は少ない。主として水田となっているが、浅耕土で生産力の低い所もある反面、生産力阻害要因の認められない所もあって、その特徴は場所により著しく異なる。また地図上には図示できないが、粗粒質灰色土壌で漏水過多田も点在する。

台地地区には黄色土壌があり畑地となっている。この土壌は強粘質土で酸性が強く生産力は高くない。

### ⑤ 郡内地域

この地域は富士山麓地区、桂川上流沿いの平坦地、桂川下流に面した段丘の台地とに大別される。

山麓地区には主として粗粒黒ボク土壤が分布し、一部には黒ボク土壤もある。ほとんど畑地として利用されているが生産力は低い。観光地のため耕地のかい廃転用も多いが、高冷地の特性を生かした近郊的農業へ進みつつある。

桂川沿いの平坦地区は上流より粗粒灰色低地土壤、細粒灰色低地土壤、黒ボク土壤と変わるが水田としての利用が多い。粗粒灰色低地土壤を除くと生産力も高い。上流には多湿黒ボク土壤があり水田となっている。

桂川下流に面した台地は大部分が黒ボク土壤であり畑地が多い。一部には暗赤色土壤があり樹園地として利用されている。

### 3.1.4 気象・気候

#### (1) 山梨県の気候の特徴

年平均温度、年降水量、年平均風速、年間日照時間および年平均湿度について、全国平均値と県内の値を表3.1.4-1に示す。

表3.1.4-1 各気象要素の全国平均値と県内値

	全国平均	県内		
		平均	甲府	河口湖
年平均気温	13.8℃	12.2℃	13.9℃	10.1℃
年降水量	1739mm	1524mm	1055mm	1483mm
年平均風速	3.0m/s	1.6m/s	1.8m/s	1.9m/s
年間日照時間	1829 h	—	2075 h	1888 h
年平均湿度	74%	—	68%	74%

全国平均値（山岳を除く153官署の平均）および甲府・河口湖の値は1991年版日本気候表による。また県内平均値は1993年版アメダス準平年値表による。

山梨県における主な気候要素別特徴は次のとおりである。

- ・ 標高差による気温の地域差が大きい。また、内陸性による気温較差が大きい。  
人口が密集する盆地の年平均気温は、ほぼ全国平均値である。しかし、標高が高い常住地域の気温は低く、盆地との気温差が6℃に達するところがある。また、海に近い一部地域を除いて気温の日較差、年較差が大きく、内陸気候の気温特性を示す。
- ・ 少雨地域と多雨地域が混在している。  
年降水量は盆地で少なく約1000mmであるが、富士五湖地方や富士川下流域の多雨地域では、この値の2倍強に達するところがある。県内には少雨地域と多雨地域とが混在している。
- ・ 県内全般に風が弱い。  
年平均風速が2m/s以下の地点が多く、県内全般に風が弱い。日最大風速が10m/sを越す日数も少ない。強風の出現は甲府では台風と冬型気圧配置、河口湖では台風によることが多い。
- ・ 盆地などで日照時間が多い。  
盆地や八ヶ岳山麓は全国的にみて多照地域であるが、東部、富士五湖地方および富士川流域では、年間日照時間が全国平均値を下まわる地点がある。
- ・ 盆地では空気が乾燥している。  
年平均湿度は河口湖では全国平均並みであるが、甲府では全国平均値よりかなり小さい。冬から春にかけて盆地で空気が著しく乾燥することがある。
- ・ 雪は南岸低気圧によって降る。  
本州南岸を低気圧が通過する時に雪が降り、大雪となることもある。北部や西部の山沿い地方を除けば冬型気圧配置による雪はまれである。標高が高い地域の雪日数、降雪量は、平地よりかなり多い。

年平均気温と年降水量からみた県内の地域別気候特性を表3.1.4-2に示す。

表3.1.4-2 県内の地域別気候特性

地域名	年平均気温	年降水量
甲府盆地	高い	少ない
富士川流域	高い	多い～平均
東部	平均～高い	平均
北部の山沿い	低い	平均
西部の山沿い	低い	多い
八ヶ岳山麓	低い	少ない
富士五湖地方	低い	多い～平均

年平均気温 低い<11℃≤平均<13℃≤高い  
 年降水量 少ない<1300mm≤平均<1800mm≤多い

(2) 気候の要素別特徴

①気温

ア. 年平均気温

・図3.1.4-1に、年平均気温の県内分布を示す。甲府盆地、富士川流域および東部などが13℃～15℃で、県内では気温の高い地域である。盆地に位置する甲府の13.9℃は全国平均値とほぼ同じである。一方、気温の低い地域は、富士五湖地方、西部の山沿い地方、北部の山沿い地方および八ヶ岳山麓などで、8℃～11℃である。

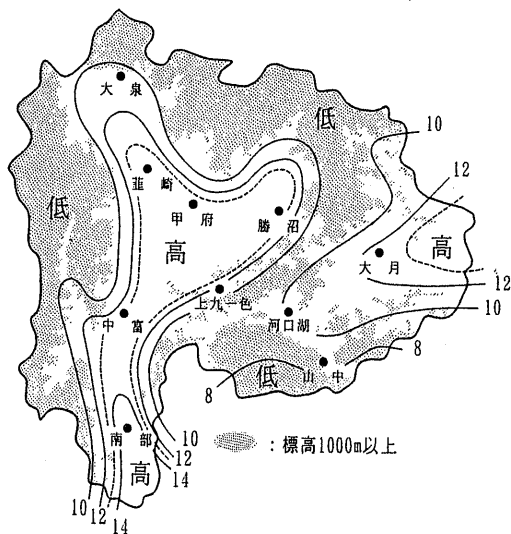


図3.1.4-1 年平均気温の県内分布℃  
 統計期間：1979～1990年

アメダス地点で年平均気温が最も高いのは南部の14.6℃、最も低いのは山中の8.6℃で、その気温差は6℃に達する。県内では標高が100mから1300mまでの地

域に人々が常住しているが、標高差を反映して、地域による気温差が大きい。

県内のアメダス資料による標高と気温の関係を図3.1.4-2に示す。この図から気温減率を求めると100mにつき0.67°Cとなる。甲府の年平均気温はほぼ同緯にある東京より1.7°C低い、これは甲府の標高が東京より約270m高いことによるところが大きい。標高800m以上の高冷地における年平均気温は約10°Cとなっている。

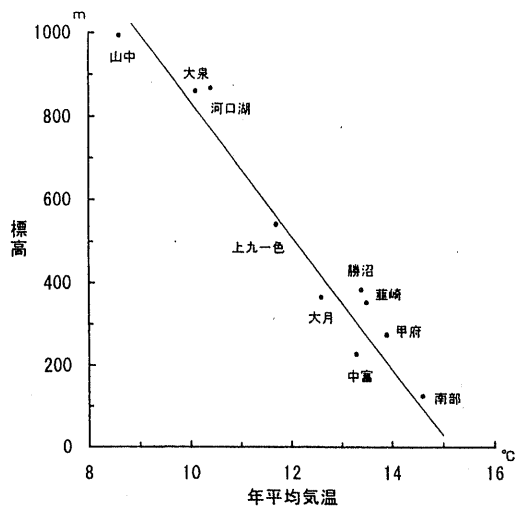


図3.1.4-2 標高と年平均気温の関係

統計期間：1979～1990年

#### イ. 最高気温と最低気温

日最高気温と日最低気温の月平均値の県内分布は、各月とも年平均気温の分布型によく似ている。一年で最も気温の高い8月の最高気温と、最も低い1月の最低気温については以下のとおりである。

8月の日最高気温平均値の分布によれば、平地が30°C～32°C、高冷地が25°C～27°Cとなっている。甲府の最高気温は31.7°Cで東京より高く、福岡、名古屋など西日本の都市並みの値である。また、高冷地にある河口湖の最高気温は青森、札幌など北日本の都市並みである。日最高気温が30°C以上である真夏日の年間日数は、甲府が56日であるのに対し、河口湖が8日で、真夏日出現状況からも、県内の平地と寒冷地における気温の違いをみることができる。

一方、1月の日最低気温平均値の分布によれば、平地が-3°C～-4°Cで、仙台、秋田など東北地方並み、高冷地が-7°C～-9°Cで、札幌並みの気温である。日最低気温が0°C未満である冬日の年間日数は甲府が84日、河口湖が129日で、平地に比べ、高冷地での冬日数はかなり多い。

#### ウ. 較差

日較差の年平均を全国の地点と比較すると、秩父の11.7°C、松本の11.4°C、飯

田の11.2℃が11℃台で、これらに次いで、河口湖の10.9℃、甲府の10.8℃が大きい値となっている。県内の日較差は全国的にみて大きな値を示しており、内陸気候の特徴が顕著に現れている。

しかし、南部の日較差年平均は9.6℃で、県内地点の中では小さな値である。この値は、富士川沿いのやや北にある中富と、静岡県海岸にある清水とのほぼ中間の値となっている。南部を含む県内の海に近い地域では、海岸気候に近い気温特性がみられる。

## エ. 経年変化

甲府と河口湖における年平均気温の変化を、図3.1.4-3に示す。この図には両地点の年々の変化、5年移動平均変化および累年平均値を記入している。

年平均気温5年移動平均の変化についてみると、甲府では、高極と低極が10年から10数年の周期で出現しているが、1920年代半ば以後気温がしだいに上昇している様子がみられ、特に、1980年代後半から急上昇している。

一方、河口湖については、1960年ころをピークとする高温期以降下降するが、1970年代後半に高極があり、さらに、1980年代後半からは急上昇している。河口湖における1933年の観測開始以来の上昇傾向および1980年代後半からの急上昇は、甲府とほぼ同じ変化である。

年平均気温の年々の変化をみると、1920年代以後の高極値と低極値はともに最近になるほど高くなっている。99年間の年平均気温を气象台の解説用階級に区分すると、「かなり高い」は14.3℃以上であり、「かなり低い」は13.0℃以下である。10回ある「かなり高い」値のほとんどは1960年代以後に出現しており、特に、最近10年間のうち5年が該当している。99年間の最高値は1990年の15.3℃である。一方、「かなり低い」値は12回（低い方から8位の13.0℃が5回）あり、いずれも1940年代以前に出現している。最低値は1921年の12.5℃である。

なお、夏期平均気温の変化には、高極と低極の繰り返し約20年間の周期でみられる。気温の上昇傾向はあるものごとくわずかである。一方、冬期平均気温の変化によると、1945年以前の前半に比べて、後半は高い値で変化しており、明らかに気温上昇がみられる。特に、1980年代後半からの上昇は顕著である。1940年代以後の明瞭な上昇および最近の急上昇は、年平均気温の変化とよく似ている。

表3.1.4-3に、甲府と河口湖における各気温30年平均値の変遷を示す。

甲府の1961～1990年値は、1901～1930年値よりいずれも高くなっている。年平均気温および冬期平均気温が0.5℃上昇しているのに対し、夏期平均気温の上昇値は0.2℃と小さい。また、河口湖における年平均気温の1961～1990年値は、1933～1960年値より0.4℃高くなっている。30年平均値の比較を関東甲信地方の気象官署について行くと、甲府および河口湖と同様1961～1990年値が1901～1930年値より高くなっている所が多く、大都市ほどその値が大きい。

近年、気候の温暖化などに及ぼす人間活動の影響が注目されており、都市気候もその一つである。都市気候の特徴は、周辺の田園地帯に比べて最低気温が下がらない都市部で、平均気温が高くなることで、冬期に顕著であるといわれている。

甲府と河口湖における気温上昇には、都市化の影響もあると考えられる。

なお、人間活動の活発化に伴って、二酸化炭素など温室効果気体の大気中濃度が年々増加しており、今後地球規模の温暖化が進むことが懸念されている。

表3.1.4-3. 気温30年平均値の変遷

単位：℃

項 目		1901～1930	1931～1960	1961～1990
甲 府	年平均気温	13.4	13.5	13.9
	夏期平均気温	23.8	23.9	24.0
	冬期平均気温	2.6	2.6	3.1
河口湖	年平均気温	—	9.6	10.0

統計期間：甲 府 1901～1990年  
河口湖 1933～1990年

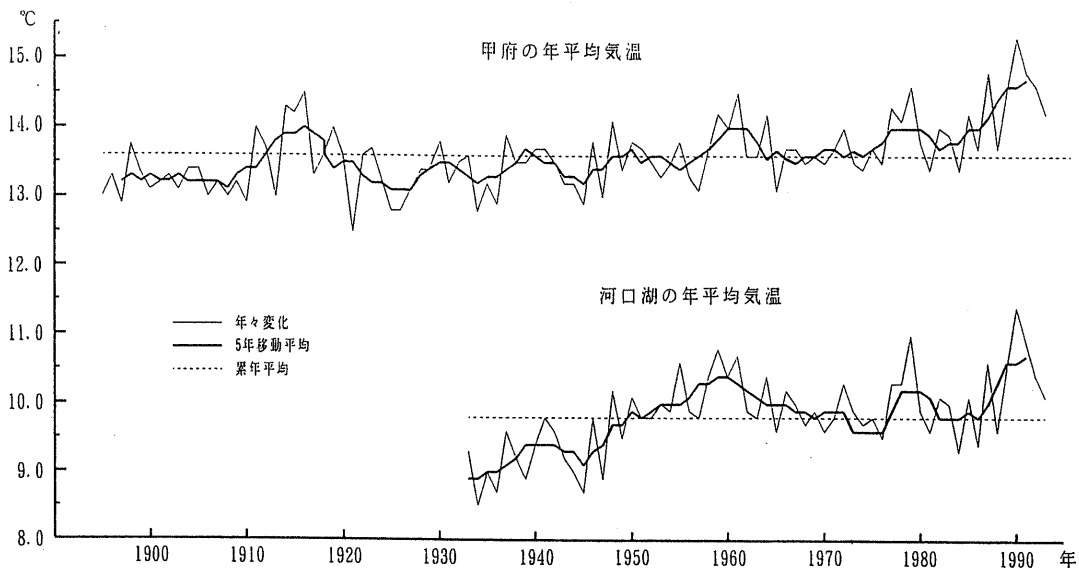


図3.1.4-4 甲府と河口湖における気温の経年変化

## ②降水量

### ア. 降水日数（1mm以上）

県内アメダス地点の年間降水日数は、盆地にある地点では90日から100日で少ないが、そのほかの地点では100日から120日で、太平洋側にある県外の地点とほぼ同じ日数となっている。最多が山中の121日、最少が甲府の91日である。全国的にみると、岡山の87日、帯広の88日が最も少なく、甲府はこれらの地点に次いで降水日数の少ない地点となっている。

月別の降水日数は6月から9月にかけて多くなっている。この時期の降水日数は、県内の各地点とも1か月のうち10日以上となっており、最多月である梅雨期の7月または秋雨期の9月には15日前後に達する。

一方、冬期の降水日数は少なく、最も少ない12月には3日～4日である。

### イ. 年降水量

年降水量の県内分布（図3.1.4-5）によると、県の中央付近で降水量が少なく、そこから周囲に向かうほど多い分布をしている。

年降水量の多い地域は富士川流域、西部の山沿い地方および富士五湖地方で、2000mmを超えるところがある。最も多いアメダス地点は南部で2400mmに達する。この値は鹿児島、宮崎など九州南部の都市とほぼ同じである。これらの地域で多雨となるのは、本州南岸を通過あるいは接近する台風や低気圧・前線などの影響を受けやすいためである。

丹波川流域および北部山沿い地方の年降水量は1500mm～1700mm、また、東部の桂川流域では1300mm～1500mmである。

県内で降水量の少ない地域は、甲府盆地から八ヶ岳山麓にかけてで、その値は1000mm～1200mmである。県内の多雨地域と比べると半分以下で、全国的にみて降水量の少ない北海道並みの値である。盆地などで降水量が少ないのは、海から離れており、また、周囲を山に囲まれていて、南からの暖湿気流が入りにくいことによる。

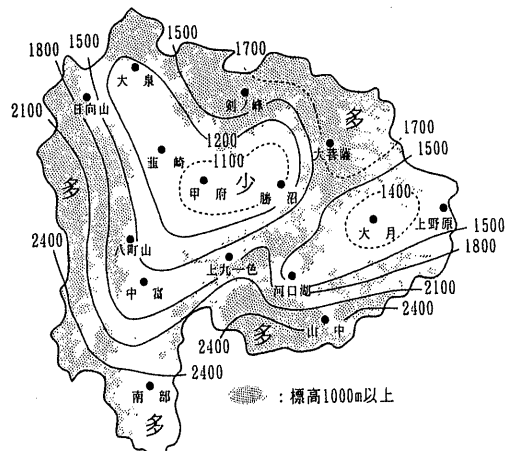


図3.1.4-5 年降水量の県内分布

統計期間 1979～1990年



### ウ. 月別降水量

図3.1.4-6は、甲府と河口湖における月別降水量である。河口湖の降水量は、いずれの月も甲府より多いが、両地点の年変化はほぼ同じ傾向を示している。

6月から9月にかけての降水量が多い。最多月は甲府では6月と9月、河口湖では8月となっており、そのほかの地点でも8月または9月である。最多月の降水量は、盆地の地点で150mm～180mm、多雨地点である山中と南部では約370mmとなっている。東海地方から西の太平洋側では最多月が梅雨期の6月か7月となっている地点が多いのに対し、県内の最多月は台風が接近しやすい8月から秋雨期にかけてである。7月は降水日数の多い月であるが、降水量は8月や9月に比べて少ない。

一方、冬期の降水量は県内各地点とも少ない。最も少ない12月の降水量は20mm～50mmで、最多月の20%以下である。

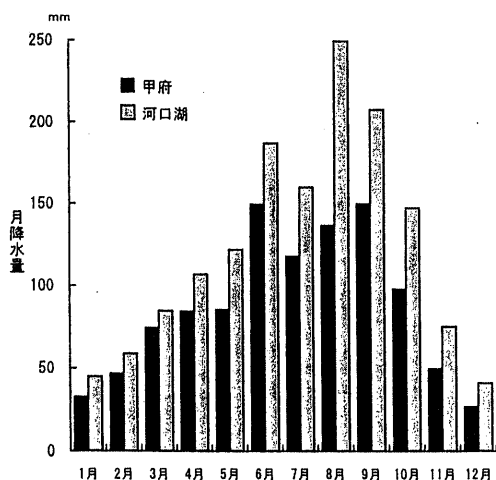


図3.1.4-6 甲府と河口湖における月別降水量

統計期間 1961～1990年

### エ. 大雨

県内アメダス地点のいずれかで、24時間雨量が150mm以上に達したのは、昭和54年から平成5年までの15年間で43回、年平均約3回である。大雨の回数は年による違いがあり、昭和58年は6回、昭和57年は5回であるが、昭和59年には出現していない。月別出現回数は表3.1.4-4のとおりである。8月と9月の出現が多く、この2か月で60%強を占めている。7月の大雨は意外に少ない。

原因別出現回数は表3.1.4-5に示すとおりである。台風または台風と前線によるものが圧倒的に多くなっている。

大雨が出現しやすい地域は県の南側の地方で、台風や低気圧・前線の影響で太平洋から供給される暖湿気流が、山岳や谷筋で上昇気流となって雨雲をつくるためである。大雨時の富士山の風を調べると、風向は東南東から西南西までの南成分をもつ場合で、風速は10m/s～25m/sである。

表3.1.4-4 大雨の月別出現回数

月	回数
4	1
5	2
6	5
7	1
8	14
9	13
10	4
-11	3

統計期間 1979～1993年

表3.1.4-5 大雨の原因別出現回数

原因	回数
台風	18
台風と前線	13
南岸低気圧 (南岸前線を含む)	6
寒冷前線	3
二つ玉低気圧	3

統計期間 1979～1993年

## オ. 経年変化

甲府と河口湖における年降水量の年々の変化および5年移動平均変化を図3.1.4-7に示す。

甲府における5年移動平均変化をみると、1960年代以後の曲線は、1950年代までと比べ少ない値を中心に変動していて、最近の約30年間は少雨期であることが明瞭である。しかし、1980年代末からは多雨期に移行しているように見える。1907年頃、1920年頃および1935年頃に目立った多雨期があるが、これらはいずれも前半の50年間に出現している。顕著な少雨期は1962年頃および1986年頃で、1960年代以後に出現している。

一方、河口湖における5年移動平均変化をみると、1960年代から1970年代にかけてと1980年代半ばが、少雨期となっていて、甲府とほぼ同じ変化をしている。

年々の変化によると、1500mm以上の高極値と900mm以下の低極値が時々出現しており、変動幅が大きい。99年間の最多値は1938年の1876mm、最少値は1940年の706mmで、最多年の降水量は最少年の2.5倍以上になっている。

年降水量が1515mm以上の「かなり多い」年は、10回のうち9回は1945年以前に出現している。逆に、880mm以下の「かなり少ない」年は、1960年以後に7回、その年以前に3回出ている。

甲府と河口湖における年降水量の30年平均値の変遷を表3.1.4-6に示す。

甲府の1961～1990年値は、1901～1930年値に比べて約200mm少ない。また、河口湖でも、1961～1990年値が1933～1960年値より約200mm少なくなっている。いずれも1960年以後が少雨期であることによる。なお、1960年代から1970年代にかけての年降水量が1950年代以前より少なくなっていることは、ほぼ全国的な傾向である。

表3.1.4-6 年降水量30年平均値の変遷

単位：mm

年降水量	1901～1930	1931～1960	1961～1990
甲府	1,256	1,221	1,055
河口湖	—	1,680	1,483

統計期間：甲府 1901～1990年

河口湖 1933～1990年

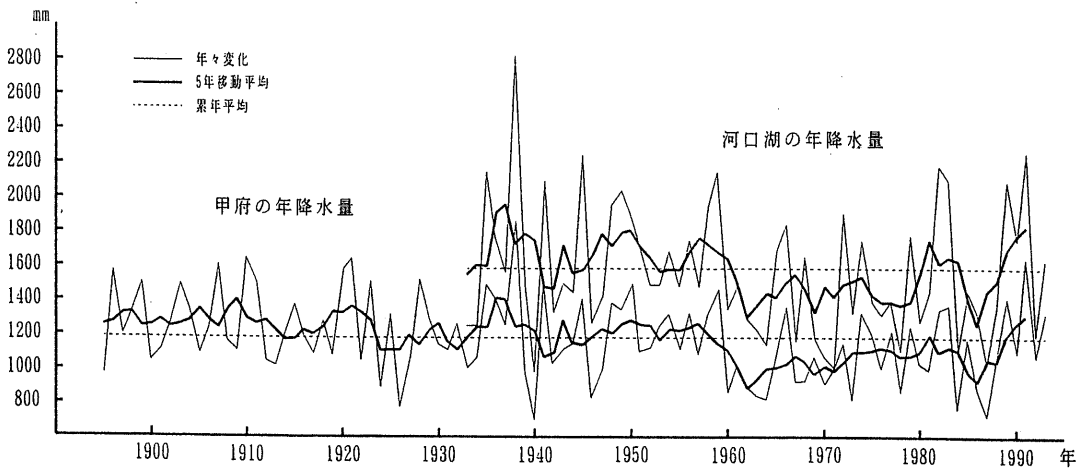


図3.1.4-8 甲府と河口湖における降水量の経年変化

### 3. 2 土地利用・植生等現況図

#### (1) 植生概説

山梨県は周囲に富士山(3,776m)をはじめこれに次ぐ日本第2の高峰南アルプス白根の北岳(3,192m)または仙丈ヶ岳(3,033m)甲斐駒ヶ岳(2,966m)鳳凰山(2,841m)八ヶ岳(2,833m)金峰山(2,595m)など高海拔の山岳をひかえ、またこれをとり巻く山脈が連なっており、県南部の富士川の最低点80mから最高点3,776mまでの差の大きいことは全国でもまれである。そのため寒帯、亜寒帯、温帯、暖帯と植生の分布全体にわたって見られる。

#### ①寒帯(ハイマツ群落、高山草原)

八ヶ岳、南アルプス、金峰山等の2,500m以上の地帯にはハイマツが生育し、高山草原にはお花畑を形成する。中でも白根北岳の高山植物は種類も多く、キタダケソウ、キタダケトリカブト、キタダケヨモギ、他貴重な植物が多い。富士山にはハイマツがなく高山植物も数も少ないが、これは富士山が新しく孤立した山であるからであろうと考えられる。

高山帯の自然植生は大方保たれているが、近年登山者の激増により破壊される心配がある。

#### ②亜寒帯(針葉樹林)

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔1,800~2,500mの間は亜寒帯に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソ、トウヒなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバを混生している。富士山ではこの帯の上部にカラマツ林が発達している。金峰山ではクロベ、チョウセンゴヨウなどが混生する。

本県の亜寒帯針葉樹林も一部ではかなり広範にわたって伐採され人工林となつているところもあるが、大部分は自然のままに残されており各所でりっぱな林を見ることができる。

これらはシラベーコメツガ林であつたり、シラベーオオシラビソ林であつたり、また単独の林であつたり、その地形や土壌条件で多少の変化がある。林床植物は極生相を呈している場合はコケ類の発達が著しく、他にはマイヅルソウ、ゴゼンタチバナ、セリバシオガマ等の草本がわずかに生える程度である。

しかしこの林が疎林になつたり、枯れたりするとそこにはダケカンバ、ネコシデ、オガラバナ等の落葉広葉樹が進入したり、これらが進入しないまでも、多少日光が入るところではコヨウラクツツジ、ウラジロヨウラク等の低木がコケ類に交ざって林床に生育する。特に本県亜寒帯の林床にはセリバシオガマ、オサバグサ等特徴的なものが多い。

### ③温帯（落葉広葉樹林）

海拔500m～1,800mぐらいまでの間はミズナラ、ブナの生育する地域である。この地域は森林植物帯からは温帯に属し、ブナはこの代表樹種であり、ブナ帯と呼んでいる。

この地帯が暖帯、温帯、亜寒帯、寒帯の4つの植物帯のうちでは最も広い地域を占めている。これを日本全体からみると、本州中部山地および東北地方から北海道の南部にかけての地域と、それに本州の紀伊半島以西、四国、九州の一部の山地が入る地帯であり、イヌブナ、ブナ、ミズナラ、カエデなどが生育している。

ブナ林も人為的な影響を受けて、自然植生はごく少ししか見えられなくなっている。元来はカシ林とブナ林は続いていたものであったが、破壊されてカシは下方に、ブナは上方に退き、その間に二次林としてコナラを主とした、他にカエデ、サクラ類などを交えた林が形成されている。またこれらも充分育たないやせ地にはアカマツが生え、アカマツ林となって行くが、本県ではアカマツと落葉広葉樹との混交林が多く広がっている。身延山ではこのカシ帯からブナ帯に移行する自然植生が残されている。身延願満堂から追分けへの道の下部はシラカシ、アラカシ、ウラジロガシの林で上部はイヌブナ、ブナの林である。願満堂の上海拔600m付近でカシとブナが接し、しばらくの間両社は混生し、その上部ではイヌブナ、ブナの林となっている。また富沢町奥山の田代峠への入口から少し上方の道下の崖にはブナとウラジロガシの混生が見られ、ブナは相当な大木に育っている。海拔600mで、ここは東海自然歩道になっている。

これらの林は自然植生を知る上で残されたものとして貴重である。

本県では一般的に南部にブナ林が多いが、北部にもないわけではない。しかし北部地方のブナ林は地形が有利なため早くより伐採され、人工林に置き換えられてしまったと考えられる。ブナ林の林床植物としてはミヤコザサ、スズタケなどササ類が多いことが特徴である。

### ④暖帯（常緑広葉樹林）

県南部の富士川沿岸から甲府盆地にかけて川に沿ってさらに北上し、平地から低山地にかけ海拔500mぐらいまでの地帯が暖帯に属し、身延以南ではタブノキ、シロダモ、シラカシ、ウラジロガシ、ヤブツバキを主とする常緑広葉樹林で占められている。

甲府盆地は暖帯の北部に当たるので耐寒性の強いアラカシ、シラカシ、ヤブツバキなどが生育している。県東部に当たる桂川流域も暖帯に属し、シラカシ、アラカシ、ウラジロガシなどの生育が見られる。

これを日本全体から見ると関東以南の平地や丘陵地、低山地が常緑広葉樹で占める地域であり、これらの代表植物はカシ類であることからこの地帯をカシ帯とも呼んで

いる。

この地帯は長い間に人間社会の激しい影響を受け、この地域の自然植生は大きく変形されて、限られた一部を除いては自然植生は見られなくなっている。

富士川流域では下部温泉付近から身延山以南にはカシ林が比較的多く残され、井出の八幡神社、下野の八幡神社にはタブノキを主とした社叢が残されている。甲府盆地周辺にもカシ林が残され、特に神社、寺院の境内にはシラカシ、またはアラカシの林が残されている。これらは自然植生の残存として貴重なものである。桂川流域でもシラカシ、アラカシ、ウラジロガシの林が所々に見られる。

## (2) 土地利用・植生等現況図

本図は、環境庁が行った「第4回自然環境保全基礎調査」をまとめた「パソコン版自然環境保全総合データベース(CD-ROM)」(平成12年3月)に納められている5万分の1現存植生図のデータに基づいて作成した。

本図を作成する際の留意点は以下のとおりである。

- ・性格が類似している植生については、まとめて同一の凡例とした。特に、代償植生(伐跡群落や草原等)や分布面積が小さい植生についてまとめた。一方、自然植生については、保全上の重要性が高いことから、小面積の植生であっても単独で図示するように努めた。
- ・市街地については、地形図により密度によって3区分とした。また工場適地図から工場地帯を抽出した。
- ・現存植生図は、5万分の1地形図幅毎に作られており、それぞれの接合がとられていない部分があるため、調整を行った。

この作業により、表3.2-1に示す区分とし、土地利用・植生等現況図を作成した。次項の凡例解説では、「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」を引用し、それぞれの土地利用及び植生の解説を行う。

表3.2-1 土地利用・植生等現況図凡例

分類	区分	1/5万現存植生図の区分
高山帯植生 (2,500m～)	1 高山低木群落	コケモモ・ハイマツ群集
	2 高山風衝植生	コメバツガザクラ・ミネズオウ群集 オヤマノエンドウ・ヒゲハリスゲ群集
	3 高山荒原植物群落	コマクサー・イツツメクサクラ
	4 高山火山荒原植物群落	フジハタザオ・オニタデ群集
	5 高山雪田植物群落	タカネヤハズ・ハハコ・アオノツガザクラ群集
亜高山帯自然植生 (1,800～2,500m)	6 シラビソ・オオシラビソ群落	シラビソ・オオシラビソ群集
	7 カラマツ群落	カラマツ群落
	8 ミドリユキザサ・ダケカンバ群団	ミドリユキザサ・ダケカンバ群団
	9 シナノキンバイ・ミヤマキンボウゲ群団	シナノキンバイ・ミヤマキンボウゲ群団
	10 ダケカンバ群落	ダケカンバ群落
ブナクラス域自然植生 (500～1,800m)	11 ヤマボウシ・ブナ群集	ヤマボウシ・ブナ群集
	12 オオモミジガサ・ブナ群集	オオモミジガサ・ブナ群集
	13 イヌブナ群集	イヌブナ群集
	14 ツガ・コカンスゲ群集	ツガ・コカンスゲ群集
	15 ウラジロモミ・コメツガ群集、ハリモミ群集	ウラジロモミ・コメツガ群集、ハリモミ群集
	16 ヒノキ・シノブカグマ群集	ヒノキ・シノブカグマ群集
	17 アカマツ群落	アカマツ群落
	18 ブナクラス域河内林	ミヤマクマワラビ・シオジ群集 ドロノキ・オオバヤナギ群集
	19 タマアジサイ・フサザクラ群集	タマアジサイ・フサザクラ群集
	20 ケヤキ群落	ケヤキ群落
	21 ブナクラス域自然草本群落	フジアカショウマ・シモツケソウ群集 フジアザミ・ヤマホタルブコ群集 オオヨモギ・オオイタドリ群団
ブナクラス域代償植生	22 クリーミズナラ群落	クリーミズナラ群落
	23 落葉低木疎林	レンゲツツジ・シラカンバ群集 ニシキウツギ・ノリウツギ群落
ヤブツバキクラス域自然植生 (～500m)	24 モミ・シキミ群集	モミ・シキミ群集
	25 サカキ・ウラジロガシ群集	サカキ・ウラジロガシ群集
	26 シラカシ群集	シラカシ群集
	27 イノデ・タブ群落	イノデ・タブ群落
	28 イロハモミジ・ケヤキ群集	イロハモミジ・ケヤキ群集
ヤブツバキクラス域代償植生	29 河辺ヤナギ低木群落	河辺ヤナギ低木群落
	30 クヌギ・コナラ群集	クヌギ・コナラ群集 ヤマツツジ・アカマツ群集
川辺、湿原、塩沢地、砂丘植生	31 湿性植物群落	ヨシクラス ツルヨシ群集 オギ群集
	32 ウキクサ、ヒルムシロクラス	ウキクサ、ヒルムシロクラス
伐採跡地、草地等	33 伐採跡地	伐採跡地(亜高山帯、ブナクラス域、ヤブツバキクラス域) クズ群落
	34 スズキ、シバ草地	スズキ草地(ブナクラス域、ヤブツバキクラス域) シバ草地(ブナクラス域、ヤブツバキクラス域)
植林地、耕作地植生	35 常緑針葉樹植林	ウラジロモミ植林 シラビソ植林
	36 アカマツ植林	アカマツ植林
	37 スギ・ヒノキ植林	スギ・ヒノキ植林
	38 カラマツ植林	カラマツ植林
	39 竹林	竹林
	40 果樹園	常緑果樹園 落葉果樹園
	41 桑園・茶園	桑園 茶園
	42 畑地雑草群落	畑地雑草群落 路傍雑草群落
	43 牧草地・人工草地	牧草地・人工草地
	44 水田雑草群落	水田雑草群落 休耕田雑草群落
都市的土地利用	45 高密度市街地(密集地)	市街地
	46 市街地・集落	
	47 緑の多い住宅地	緑の多い住宅地
	48 公共用地	市街地
	49 工場地帯	工場地帯
その他	50 造成地、裸地	造成地、裸地
	51 開放水域	開放水域
	52 自然裸地	自然裸地



### (3) 土地利用・植生等現況図の凡例解説

#### ① 寒帯、高山帯自然植生

##### ① 高山低木群落

相 観：高山針葉樹低木林

群落名：コケモモハイマツ群集

本群集は海拔2,500m以上の高山帯をしめていて優占種としてハイマツ、コケモモ、ミヤマハンノキ、ハクサンシャクナゲ、ガンコウラン、ウラシマツツジ、カラマツ、トウヤクリンドウなどが目立つ。

草本層では前記のほかミヤマノガリヤス、コメススキ、ウシノケグサ、ミヤマアキノキリンソウ、キンブヒゴタイ（金峰山）、タカネヒゴタイ、タカネニガナ、ミネズオウ、コメバツガザクラ、ミヤマズズメノヒエ、マイヅルソウなどが見受けられる。

この群集が高山頂を占めることが多いため風衝地に発達する低木性のハイマツ、ミヤマハンノキ、キバナシャクナゲ、チョウジコメツツジ（南アルプス）、ハコネコメツツジ（秩父金峰山）などがあり、それらの下草として小型のイワインチン、ガンコウラン、コケモモなどが優占する。山梨県関係の場合には内陸性の乾燥型のお花畑が発達していることが多い。

##### ② 高山風衝植生群落

相 観：高山風衝矮生低木群落

群落名：コメバツガザクラミネズオウ群集

この群集は南アルプス、秩父金峰山等の固岩屑に発達する群落である。

この群集はガンコウラン、コケモモ、ミネズオウ、コメバツガザクラ、トウヤクリンドウ、ヒメノガリヤス、ウシノケグサ、ミヤマアキノキリンソウ、キンブヒゴタイ、タカネニガナ、ミヤマズズメノヒエ、マイヅルソウなどからなる群集である。

生態的には固岩屑とともに高山風衝地に発達するものである。

相 観：高山風衝草本植物群落

群落名：オヤマノエンドウヒゲハリスゲ群集

高山帯の尾根筋に発達する群集である。南アルプス北岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、八ヶ岳等の固岩屑の斜面に発達する。一般に乾燥性で、その海拔は2,800~3,000mの高海拔地に多いものである。

この群集ではウシノケグサ、タカネヒゴタイ、トウヤクリンドウ、ホウオウシャジン、キバナノコマノツメ、ミヤマウイキョウ、タカネピランジ、コケモモ、ガンコウラン、ヒゲハリスゲ、ミヤマミミナグサ、イワスゲ、イワツメクサなども目立

ち、徐々に崩壊砂礫地植生へと移行していくことが多い。

### ③ 高山荒原植物群落

相 観：高山荒原植物群落

群落名：コマクサーイワツメクサクラス

山梨県では南アルプス、八ヶ岳連峰、秩父山塊等の海拔2,500m以上の高山帯に発達するもので、このような場所では寒冷な気候条件のため高木層を形成することは少ない。このような高山帯ではハイマツを中心にしてチシマギキョウ、タカネツメクサ、イワツメクサ、ミヤマミナグサ、コマクサ、ウラシマツツジ、キバナノコマノツメ、クロマメノキ、キンロバイなどが目立つ。しかし富士山にはハイマツは見られない。赤岳頂上付近から権現岳にかけてはコマクサが見受けられるが、その分布密度は長野県側の硫黄岳、赤岳、横岳などには多くない。

### ④ 高山火山荒原植物群落

相 観：高山火山荒原植物群落

群落名：フジハタザオーオンタデ群集

富士山の五合目以上を中心にして発達している群落にフジハタザオーオンタデ群集が見られる。

急斜面でしかも溶岩性のスコリアからなりたつ立地に発達する植物社会である。このような場所では裸地が目立ち、雨水は地中に直ちに浸透するか溶岩上を流下することが多い。また夏の直射日光のため、スコリアもしくは岩盤は高温の状態となり、このような場所に生育する植物には耐寒耐熱性の植物が多い。

このようなスコリアもしくは溶岩上ではオンタデ、フジハタザオ、メイゲツソウ、ミヤマオトコヨモギ、ヤハズヒゴタイ、フジアカショウマ、コケモモ、ミヤマヤナギなどが目立つ。五合目以上の海拔(2,500m)とまではいかななくても三、四合目付近のスコリアもしくは人工的な石垣地域でもフジハタザオ、メイゲツソウ、ムラサキモメンヅルなどが見受けられる。

### ⑤ 高山雪田植物群落

相 観：高山雪田植物群落

群落名：タカネヤハズハハコーアオノツガザクラ群集

南アルプス北部、間ノ岳、北岳、仙丈ヶ岳、農鳥岳等の高山帯乾燥性岩屑地にこの群落は発達する。

山梨県内の山岳は一般に積雪が少ないためこの群集は部分にしか発達していない。雪の多いところにはアオノツガザクラ、チンダルマ、レンゲイワヤナギなどの小型

の木本植物があり、このほか、ムカゴトラノオ、ハクサンイチゲ、キタダケソウ、タケネヤハズハハコなどの草本植物などの混生群落形成されている。

このような群落の分布するのは本州中部から東北地方の山岳地帯にかけて広く分布するものである。レンゲイワヤナギ群集は赤石山脈系特有の群集である。八ヶ岳や富士山には群集単位の定まった雪田社会が見られない。残雪が少なく、乾燥が著しくなるとガンコウラン、ミネズオウ、コケモモなどの木本植物が多くなり、やがて風衝地性矮生低木群落へと移行していく。

## ② 亜高山帯自然植生

### ⑥ シラビソ-オオシラビソ群集

相 観：亜高山性針葉樹高木林

シラビソ-オオシラビソ群集はこの両種に混じえてコメツガ、トウヒ、ネコシデ、ダケカンバ、ナナカマド、オガラバナなどを混じえている。2～4mの低木層ではシラビソ、オオシラビソ、トウヒのほかにコヨウラクツツジ、ナナカマド、ミネカエデ、ハクサンシャクナゲなどが高い常在度を示している。草本層の被度は5～98%と林分による差が著しい。その場所ではシノブカグマ、セリバオウレン、オサバグサ、コミヤマカタバミ、ゴゼンタチバナ、コガネイチゴ、ヒメタケシマラン、タケシマラン、ヒメウスノキ、マイヅルソウ、ミヤマワラビ、コガネギク、ウスノキ、ツルツゲ、イワセントウソウ、コフタバラン、オオバスノキ、ミツバオウレン、バйкаオウレン、キソチドリ、イワカガミ、キバナノコマノツメ、ヒカゲノカズラ、セリバシオガマ、ヒメノガリヤスなどが目立っている。

### ⑦ カラマツ群落

相 観：亜高山性落葉針葉樹林

富士山の鳴沢村分や八ヶ岳権現岳、金峰山の水晶峠側などには自然生のカラマツ群落が見受けられる。

この群落では高木層をカラマツ、シラベ、オオシラビソ、ダケカンバ、ヒメコマツなどが優占している。亜高木層ではカラマツ、シラベ、サビバナナカマド、タカネイバラ、ウラジロハナヒリノキ、草本層ではシラベ、カラマツ、タカネイバラ、ツバメオモト、ハコネコメツツジ、ミヤマアキノキリンソウ、ショウジョウスゲ、ヒナスゲ、マイヅルソウ、コイチャクソウ、ハクサンシャクナゲ、イワノガリヤス、ウシノケグサなどが見受けられる。

富士山のもは一般に五合目付近に見受けられるが、風衝地のため背の低いものが多い。八ヶ岳権現岳付近では高木が目立ちサルオガセの着生しているものも目立っている。

#### 8) ミドリユキザサーダケカンバ群団

相 観：亜高山性風衝地植物群落

富士山の五合目付近の風衝地で、日当たりのよい場所にダケカンバ林が発達している。この樹形は雪やスコリアの影響を受けてか斜上した枝ぶりのダケカンバが目立っている。

この群団を構成している高木層としてはダケカンバ、カラマツ、シラビソ、オオシラビソなどからなりたっている。亜高木層ではダケカンバ、シラベ、オオシラビソ、カラマツなどが眼にとまる。中低木ではミヤマヤナギ、ダケカンバ、シラビソ、オオシラビソ、ミヤマハンノキ、オニク、サビバナナカマド、タカネザクラ、ウラゲハクサンシャクナゲ、タカネバラなどが眼につく。

草本属ではマイヅルソウ、コケモモ、タカネザクラ、タケシマラン、ツバメオモト、メイゲツソウ、ミヤマアキノキリンソウ、ホタルブクロ、フジオトギリ、フジハタザオ、ミヤマハンショウズル、ミヤマフタバランなどが見受けれる。

#### 9) シナノキンバイーミヤマキンポウゲ群団

相 観：亜高山性草本植物群落

南アルプス北岳山麓の白根御池付近にはシナノキンバイーミヤマキンポウゲ群団が見受けられる。

海拔は約2,800mほどで土壤はやや湿性地を好むキンポウゲ科の草本が見受けられる。

この群団での高木としてはダケカンバ、ハイマツ（富士山にない）、ミネザクラ、サビバナナカマド、タカネナナカマド、ウラジロナナカマドなどが見られ、これらの樹木間の間隔はやや広くかけ離れている。ここでの草本としてはミヤマキンポウゲ、シナノキンバイ、モミジカラマツ、オオヒヨウタンボク、ヤブガラシ、イワカガミ、シロバナノヘビイチゴ、ミヤマキンポウゲ、センジュウガンピ、サンリンソウ、センジョウアザミ、ミヤマコウゾリナ、ミツバベンケイソウ、シシウド、アマニュウ、ヤハズヒゴタイ、ムカゴトラノオ、クガイソウ、シラネワラビ、サンカヨウ、グンナイフウロ、クルマユリ、オニシモツケなどが見られる。

#### 10) ダケカンバ群落

相 観：亜高山性落葉広葉樹林

乾燥性の非固岩屑や褐色森林土壌上の斜面にダケカンバ群落が発達することがある。ダケカンバの樹高は約15mでその植被率は約85%である。

この群落では下草が割合に豊富に見受けられる。その例をあげてみるとヒメノガ

リヤス、ミヤマアキノリンソウ、マイヅルソウ、ゴヨウイチゴ、ヤハズヒゴタイ、オヤマノリンドウ、ミヤマワラビ、タケシマラン、セリバシオガマ、コミネカエデ、キバナノコマノツメ、クロウスゴなどがそれである。

低木ではウラゲハクサンシャクナゲ、カクミノスノキ、クルマユリなどがあり、さらに南アルプス北部などではムカゴトラノオ、ミヤマワラビ、ミヤマアキカラマツ、タイツリオウギ、ミヤマアキノキリンソウ、イタドリ、コメススキ、タカネゲンナイフロウ、キバナノコマノツメ、ヒメコゴメグサ、バイケイソウ、ヨツバシオガマ、ミヤマトリカブト、ミヤマハンショウヅルなどの草本も目立つ。

### ③ブナクラス域自然植生

#### ⑪ ヤマボウシーブナ群集

相 観：夏緑広葉樹の高木林

ヤマボウシーブナ群集は、本県では海拔1,200~1,700mに分布するブナ林で、高木1層は12~20m、被度・群度2・2~4・3のブナが優占し、ヤマボウシ、イヌシデ、ウラジロモミ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデなどが混生する。高木2層はブナ、イタヤカエデ、イヌシデ、ヒメシャラ（七面山）など8~10mのものが生育する。林床は1~2mのスズタケが被度・群度とも4・4以上とカーペット状に覆って、他の植物が貧相にあるのがこの群落の特徴である。山梨県内の主な分布は、県南部の七面山、筑ヶ岳山麓、県東部の七ツ石山、黒岳の一部など。

#### ⑫ オオモミジガサーブナ群集

相 観：夏緑広葉樹の高木林

オオモミジガサーブナ群集は、15~25mのブナが高木1層は優占し、その中にウラジロモミ、ミズナラ、イタヤカエデなどが混生し、植被率は70~90%をしめる。高木2層および低木層は植被率は低く10~30%で、ブナ、ウラジロモミ、オオカメノキ、イタヤカエデ、オオイタヤメイゲツ、ミヤマアオダモ、ウリハダカエデ、ヒロハツリバナ、トウゴクミツバツツジなどで構成する。次にヤマボウシーブナ群集と大きく異なるところは草本層で、スズタケがほとんどなく、ヤマタイミンガサ、コウモリソウ、オオモミジガサ、ヤマトリカブトなどが高い群度で出現する。その他、レンゲショウマ、ヤハズヒゴタイ、ユキザサ、ヤマドリゼンマイ、テンニンソウ、マルバダケブキなども混生し、出現種数も大きくなる。県内の分布は限られた場所で、海拔1,400~1,800mのところ、御坂山地の黒岳付近、三ツ峠、丹沢山地の加入道山から大室山、御正体山など。

#### ⑬ イヌブナ群集

相 観：夏緑広葉樹の高木林

イヌブナ群集はブナクラス域下部に自然植生として生育する。

高木1層は高さ15~30m、植被率70~90%でイヌブナが優占し、その中に植被率の高い割合でツガ、あるいはミズナラが混じる。その他、リョウブ、イタヤカエデ、クマシデなども生育する。高木2層はイヌブナ、リョウブ、オオカメノキ、イロハモミジ、シデ属などで構成する。低木層は各地の環境条件により、植被率、出現種数は一定していない。主なものには、アセビ、リョウブ、タマアジサイ、イヌブナ、クロモジ、クサアジサイ、コバノガマズミ等がある。

山梨県下では海拔700~1,500mのブナクラス域下部に分布する。主なものとしては大菩薩嶺一帯、県南部の七面山、布引山、丹沢山地、富士山麓の大室山など。

#### 14 ツガーコカンスゲ群集

相 観：常葉針葉樹の高木林

ツガーコカンスゲ群集は樹高10~20m、植被率70~80%の高木1層にツガが優占する。その中に、イヌブナ、イタヤカエデ、サワシバ、クマシデなどが混生する。高木2層は植被率が低く20~30%で、ツガ、イタヤカエデ、アカシデ、ミズナラ、イヌブナなどで構成する。低木層はツガが主で、その他ミツバツツジ、コヨウラクツツジ、ネジキ、ヤマツツジ、ハウチワカエデ、ミズナラ、リョウブなどがある。草本層は0.3~0.5m位で、場所により植被率が違う。構成する主な種は、コカンスゲ、オシダ、ミヤマイタチシダ、スズタケ等である。

県内での分布は海拔1,400m以下のブナクラス域の表層土のうすい、ところどころ岩礫や基盤が露出しているところに線状あるいは小塊状に分布する。主な群落は白州町尾白川上流、大菩薩嶺北東斜面、早川支流沿いがある。

#### 15 ウラジロモミ-コメツガ群集、ハリモミ群落

相 観：常緑針葉樹の高木林

・ウラジロモミ-コメツガ群集

ウラジロモミ-コメツガ群集は、ウラジロモミ、コメツガなど樹高10~15mの常緑針葉樹が高木1層に優占し、その中にダケカンバやシデ属の樹木が単木的に混生する。高木2層の植被率は高木1層の植被率によって大きく異なり、1層の植林率が高いと2層は著しく低い傾向にある。樹種はウラジロモミ、コメツガが主である。低木層および草本層はイタヤカエデ、クマシデ、ミヤマイボタノキ、アオダモ、ハウチワカエデ、オシダ等である。山梨県内の分布は海拔1,400m付近を下限に、一部はコケモモトウヒクラス域に及ぶ範囲。基盤はところどころ露出し、土壌の堆積はうすい。南アルプス鳳凰三山、甲斐駒ヶ岳、早川沿いの急傾面。金峰・端牆山、

大菩薩嶺から小金沢山、富士山麓一帯に分布する。

・ハリモミ群落

山中湖村沖新田、標高960m鷹丸尾溶岩流上に発達した原生林。樹齢約250年前後のものが山梨県内ではこの一ヶ所に広く分布する。

高木1層は高さ20~25mのハリモミが優占。高木2層はほとんどの所で欠く。場所によってはハルニレ、ハリモミが生育している。低木層・草本層は、一つひとつの被度は小さいが樹種は比較的多い。リョウブ、ウリカエデ、ヤマウルシ、ミヤマイボタ、マメザクラ、ソヨゴ、ハナイカダ、オトコヨウゾメ、スノキ、ムラサキシキブ、ノリウツギ、コマユミ、サラサドウダン、アカマツ、ツノハシバミ、サワダツ、ニワトコ、サルナシ、フジサンシキウツギ、シロバナヘビイチゴ等。1963(昭和38年)1月18日、国の天然記念物の指定を受けているが、最近急速に立ち枯れが目立つ。所々、植林も行っている。

16 ヒノキーシノブカグマ群集

相 観：常緑針葉樹の高木林

ヒノキーシノブカグマ群集は高木1層の樹高14~20mのツガ、ヒノキが優占し、ヒメコマツ、ハリモミ、ヨグソミネバリ、ミズナラ、コハウチワカエデなども混生する。植被率は70~80%である。高木2層は植被率も低く樹種も貧弱である。樹種はツガ、ヒノキ、ヨグソミネバリ等である。低木層(2~6m)も植被率は低く、10~20%前後で、アセビ、クロソヨゴ、タカノツメ、ソヨゴが主で、その他にミツバツツジ、イタヤカエデ、コミネカエデ、スノキ、ホツツジなどが生育している。草本層はシノブカグマ、ツマトリソウ、ゴカヨウオウレン、イチョウラン、ツルアリドオシ、ホソバトウゲシバ、ミヤマイタチシダ、ヘビノネゴザなどがある。

山梨県内の分布は富士山北西の裾野の青木ヶ原溶岩流(青木ヶ原樹海とも呼ばれる)海拔900~1,300m付近に広く分布する。

17 アカマツ群落

相 観：常緑針葉樹の高木林

アカマツ林は自然植生から二次林、さらに植林されたものまで、群落構造上も漸変的変化であり明確な境界がひきにくい。またここで述べるアカマツ群落はブナクラス域として扱い、ヤマツツジーアカマツ群集はヤブツバキクラス域とした。

アカマツ群落は、土壌堆積物がうすく、岩盤が露出しているところに生育している。県下では、富士山麓の剣丸尾、青木ヶ原樹海の御殿庭一帯など広大な群落がある。

この群落の高木1層は、樹高10~18mのアカマツが60%近くの植被率で生育している。高木2層は7~10mのソヨゴ、ウリカエデなどである。低木層はソヨゴ、ノリウツギ、ヤマウルシ、マメザクラ等。草本層はソヨゴ、ミヤマイボタ、ウツギ、ナツハゼ、ミツバアケビ、ダンコウバイ、ネズミサシ、コナラ、ヤマハギ、ツノハシバミ等である。

## 18 河畔林

相 観：夏緑広葉樹の高木林

ブナクラス域上部に生育する河畔林には、ミヤマクマワラビーシオジ群集とドロノキーオオバヤナギ群集がある。特徴的な群落ではあるが、分布はどちらも小面積であるため一括して図示した。

### ・ミヤマクマワラビーシオジ群集

ミヤマクマワラビーシオジ群集は高木1層はシオジが優占し、樹高8~25m、植被率80~90%。イヌブナ、サワグルミ、シナノキ等が混生する。高木2層はシオジ、サワグルミなどが優占し、その他サワシバ、チドリノキ、オガラバナ等も混じる。低木層には、シオジの若木が多数生育している。草本層はミヤマクマワラビ（群落標徴種）、イヌワラビ、ヘビノネゴザ、場所によりスズタケなども生育する。この群落はブナクラス域の河川流域の渓谷礫岩地に発達する。県内の主な分布は、笛吹川上流や葛野川上流、早川町雨畑川支流など。

### ・ドロノキーオオバヤナギ群集

ドロノキーオオバヤナギ群集は海拔1,300m以上に生育する河辺林で、ブナクラス域からコケモートウヒクラス域を中心に生育する。

高木1層は、樹高12~18mのオオバヤナギが優占し、その中に被度・群度1・1くらいの割合でドロノキが混生する。高木2層はオオバヤナギ、オノエヤナギ、ドロノキ、カツラなどが生育する。低木層はコメツガ、マユミ、ミヤマイボタが低い植被率でみられる。草本層はススキ、ヨモギ、フジアザミ、カワラハハコなどが生育する。

山梨県内では深いV字谷を作っている南アルプスの広河原付近から北沢峠。また両俣小屋付近が主である。両俣付近のドロノキーオオバヤナギ群集は台風によって土砂が堆積し、相当数立枯れが目立つ。

## 19 タマアジサイーフサザクラ群集

相 観：夏緑広葉樹の高木林

タマアジサイーフサザクラ群集は、ブナクラス域下部の渓谷沿いなどの崩壊性の



高い立地に生育する。高木1層は8~12m、植被率は70%前後、フサザクラを優占種として、シデ属、ミズキなどが混生する。高木2層は樹高6~8m、樹種は高木1層とほぼ同じ。低木層、草本層はタマアジサイ、フキ、モミジハグマ、ウワバミソウなどの被度・群度が高い。その他ムラサキシキブ、アブラチャン、アオハダなども生育する。県内では海拔が500~1,100m前後の沢沿いに細長く分布域をつくる。主な分布域は芦川溪谷沿い、大菩薩東部の黄金沢、道志川一帯であるが、ケヤキ群落とほぼ同一地に見られるので、植生図には、この群落をのせていない部分もある。

## 20 ケヤキ群落

相 観：夏緑広葉樹の高木林

ブナクラス域のケヤキ群落は、海拔1,000m付近を上限に、溪谷沿いに生育する。樹高18~25mに達する高木1層はケヤキが高い植被率で優占する。その中にクマノミズキ、イヌシデ、アブラチャン、エンコウカエデ等が混生する。高木2層は、コナラ、イロハモミジなどのカエデ属、アズキナシ、サワシバ、アサダ、イヌガヤなどで構成している。低木層・草本層はヤマブキ、クマノミズキ、ダンコウバイ、アブラチャン、ガマズミ、イロハモミジ、ハナイカダ、バイカウツギ、ヤマコウバシ、イタヤカエデ、フジ、フキ等種数は多いが、植被率は低い。

県内の分布は、芦川溪谷沿い。大月市葛野川支流。塩川支流など。

## 21 自然草本群落

風衝地や崩壊地などに生育するブナクラス域を中心とした草本自然植生について、どれも小面積であることから、一凡例にまとめて示した。

・フジアカシヨウマーシモツケソウ群集（相観：山地風衝草原）

風衝草原は、海拔1,500m以上のブナクラス域からコケモモートウヒクラス域下部の風が吹き越す山頂部とか、風あたりの強い山腹などに発達する所が多い。これらの草原では、表土の浅い岩石地にはツツジ科の低木が優占する（県内では破不山）。また、土壌の厚い所ではササ類とイネ科の草本を主体とした草原となっている所が多い（県内では雁坂峠）。風衝草原はタチコゴメグサーミヤコザサ、スズランシモツケソウ群落、フジアカシヨウマーシモツケソウ群集などに分類できるが、アカシヨウマーシモツケソウ群集に一括した。

雁坂峠のタチコゴメグサーミヤコザサ群落の植生を説明すると次のようになる。

0.2~0.5m位のミヤコザサが被度・群度4・4で優占し、その中にシヨウジョウスゲ、イワノガリヤス、アカギギンボウゲ、シモツケソウなどが占めている。その他、イワインチン、ミヤマコンギク、ヤマハハコ、クガイソウ、マルバダケブキ等が生

育する。

山梨県内のフジアカショウマーシモツケソウ群集の主な分布は、破不山から雁坂峠にかけて。大菩薩嶺から小金沢山。御坂山塊、三ツ峠など。

・フジアザミーヤマホタルブクロ群集（相観：崩壊地草本植物群落）

この群落はブナクラス域のフォッサ・マグナ地域（前川1949）の崩壊地に生育する草本群落。県内では、富士山を始めとして、八ヶ岳山麓、三ツ峠地域、金峰山一帯、早川流域のがれ地に分布する。生育地は点在しているので、植生図には記載できない部分が多くある。

フジアザミーヤマホタルブクロ群集は、ロゼット状に葉を広げたフジアザミが砂礫地の中で優占する。これらの条件下の中なので、草本の出現種数は少ないが、その他、クサボタン、イブキジャコウソウ、ヤマホタルブクロ、イタドリ等が混生することが多い。

・オオヨモギーオオイタドリ群団（相観：林縁草本植物群落）

オオヨモギーオオイタドリ群団は、ソデ群落と呼ばれ、隣接する森林植生や立地条件の差異に応じて、優占種、種組成などに変化が著しい。この群団の中のアカソーイタドリ群落はスギの植林地に多く、イタドリ、アカソ、イタチササゲなどが優占する。

クサコアカソ群落は、アブラチャンーケヤキ群集に接した湿潤地に生育し、クサコアカソ、フキが優占し、その他リュウノウギク、ヨモギ、キハギなど高い植被率で生育している。

オオヨモギーオオイタドリ群団は、山梨県内のヤブツバキクラス域上部からブナクラス域にかけて数々見られるが、植生図に記載できる広さは少ない。

#### ④ブナクラス域代償植生

##### 22 クリーミズナラ群落

相 観：夏緑広葉樹の高木林

本群落はブナクラス域に、ヤマボウシーブナ群落、イヌブナ群集などの自然林が伐採されたあとの夏緑広葉樹の二次林である。

高木1層は樹高12~25mのミズナラが植被率80%近く占める。その中にクリ、ハウチワカエデ、コハウチワカエデ、ヤマハンノキ、ウラジロモミ、ハリギリ等が混生する。

高木2層は7~12mで植被率は一般に低く20~30%、場所によってことなるが、イヌブナ、コミネカエデ、オオカメノキ、クマシデ、ウリハダカエデ等が生育している。低木層・草本層にはノリウツギ、ミズナラ、コバノトネリコ、トウゴクミツ

バツツジ、スズタケ、チョウジザクラ、モミジハグマ、ミヤコザサ、アキノキリンソウ、ツタウルシ、ヘビノネゴザなどが生育する。県内の分布は、ブナクラス域の広い範囲で分布する。

### 23 落葉低木・疎林

・レンゲツツジーシラカンバ群集（相観：夏緑広葉樹林・代償植生）

レンゲツツジーシラカンバ群集は、高さ8～17mのシラカンバが高木層を優占し、八ッ岳や瑞牆山腹ではヤエガワカンバ、アカマツ、カラマツ、ミズナラ、ヤハズハンノキ、ミヤマザクラ、海拔1,700～1,800mくらいになるとダケカンバ等が単的に混生する。高木層の植被率は70～80%くらい。低木層はミズナラ、レンゲツツジ、シラカンバ、ミヤマイボタ、サラサドウダン、トウゴクミツバ、ヤマウルシ、マユミなどが生育する。草本層はススキ、レンゲツツジ、ミヤコザサ、アキノキリンソウ、タムラソウ、ヘビノネゴザ、ヤマドリゼンマイ、ヤハズハンノキ、カラマツソウ、リンドウ、イタドリ等が生育することが多い。

この群集はブナクラス域の地域で気温の年較差が大きく、降水量が比較的少ない地域によく発達し、本県では海拔1,300m前後から1,700m位のところに見られる。代表的なところは、八ッ岳山麓、瑞牆山麓など。

・ニシキウツギーノリウツギ群落（相観：夏緑低木群落、代償植生）

本群落は自然植生あるいは代償植物として生育する。1～4mの夏緑低木植物と0.8m以下の草本植物から構成する。夏緑低木植物として、ニシキウツギ（富士山麓ではフジサンニシキウツギが多い）、ヌルデ、タラノキ、ヤマウルシ、ノリウツギ、クマイチゴ、ニガイチゴ、モミジイチゴなどのキイチゴ属の植物が混生する。草本層はツル性のクズやハンショウヅル、モミジハグマ、ススキ、イタドリ、イカリソウなどが生育する。

本県では、ヤブツバキクラス域からブナクラス域にかけて広い範囲に分布するが、それぞれの箇所の面積が小さいため植生図には記載できないものが多くある。

## ⑤ヤブツバキクラス域自然植生

### 24 モミーシキミ群集

相 観：常緑広葉樹を混じえる常緑針葉樹林

モミーシキミ群集は本県ではモミ群落として存在する。

この群集は高木にモミがかなりの高い被度で生育し、下木にアラカシ、シラカシ等の常緑広葉樹を混じえる林であり、この他シイノキ、イヌシデ、カヤなどが生育する、県の南部では草本層にウラジロ、コシダ等が生える場合がある。この群集は

多くは神社や寺院などの林に多く、隣接する林にはスギ、ヒノキなどの植林地が多い。

本県では県南部に見られ、富士川を上って甲府盆地周辺まで点々とその群集が存在するが、現存する林はごく限られたところだけである。

#### 25 サカキウラジロガシ群集

相 観：常緑広葉樹林

この群集はウラジロガシ、アラカシを主とした林でサカキ、ヒサカキ、イヌガヤ、ケヤキ等が混生する。低木にはナンテン、ハナイカダ、リンボク、草本層にはジャノヒゲ、シュンラン、ナキリスゲなどが多く生える。

本県では富士川に沿った県の南部一帯の山麓部及び神社、寺院等の林として存在する。又県東部の桂川沿いでもごく小規模ではあるが認められる。

#### 26 シラカシ群集

相 観：常緑広葉樹高木林

この群集は甲府盆地をとりまく山麓地帯と富士川流域の段丘地、それに桂川流域の大月付近までの段丘地等に発達するものでシラカシが高木層でかなりの被度を占める林である。

高木層にはシラカシが優占するが、アカマツ、ケヤキ等が混生することがある。

低木層にはシラカシ、エノキ、イロハモミジ、コナラ等が生える。草本層にはアズマネザサ等のササ類が多く生え、他はシュンラン、ヤブラン、ヨモギ、テイカカズラ等がある。カシ林の発達するところは又人間の生活圏でもあり、林として残っているところは現在は神社、寺院の林、旧家の屋敷林、河川沿いの急峻な地域等が多く、これも点在するが、帯状に存在する状況である。土地利用・植生等現況図で図示したのは1ヶ所のみである。

#### 27 イノデータブ群落

相 観：常緑広葉樹高木林

この群集は本県では最も温暖な南部町、富沢町の主に社寺等の林にみられる。これは富士川に沿って温暖な気候が流れ込んで来ておりその条件下で県南部の富沢町、南部町にはタブ、カゴノキ、ヤブニッケイ、ムベなどを混生する林がある。

特に上佐野の井出八幡神社の森は高木にタブ、カゴノキの大木を中心にしてヤブニッケイ、シラカシなどが生え、低木層にはタブ、ヤブツバキ、スタジイ、ムベ、シロダモ、トベラ、草本層にはキチジョウソウ、ヤブコウジ、イノデ、アオキ等で構成されている。

この群落は本県では県西南部の一部にのみ見られるものであり、神社、寺院の林又は急峻な山麓又は河川に沿った地形のところに小規模に存在する。

28 イロハモミジ-ケヤキ群集

相 観：林床にヤブツバキクラスの種が生育する夏緑広葉樹林

この群集は、ケヤキ、イロハモミジ等が高木層として優占し、これにシラカシ、アラカシ、ヤブツバキなどが第2層として生える。低木層にはアオキ、ナンテン、マサキ、アブラチャン、ハナイカダ、ヤマブキ、ガマズミ等が生育し草本層にはオオバジャノヒゲ、ジャノヒゲがかなりの被度で生えるが、アオキ、ナンテンなどは県南部と東部の桂川沿いの林には認められるが、甲府盆地周辺の林には認められない。

この群集は本県においては富士川沿岸から甲府盆地周辺の山麓帯と県東部の桂川上流域に存在する。主に川辺の急峻な地形とその上下の斜面、山麓の部分などに多く分布する。

29 河辺ヤナギ低木群落（河辺低木林を含む）

相 観：夏緑低木林

この群落は河川敷や湖沼の岸辺等に生育するヤナギを主とした低木林である。タチヤナギがかなりの優占度をもって生育し、草本層にはヨシ、カナムグラ、ミゾソバ、ヨモギ、スイカズラ、ノイバラ、オナモミ等が生える。

本県においては富士川水系の各河川に点々と出現するが、河川改修などのためかなりこの群落は少なくなっている。湖や池の岸の群落も護岸工事などでかなり少なくなっている現況である。

⑥ヤブツバキクラス域代償植生

30 クヌギ-コナラ群集

相 観：夏緑広葉樹高木林

・クヌギ-コナラ群集

この群落はシラカシ群集やウラジロガシ、アラカシ群集等の二次林として発達する林であり、県内低山地の人里近い山地はほとんどこの林である。高木層にはコナラ、クヌギが優占し、80%近い植被率である。これにイヌシデ、サワシバ等が混生する。亜高木、低木層にはイロハモミジ、ウリハダカエデ等カエデの仲間が多くコバノガマズミ、トウゴクミツバツツジ、ツクバネウツギ、ヤマハギ、ダンコウバイ等他にもかなりの樹種が生育する。又県南部や盆地周辺ではシラカシを混生する。草本層にはヘビノネゴザ、サルマメ、センボンヤリ、ナンテンハギ、シュンラン、

オヤマボクチ等他の多くの種が見られる。

この群集は二次林として発達したものであり何年に一度かはほとんどの林が人の手が入るために一次的にはヤマツツジ、ガマズミ、ヤマハギ、ススキ、ヨモギ、ヤマウルシ、クサギ等が生育する低木林であるクサギーアカメガシワ群落に相当する林になるが、何年かして又コナラクヌギ林にもどるくりかえしをしている。

・ヤマツツジーアカマツ群集（相観：常緑針葉樹林）

この群集は高木層にアカマツが優占する林で低木にはネジキ、ヤマツツジ、ミツバツツジ、ヤマウルシ、コナラ、ガマズミ、ツクバネウツギ他多くの低木が生育する。草本層にはワラビ、シュンラン、アキノキリンソウ、コウヤボウキ、サルマメ等が見られる。

この群集は県下低山地にはかなりの面積にわたって存在するが、富士山麓や御岳昇仙峡でこの著しい群集が認められる。しかし自然植生としてのアカマツーヤマツツジ群集と植林地においてもこの群集が認められる。したがってはっきり植林地と区別できる個所はアカマツ植林としたが、いずれともしがたい個所はわずかであるため、クヌギーコナラ群集にまとめた。

⑦川辺、湿原、塩沢地、砂丘植生

⑧1 湿性植物群落

・ヨシクラス（低層湿原、セイコノヨシを含む）（相観：抽水植物群落）

この群落は河川沿いや湖沼の岸などに発達するヨシを主とする群落で条件のよい水辺では2 m以上にもなる。又、近年水稻生産調整で放置された水田がヨシ群落に変わっているところも見うける。

この群落は県下では河口湖、富士川水系の河川、それに放置水田等に存在する。

構成種はヨシ、アメリカセンダングサ、ミゾソバ、オナモミ、他で場所によってはガマが混生するが本県ではガマは少ない。

・ツルヨシ群集（相観：冠水草本植物群落）

この群集は河川に沿って水辺に生育するものでツルヨシ、カナムグラ、アメリカセンダングサ、ミゾソバ他荒地の植物が多く生育するが、ツルヨシが優占している。

本県では富士川水系の大小各河川、人里の川辺にまでかなり多くの河川沿いに生育している。

・オギ群集（相観：冠水草本植物群落）

この群集は河川に沿って川辺に発達する草本群落で、2～3 mぐらいになりかなり高い被度で帯状に群落を作る。オギの他マコモ、アメリカセンダングサ、ヨモギ、

ミゾソバ等がわずかに混生する。

本県ではオギ群集はツルヨシ群集に続いて分布し、主に富士川水系の大小河川沿いに存在する。しかし近年河川敷の改修が進みオギ群集、ツルヨシ群集とも少なくなっている。

32 ウキクサ、ヒルムシロクラス（相観：開放水域植物群落）

この群落は湖沼、灌がい用の貯水池、水田等に発達する群落で、水田中にはヒルムシロ、アブノメ、コナギ等が水中に生え、ウキクサは水田の条件によっては一面に水面を覆って水田中の水温を下げるため稲の生育に影響する場合がある。

湖や山地の古い貯水池、沼地などにはウキクサが浮遊している。これらの流れのあるところでは下流に押し流され群落として浮遊することはない。又植生図上には水田として記されるため図上に表されるものは少ない。

⑧伐採地、草地等

33 伐採跡地

・伐跡群落（亜高山帯）（相観：亜高山性伐跡地群落）

策ヶ岳、八ヶ岳、南アルプス、秩父等の亜高山帯にはシラベ、オオシラビソ等の伐跡群落が形成されている。このような群落は山梨県内には各地に見られるが、ここでは海拔2,100mの奈良田湖奥のものを代表にしてふれてみる。高木層は伐採されてしまって見受けられないわけであるが、その低木層ではシナノキイチゴ、ウスノキ、ダケカンバ、サビバナナカマド、ニガイチゴ、ススキなどが見受けられる。

草本層ではマイヅルソウ、シノブカグマ、シラネワラビ、ヤマハハコ、ヒメジョオン、ツクバネウツギ、ヤクシソウ、ハコネウツギ、アメリカンセンダングサ、ヒメノガリヤス、ヒロハツリバナ、ユモトマユミ、イヌブナ、ニシキウツギ、シラベ、ミツバオウレン、ヒメムカシヨモギなどが見受けられる。

・伐跡群落（ブナクラス域）（相観：伐採跡草本植物群落）

ブナクラス域の伐採跡地は、森林伐採後1～2年でヤナギラン群落をつくるのが普通だが、ところにより、クマイチゴ、エビガライチゴなどのキイチゴ類を優占する群落もある。

ヤナギラン群落は、高さ1.2m前後のヤナギランを優占する草本層から成り立ち、その他ヨモギ、クマイチゴ、ヤマドリゼンマイなどの草本が割合高い比率で占めている。伐採後の年数にもよるが、バッコヤナギ、ヤシャブシ、ヤマハンノキなどの低木が点在するヤナギラン群落が県内には多く見られる。

・伐跡群落（ヤブツバキクラス域）（相観：伐採跡地低木群落）

クヌギ・コナラ林等を伐採すると一次的にこの所はヤマウルシ、ヌルデ、タラノキ、ナワシロイチゴ、サルトリイバラ、ススキ、コアカソ、ニガイチゴ、モミジイチゴ、ヤマツツジ、ガマズミ等が繁茂する。これらはいずれ何年かすると又コナラ・クヌギ林にもどるが、こうした伐採跡地の低木林は、県下低山地の各所に出現する。又ブナクラス域の伐採跡地にはヒメジョオン、イタドリ、ヤマホタルブクロ、ノコンギク、ヨモギ、カワラマツバ、ヤナギラン等他にも多くの草本が生え、ヤナギラン群落に相当する植生が出現する。シラビソ・オオシラビソ群落の伐採跡地にはミヤマウラジロイチゴ、クマイチゴ、ヤマハハコ等を主体としたヤマハハコ・ミヤマウラジロイチゴ群集が出現する。

これらはいずれも県下各地の伐採跡地に見られる群落である。

・クズ群落（林縁性ツル・低木群落）（相観：林縁つる性植物群落）

この群落は県下各所の林縁、又は河川の荒地、植林地の幼木林等に発達する群落である。クズやカナムグラは生育旺盛であるためこれの繁茂するところには他の植物はあまり見られない。わずかにアズマネザサ、ナワシロイチゴ、ススキ、ヨモギ、アメリカセンダングサ等農地に多い植物が見られる程度である。

この群落は林縁や植林地等であるため植生図上に表される所は少ない。

### 34 ススキ・シバ草地

#### A ススキ草地

・カワラマツバーススキ群落（ブナクラス域）（相観：多年性草本植物群落、二次草原）

本群落は、ブナクラス域に生育する二次草原である。高さ0.5～1.5mの草本層、植被率90～95%と高く、ススキが高い被度で優占し、続いてカワラマツバが多い。他に、富士山麓ではカリヤスモドキ、ヤマハギ、ツリガネニンジン、ミヤマイボタ、タチフウロウ、タイアザミ、シモツケ、キオン、トダシバ、ツルウメモドキ、フジザクラ、シシウド、チダケサシ、ヒメシダなどが混生する。

山梨県内の伐採跡地に広く分布する。

・アズマネザサーススキ群集（ヤブツバキクラス域）（相観：多年生草本群落、二次草原）

この群集は県下の山付地帯にある畑地の荒廃、畑と山地の境界部のところ、伐採による跡地等に分布する。特に近年養蚕業の衰退により山地に多い桑園が荒廃し、このあとにアズマネザサーススキ群集が発達しているところが多い。

二次的な草地であるため草本層単層群落であるがまれには低木も混生する場合がある。主にススキ、アズマネザサが70～80%の植被率で生育する。他にはヨモギ、



オオバコ、ヤマシロギク、アキノキリンソウ、ノコンギク等多くの草本植物が見られる。

## B シバ草地

- ・シバ群団（ブナクラス域）（相観：短茎イネ科草本植物群落、二次草原）

シバが優占する草原は、人為的干渉下に生育する二次林草原で、ゴルフ場が主である。ブナクラス域のシバ群落は、被度・群度5・5のコウライシバの他にシロツメクサ、ワラビ、シバスゲ、ヨモギなども混生する。

- ・シバ群団（ヤブツバキクラス域）（相観：短茎イネ科草本植物群落、二次草原）

シバ群団として本県にあるものはゴルフ場でありこれは人工的に管理された群落である。したがって草丈も3～10cmと低く刈り込まれておりこれ以上のものは認められない。シバは県下ほとんどのゴルフ場がコウライシバであるがシバも一部では使われている。ゲンノショウコ、ミヤコグサ、ワラビ等何種かの草本が認められるが、これは人工管理のシバ地に進入して来たものである。

## ⑨植林地、耕作地植生

### 35 常緑針葉樹植林

相 観：常緑針葉樹の人工林

- ・ウラジロモミ植林

ブナクラス域上部から亜高山帯にかけての緩傾斜地に多く植林されており、立地的にはミズナラ、ブナ、ウラジロモミなどが生育している地域である。県下におけるウラジロモミ植林は植林後の日が浅いため、植生としては高木層を欠くことが多く、低木層にレンゲツツジ、ノリウツギ、サワフタギ、草本層にはノガリヤスなどイネ科植物が多い。植林地は八ッ岳、金峰山、富士山麓にみられる。

- ・シラビソ植林

標高1,500m以上の亜高山帯に多く植林されており、ウラジロモミとの混植もある。自然植生のシラビソ林は林床に蘚苔類や地衣類が高い植被率をもっているが、植林地では伐採によりこの植生が破壊された後に植林されているため、下層の植生の多くは伐採跡地群落または高茎草原に類する。

本県におけるシラビソ植林は近年になって行われたものが多く、富士山および八ヶ岳の中腹にあり、その殆どが県有林である。

### 36 アカマツ植林

相 観：常緑針葉樹人工林、二次林

ヤブツバキクラスからブナクラス域にかけて、日当りの良い傾斜地や平坦地に植林あるいは二次林として形成されている高木層にはカラマツ、コナラ、亜高木層にはリョウブ、ネジキ、低木層にはヤマウルシ、レンゲツツジ又はヤマツツジなどが混生する。一般にアカマツ林は日光の透通が良いことから、針葉樹林でありながら下層の植物も多く、コウヤボウキ、オケラ、サルマメなどが、コケ層でもスギゴケなどの蘚類も多い。

本県におけるアカマツ林は、県南部の多雨地帯を除き標高1,000mくらいまで各地に分布し、代表的二次林となっている。アカマツは薪炭や建築用材として利用されるが、防災林や風致林として自然景観を形成する重要なものである。

なお、県下にはクロマツ植林は極めて少なく、面積的にも小さいため植生図には図示されていない。

### 37 スギ・ヒノキ植林

相 観：常緑針葉樹の人工林

ヤブツバキクラスからブナクラス域にわけて広く植林されているが、立地的にはアカマツが尾根沿いの陽地に多いのに反し、一般的には沢筋の温潤な場所や多雨地域に多い。植生としては当然のことながら高木層にはスギ、ヒノキが優占し、高い植生率で被うため、林内の照度が低く植生は貧弱である。下層においての木本植物は極端に少なく、草本植物も耐陰性の高いシダ類を中心に、ドクダミ、タニタデ、アマチャヅルなどが見られる程度で出現数は少ない。本県におけるスギ、ヒノキ植林は富士川流域の身延町、南部町、富沢町などの温暖多雨地帯に大面積が植林されているが、近年は用材価格の低迷や労力不足等から枝打ち間伐など手入不足が目立っているが、スギ、ヒノキ林は土壌中の保水力が低いことから、国土保全上からも充分な手入れが望まれる。

### 38 カラマツ植林

相 観：落葉針葉樹の人工林

標高1,000mは付近から亜高山帯にかけて多く植林されている。下層の植物はウラボシ、シラベと同様に若齢のうちは各種の植物が混生し、種類もやはり、地域によって若干の相違が見られる。カラマツ植林は県南部を除く、県下各地に行われ、面積的にも多く、大部分は県有林である。

なお、ニセアカシア、ヤマハンノキの植林については、県内にわずかな面積しか存在しないため、図上には表示しなかった。

### 39 竹林

## 相 観：常緑高木林

標高700m以下の地域において、多くは屋敷林として植生が見られるが、県南部の南部町、富沢町においては筍の生産目的での利用もされている。樹種としてはマダケ、モウソウチクが多いが県北部にはハチクもある。

林内の植生としては、シラカシ、ヒサカキ、アオキ、テイカカズラなど、ヤブツバキクラスの代表的植物が混生する。

竹林の多くは屋敷林としての存在であるため個々の林分としては面積が小さく点在しており、図示されているのはわずかである。竹材や筍の利用は農業経済上有益であるほか景観維持上も保存が望ましい。

## 40 果樹園

### ・常緑果樹園

常緑果樹としては、ピワ、柑橘類であるが多くは庭木として栽植である。園地としては増穂町においてユズが見られる程度である。

### ・落葉果樹園

甲府盆地およびその周辺を中心に県下に約1,300haに及ぶ落葉果樹がある。樹種はブドウが最も多く、次いでモモ、スモモ、ウメのほか各種の落葉果樹が栽培されている。ブドウは勝沼町、甲府市、モモは一宮町、白根町に栽培が多い。しかし一般的には数種の果樹が混在して産地化されている。

## 41 桑園・茶園

### ・桑園（相観：落葉広葉低木林）

桑園は県下全域にみられるが、双葉町を中心とした茅ヶ岳山麓地帯、甲府盆地東南部の豊富村を中心とした曾根丘陵地帯に集団園地が多い。桑園は近年減少しつつある。

### ・茶園（相観：常緑広葉低木林）

富士川流域の温度多雨地域を中心に茶園造成が行われている。その他甲府盆地北部の敷島町、県東部の上野原町等にも僅かであるが園地造成がされ、地域の主幹作物となっている。傾斜地が多いため土壌保全的な役割も果たしている。

## 42 畑地雑草群落等

### ・畑地雑草群落

いわゆる普通畑として耕地分類されているもので、集落の存在するところには必ずといってよいほど県下各地に分布している。草種は作付されている作物の種類、

耕作管理の度合いによって種類や量は変化する。放任状態に近くなるほどヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落に近くなり、イネ科やキク科雑草が多くなる。

・路傍雑草群落

この群落は主に農道等の路傍に生育するチカラシバ、チガヤ、イタドリ、ヨモギ、カゼクサ等の群落であるが、生育範囲が道路側面という線上にあるため図上には表れていない。

43 牧草地・人工草地

採草または放牧地として富士西麓、八ヶ岳南麓に広い面積の牧草地がある。その他地域においても乳牛または肉牛の飼養農家とともに点在している。

44 水田雑草群落

・水田雑草群落

水田は標高1,000m近くまで、県下全域に分布している。近年宅地化や果樹園などに転換され減少しつつある。植生はウリカワーコナギ群集に代表されるいわゆる水田雑草がみられる。

・休耕田雑草群落

休耕田は県下各地にみられるが、多くは一時的なものであり、面積的にも点在するため植生図に表されることは少ない。

⑩都市的土地利用

45 高密度市街地（密集地）

46 市街地・集落

47 緑の多い住宅地

48 公共用地

49 工場地帯緑の多い住宅地

工業密集地、大規模工場を工場地帯とした。

①その他

50 造成地、裸地

造成地・山砂利などの採石場などである。

51 開放水域

河川、湖沼など植被の見られない部分を開放水域とした。

52 自然裸地

山地などで土砂の崩壊により裸地となったもの、富士山頂付近の植生地および河川の中州で植被のない場所である。

### 3. 3 災害履歴図

山梨県は富士川・相模川・多摩川の源流に位置する山岳県であり、急峻な地形のため、一旦雨が降ると出水は早く、大きな水害となりやすい。

山梨県における水害の歴史は極めて古く、「日本武尊が東征の折に水害に襲われた」と伝えられるのをはじめ、戦国時代の名将武田信玄が、豪雨によりたびたび水浸しとなる甲府盆地の治水工事を行なって、内政の充実を図ったことは有名である。近代以降も、台風などによる集中豪雨のたびに被害を受けており、水害対策は常に重要な課題となっている。

記録に残る近年の災害史をみると、昭和34年、41年、57年に大規模な災害をもたらす豪雨が発生している。

#### (1) 昭和34年災害

昭和34年は、台風7号(8月12～13日)と15号(9月26日、伊勢湾台風)が本県を襲い、未曾有の災害をもたらした。

##### ① 台風7号

8月10日にマリアナ東方洋上に発生した熱帯性低気圧が北西進して、12日10時に硫黄島の東南約500kmで台風7号となった。その後50km/h内外に速度を速めて北上し、14日6時半ごろにはついに富士川河口付近に上陸した。その後台風は富士川に沿って北上し、猛烈な暴風雨を伴って7時頃より山梨県に襲来した。

8月12日午後から13日にかけて、前線活動による大雨が降り、河川がかなり増水していたところへ(前線による大雨がまだ終息しないうちに)台風の襲来となり、河川の氾濫が続出し、明治40年以来の大水害となった。

総降水量と台風の進路は図3.3-1のとおりで、早川流域など山岳地帯で500mm以上、また14日7時～8時頃には30～60mm/hの豪雨となった。

被害の特徴は、山崩れによる多量の土砂と流木を交えた濁水の氾濫が多かったことである。特に水害の中心は山梨県北西部の韮崎市から富士川上流に集中し、大武川の氾濫では武川村で128戸が一瞬にして濁流にのまれ、23名の死者及び行方不明者を出したのをはじめ、山梨県下で流出全壊家屋1,911戸、死者行方不明者89名に達した。

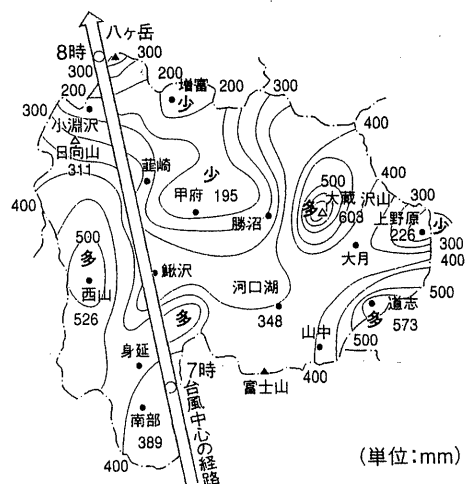


図3.3-1 台風7号降水量

## ②台風15号（伊勢湾台風）

台風7号による大災害の傷跡も生々しく、当時の恐怖がさめないうちに、9月26日超大型台風である伊勢湾台風が襲来した。

マリアナの東にあった熱帯低気圧が急速に発達して、22日12時に台風15号となり、23日15時には硫黄島の南南西約600kmで895hpaという超大型台風となった。その後26日15日に時速48km/hと加速し、紀伊半島に向かって北北東進し、ついに18時15分に潮岬の西15kmに上陸した。上陸後も台風は中心付近の最大風速50m/s、風速25m以上の範囲は中心から半径240kmと、強い勢力を持って60km/hの速い速度で紀伊半島を縦断し、23時に岐阜県白川付近を通過し、27日0時45分に新潟県高田と糸魚川の間から日本海に抜けた。

山梨県下の降雨状況は、25日昼頃から県下全般に降雨が始まり、26日9時までに前線による雨量は早川流域や県南部で50～100mmとなった。26日正午より全県下にわたり台風直接の降雨が始まり、15時ごろから本格的な台風の雨となった。その後雨勢はますます強くなり、21時ごろから23時ごろにかけての県の南部や西部の早川流域と、富士川上流の長坂付近に集中的な豪雨があり、21～22時までの1時間に御殿山では81mm、22～23時の1時間に雨畑で61mmの雨を記録した。24日以来の総降雨量は図3.3-2のように西部山岳地帯を含む早川流域と、東部山岳地帯に多く、300mmを超え、特に雨畑では487mm、御殿山では439mmの大雨となった。

降雨量は台風7号より少なかったが、強風のため多くの家屋損壊を発生させた。また台風7号によって堤防が破壊されていたところは、再び河川氾濫による浸水被害を受けた。

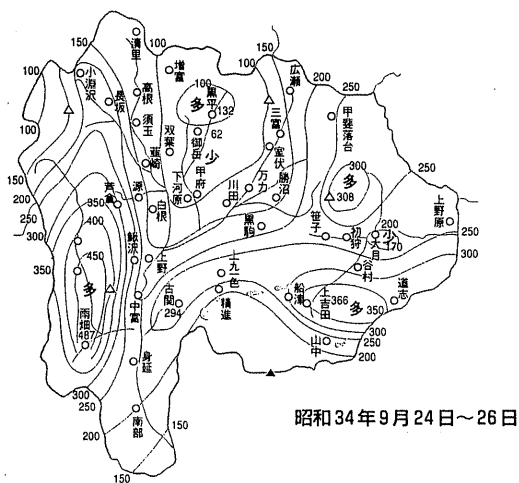


図3.3-2 台風15号 降水量分布

昭和34年に発生した、この2つの災害を契機に、昭和34年12月1日に土木部に砂防課を設置、翌35年4月には建設省富士川砂防工事事務所が設置された。

## (2) 昭和41年災害

昭和41年には7月22日に甲府を中心とした集中豪雨が発生し、また9月25日は台風26号による災害が発生している。

## (3) 昭和57年災害

昭和57年に山梨県内を襲った台風10号は、昭和34年の台風7号よりも激しい風雨で、県内は一時、陸の孤島と化すなど大きな災害となった。

台風10号は、8月2日未明、渥美半島に上陸し強い風雨を伴い日本列島を横断した。

降雨規模、生産土砂量、流出土砂量は昭和34年災害より昭和57年災害の方が大きい。地域別にみると、流出土砂量が大きい流域は雨畑川、野呂川、大武川であり、単位面積当たりの流出量が大きいのは春木川、尾白川、濁川で県西部に集中している。

この台風による死者・行方不明者は計7名、全壊家屋は30戸である。降雨量が昭和34年台風7号の2倍近くにのぼったにも関わらず、被害家屋・被害者数は軽減された。これは砂防施設等の整備によるものと考えられる。

また、同57年9月12日の台風18号は山梨県東部を横断して死者・行方不明者1名、全壊家屋4戸の被害が発生している。

## (4) 図化した被災履歴

昭和34,41,57年には、上記のように豪雨に伴い多くの災害が発生しているが、全県下の被害状況を一元的に図化、整理した資料は少ない。そのため、収集できた以下の資料により被災範囲を整理した。

①昭和41年 土砂発生溪流

②昭和57年 浸水範囲



## (5) 地すべり地形

災害履歴図には、上記の被災履歴にあわせて、災害発生と関連のある要素として地すべり地形と活断層について記載した。

地すべり地形については、文部科学省防災科学技術研究所が調査・発行した「地すべり地形分布図 第13集 甲府」(平成13年3月)より編集した。県下の地すべり地形の分布は、西部の南アルプス～峡南地域に高密度にみられる。また道志～上野原方面にも点在している。これらの地域に比べると、北部の奥秩父～八ヶ岳方面は比較的少ない分布となっている。地すべりがよく見られる地質は、千枚岩などからなる四万十層群の各層、第三紀から第四紀の堆積物などであり、火山噴出物や花崗岩等の貫入岩の分布地にはあまり見られない傾向にある。

なお参考とした文献は県の大部分を調査範囲としているが、県東部及び南部(国土地理院1:200,000地勢図の「東京」及び「静岡」の範囲)は対象外(未調査)である。

## (6) 活断層

以下の資料に基づいて編集した。

「新編日本の活断層」活断層研究会編,平成3年

「糸魚川-静岡構造線活断層系ストリップマップ」下川ほか調査・編集,

通商産業省工業技術院地質調査所発行,平成7年,1:100,000

「都市圏活断層図 茅野」澤ほか調査,国土地理院発行,平成10年,1:25,000

「都市圏活断層図 韮崎」田力ほか調査,国土地理院発行,平成10年,1:25,000

「都市圏活断層図 甲府」今泉ほか調査,国土地理院発行,平成10年,1:25,000

県の西部には地質境界である糸魚川-静岡構造線が通っており、これに沿って北西部の韮崎付近と、甲府盆地西縁の市ノ瀬台地及び南縁の曾根丘陵に明瞭な活断層が認められる。この部分については、都市圏活断層図及びストリップマップにより編集し、その他の地域については「新編日本の活断層」によった。

白州から韮崎付近の大坊・下円井・鳳凰山断層付近は、全体に左横ずれ変異地形を伴う。また青木鉾泉付近では段丘面を縦ずれ変異させている。

甲府盆地西縁の市ノ瀬断層群の活動度はかなり高い。市ノ瀬断層群、曾根丘陵断層群には撓曲などが見られる。

大月から富士吉田に至る桂川沿岸には、北東方向に走る断層群がある。

なお、高山の稜線部・山頂部付近には重力性と思われる低断層崖が多数見られる。

### 3. 4 防災・土地保全等施設図

#### (1) 築堤

山梨県を代表する河川としては、甲府盆地を流下する富士川（釜無川）および笛吹川があげられる。これらの河川は古来より氾濫をくりかえしており、また、一旦氾濫すると甚大な被害を及ぼすことから、治水上、重要な河川である。そのため、防災土地保全等施設図にはこれらの河川における築堤（完成およびH.W.L以上暫定）の位置を「富士川洪水防御図」（国土交通省関東地方整備局甲府工事事務所）に基づき示した。

#### (2) 砂防施設

山梨県は甲府盆地を除いて平地部は極めて少なく、総面積4,465km<sup>2</sup>のうち78%が山地で占められている。

明治維新後、砂防への取り組みは早く、全国に先駆けて明治14年、県単独事業費で市之瀬川に砂防工事を行なった。明治16年に内務省御雇工師ムルドルから提出された富士川改修の意見書を受けて、小武川、御勅使川、大柳川、早川で直轄砂防事業が実施され、現在の「直轄」「補助」の二本立ての近代砂防制度ができあがった。

今日に至る砂防事業の契機となったのは昭和34年の台風7号と15号による災害である。この災害は古今未曾有のものであり、砂防事業の上からも、計画面・施工面において教訓とすべき要素が多々あった。昭和34年12月1日付けで土木部に砂防課が新設され、翌35年4月には、建設省富士川砂防工事事務所が設置された。これにより、早川流域及び富士川上流域で直轄砂防工事が本格的に施工されるようになり、県砂防工事と併せ本県の砂防工事は大きな進展を見せるに至った。

防災・土地保全等施設図には、砂防ダム、流路工等の砂防施設を示した。なお、県施工の砂防設備の状況は、表3.4-1に示すとおりである。

表3.4-1 県施工の砂防設備の状況

平成12年3月31日現在

水系別	ダム工(基)	床固工(基)	流路工(m)	山腹工(ha)	護岸工(m)	
一級水系	富士川	1,537	373	103,304	2.7	10,175
	相模川	311	62	26,733	—	826
	多摩川	31	—	820	—	90
	計	1,879	435	128,422	2.7	11,091
二級水系	精進湖	4	—	357	—	—
	西湖	17	—	65	—	—
	本栖湖	—	—	—	—	—
	計	21	—	422	—	—
合計	1,900	435	131,379	2.7	11,091	

(注)砂防設備には、国の直轄施工したものは含まれない。

資料：「平成12年度 土木事業の概要」平成12年、山梨県土木部

### (3) 雨量局・水位局

治水及び砂防のために、県下の随所に雨量局並びに水位局が設置されている。これらには、山梨県所管（河川局、砂防局）の他に国土交通省直轄の雨量局があるが、いずれもテレメータによって自動収集され、「山梨県総合河川情報システム」によって一元的に把握されるとともに、迅速かつ的確な災害の未然防止対策や水防対策の強化を図るために役立てられている。防災・土地保全等施設図にはこれらの位置を示した。なお、観測局数は表3.4-2に示すとおりである。

表3.4-2 雨量・水位観測局数

種 別			局 数		
雨 量 局	県 管 理	河川雨量局	31局	68局	83局
		砂防雨量局	37局		
	直轄雨量局		15局		
水 位 局			56局		
中 継 局			8局		

### (4) 防災関連事務所

災害発生時に防災の拠点となる事務所として、県庁及び地方事務所、国土交通省の整備事務所及び支所、市町村役場などが考えられることから、防災・土地保全等施設図にこれらの位置を示した。

### (5) 水道

最近の災害においては、生活に直結しているライフラインの早急な復旧が、災害復旧の中でも特に重要になっている。そのため、ライフラインとして重要な水道について、山梨県水道地図を基に、水源、上水道、送水管を示した。

### (6) 送電線等

最近の災害においては、生活に直結しているライフラインの早急な復旧が、災害復旧の中でも特に重要になっている。そのため、ライフラインとして重要な電気について、山梨県工場適地図を基に、発電所、変電所、主な送電線を示した。

### 3. 5 防災・土地保全等関係法令指定区域図

#### 3.5.1 防災・土地保全等関係法令に基づく指定区域

##### (1) 河川区域

###### ① 根拠法令

河川法（昭和39年7月10日）

###### ② 庁内所管課

土木部治水課

###### ③ 地域の要件及び設定基準

河川区域〔河川法第6条〕

①河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

②河川管理施設の敷地である土地の区域

③堤外の土地（法令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水池を含む。）の区域のうち①に掲げる区域と一体として河川管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

###### ④ 規制内容

次の各項は許可が必要である。

- ・河川の流水を占有すること。（第23条）
- ・河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有すること（第24条）
- ・河川区域内の土地における土石、竹木、あし、かや等の採取（第25条）
- ・河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除却（第26条）
- ・河川区域内の土地における土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（第27条）
- ・竹木の栽植、伐採（第27条）
- ・河川における竹木の流送又は舟、若しくはいかだの通航（第28条）
- ・河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（第29条）

###### ⑤ 指定状況

指定状況は、表3.5.1-1に示すとおりである。

表3.5.1-1 河川区域の指定状況

平成12年4月1日現在

水系別		河川数	河川延長 (m)			流域面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
			指定区間 (県管理区間)	指定区間外 (直轄区間)	合 計		
一級水系	一級水系 富士川	504	1,561,555	104,100	1,665,655	3,147.36	指定区域外(富士川水系) 富士川 67,000m 重 川 1,500m 早 川 3,000m
	一級水系 多摩川	10	43,910	-	43,910	256.70	御勅使川 1,800m 笛吹川 28,000m 塩 川 1,000m 日 川 1,000m
	一級水系 相模川	87	365,855	-	365,855	988.11	蛭沢川 300m 五割川 100m 濁 川 400m
	計	601	1,971,320	104,100	2,075,420	4,392.17	(相模川水系) 河口湖 19,900×1/2 =9,950m 山中湖 12,900×1/2 =6,450m
二級水系	二級水系 西湖	6	8,720	-	8,720	62.00	西 湖 10,000×1/2 =5,000m
	二級水系 精進湖	2	5,040	-	5,040	22.78	精進湖 6,080×1/2 =3,040m
	二級水系 本栖湖	1	6,450	-	6,450	29.10	本栖湖 12,900×1/2 =6,450m
	計	9	20,210	-	20,210	113.88	
合 計		610	1,991,530	104,100	2,095,630	4,506.05	
準用河川		211	-	-	207,704	191.59	

資料：「山梨の河川」平成12年、山梨県土木部治水課

(2) 河川保全区域

① 根拠法令

河川法（昭和39年7月10日）

② 地域の要件及び設定基準

河川区域 [河川法第54条]

河川管理者は、河岸及び河川管理施設を保全するため必要があると認められるときは、河川区域に隣接する一定の区域について指定する。（河川区域の境界から50m以内を原則とする。）

③ 規制内容

河川保全区域内において、次の各項の行為をしようとするものは許可が必要である。

- ・土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為  
(第55条第1項第1号)
- ・工作物の新築又は改築 (第55条第1項第2号)

④ 指定状況

表3.5.1-2 河川保全区域の指定状況

水系名	河川保全区域面積	関係市町村名
富士川水系 富士川	3,294,000	富沢町 南部町 身延町 下部町 中富町 六郷町 鯉沢町 市川大門町 増穂町 甲西町 田富町 若草町 白根町 昭和町 竜王町 双葉町 八田村 韮崎市
笛吹川	1,056,200	市川大門町 三珠町 田富町 玉穂町 豊富村 甲府市 中富町 境川村 石和町 八代町 御坂町 一宮町 春日居町 山梨市
早川	72,000	身延町 中富町
計	4,422,200	

(H7河川管理関係調査)

### (3) 砂防指定地

#### ① 根拠法令

砂防法（明治30年3月30日）

#### ② 庁内所管課

土木部砂防課

#### ③ 地域の要件及び設定基準

[砂防法第2条]

- ・砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため、一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地

#### ④ 規制内容

治水上、砂防のため一定の行為を禁止または制限しており、次の行為については、知事の許可を必要とする。（第4条）

- ・土石、鉱物等の採取
- ・建築物等の工作物の新設、改設
- ・竹木の伐採又は抜根
- ・開墾、掘削その他土地の形状変更のり切又は切り土
- ・その他治水砂防上著しく支障のある行為

（注）山梨県では、山梨県砂防指定地管理規則第3条各号に掲げる行為について知事の許可が必要。

#### ⑤ 指定状況

砂防指定地の指定状況は、表3.5.1-3に示すとおりである。

表3.5.1-3 砂防指定地の指定状況

水系別		溪流数	箇所数	面積(ha)
一級水系	富士川	676	1,011	17,260.91
	相模川	244	309	1,427.38
	多摩川	18	22	203.33
	富士山	1	1	16.09
	計	939	1,343	18,907.71
二級水系	精進湖	2	2	4.42
	西湖	6	8	24.68
	本栖湖	0	0	0.00
	計	8	10	29.10
合計		947	1,353	18,936.81

資料：「平成12年度土木事業の概要」平成12年、山梨県土木部

#### (4) 急傾斜地崩壊危険区域

##### ① 根拠法令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日）

##### ② 庁内所管課

土木部砂防課

##### ③ 地域の要件及び設定基準

[法第3条第1項]

- ・崩壊のおそれのある急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

##### ④ 規制内容

次の行為については、知事の許可を必要とする。[第7条第1項]

- ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長させる行為
- ・溜池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・のり切、切り土、掘さく又は盛土
- ・立木竹の伐採
- ・木竹の滑下又は地引による搬出
- ・土石の採取又は集積
- ・その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

##### ⑤ 指定状況

表3.5.1-4 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

事務所名	指定箇所数
甲 府	15
塩 山	32
石 和	19
市 川	71
身 延	19
韮 崎	42
都 留	47
大 月	42
計	287

資料：「平成12年度土木事業の概要」平成12年、山梨県土木部



(5) 地すべり防止区域

① 根拠法令

地すべり等防止法（昭和33年3月31日）

② 庁内所管課

農政部耕地課、森林環境部治山林道課、土木部砂防課

③ 地域の要件及び設定基準

[地すべり等防止法第3条第1項]

- ・地すべりしている区域、地すべりするおそれのきわめて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべりを助長し、誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に関連する区域について指定される。

④ 規制内容

[地すべり等防止法第18条第1項]

次の行為については、知事の許可を必要とする。

- ・地下水を誘発し、又は停滞させる行為で、地下水の排泄施設の機能を阻害する機能、その他地下水の排除を阻害する行為
- ・地表水を放流し、又停滞させる行為でその他地表水の浸透を助長する行為
- ・のり切又は切り土
- ・ため池、用排水路その他地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良
- ・その他地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為

⑤ 指定状況

表3.5.1-5 地すべり防止区域の指定状況

平成11年4月現在

市町村名	農務関係 (構造改善局所管)			林務関係 (林野庁所管)			土木関係 (建設省所管)		
	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
甲府市	1	9.20	東山						
山梨市							1	7.38	戸市
大月市				2	29.14	近が沢、鳥沢	1	8.00	駒宮
中道町	1	12.30	小生坂						
市川大門町	1	10.65	中見通	2	122.02	八の尻、高田			
下部町	3	24.30	車田 波高島 切房木	2	58.57	清沢、一色	2	24.80	市ノ瀬、嶺
六郷町				3	190.68	網倉、葛籠沢、 山田	10	187.83	楠甫、宮原、落居 岩間、つつら沢
身延町				1	5.00	中沢	2	162.14	清子、横根
南部町				1	27.86	西川	3	102.96	中野、塩沢、大和
中富町	1	11.14	老窪	8	236.17	手打A,B、寺沢、太 子山、夜子沢A,B 八日市場、松山	1	8.72	西島
鵜沢町							3	45.61	柳川、十谷、鹿島
上野原町				5	71.97	登下、桑久保、夏 地、上夏地、大倉			
小菅村							1	37.13	小永田、作之宮
計	7	67.59		24	741.41		24	584.57	

資料：「山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ」平成11年、山梨県防災会議

(6) 国有林

① 根拠法令

森林法（昭和26年6月26日）

国有林野法（昭和26年6月23日）

② 地域の要件及び設定基準

国が森林所有者である森林（森林法第2条第3項）及び国有林野法第10条第1号に規定する分取林である森林

③ 指定状況

山梨県内に位置する国有林の面積は表3.5.1-6に示すとおりである。

表3.5.1-6 国有林面積

関係森林計画区	関係市町村	面積
富士川上流	甲府市	1,172 ha
	山梨市	71 ha
	小計	1,243 ha
山梨東部	富士吉田市	14 ha
	山中湖村	130 ha
	小計	144 ha
富士川中流	南部町	2,035 ha
	身延町	307 ha
	小計	2,342 ha
合計		3,729 ha

(注) この他に官行造林地 1,134 ha

資料：「平成10年度山梨県林業統計書」平成12年、山梨県林政部

(7) 地域森林計画対象民有林

① 根拠法令

森林法（昭和26年6月26日）

② 庁内所管課

森林環境部森林整備課

③ 地域の要件及び設定基準

- ・森林法第5条第1項の規定により、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除いた民有林。

④ 規制内容

[森林法第10条の1]

森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、あらかじめ知事に届出をしなければならない。

[森林法第10条の2]

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

開発面積 1 ha以上

[森林法第21条第1項]

森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

⑤ 規制内容

地域森林計画対象民有林の指定状況は表3.5.1-7に示すとおりである。

表3.5.1-7 森林計画区域の指定状況

単位 面積：ha

計画年度	森林計画区域	区 分	面 積				備 考	
			総 数	民有林	県有林	都有林		
H 9	富士川上流	計 画 区 総 数	145,290	58,102	81,580	5,608		
		甲府林務事務所	甲 府 市	9,655	6,569	3,086	-	
			石 和 町	137	38	99	-	
			御 坂 町	4,008	2,416	1,592	-	
			一 宮 町	1,301	435	866	-	
			八 代 町	1,237	487	750	-	
			境 川 村	1,034	709	325	-	
			中 道 町	937	382	555	-	
			芦 川 村	3,318	2,844	474	-	
			豊 富 村	552	366	186	-	
			敷 島 町	2,694	1,783	911	-	
			白 根 町	2,073	609	1,464	-	
			芦 安 村	14,239	376	13,863	-	
			櫛 形 町	2,759	1,244	1,515	-	
			甲 西 町	261	248	13	-	
		小 計	44,205	18,506	25,699	-		
		塩山林務事務所	塩 山 市	15,030	2,302	7,120	5,608	
			山 梨 市	2,044	1,489	555	-	
			春 日 居 町	679	520	159	-	
			牧 丘 町	8,589	4,023	4,566	-	
			三 富 村	12,995	5,493	7,502	-	
			勝 沼 町	1,876	1,047	829	-	
			大 和 村	4,191	2,357	1,834	-	
			小 計	45,404	17,231	22,565	5,608	
		韮崎林務事務所	韮 崎 市	9,220	5,768	3,452	-	
			双 葉 町	460	460	-	-	
			明 野 村	1,146	944	202	-	
			須 玉 町	14,820	4,600	10,222	-	
			高 根 町	3,688	1,905	1,783	-	
			長 坂 町	1,920	1,252	668	-	
			大 泉 村	5,178	1,279	3,899	-	
			小 淵 沢 町	1,860	1,086	774	-	
			白 洲 町	12,343	4,029	8,314	-	
武 川 村	5,046		1,042	4,004	-			
小 計	55,681	22,365	33,316	-				

単位 面積：ha

計画 年度	森林計画 区域	区 分	面 積				備 考	
			総 数	民有林	県有林	都有林		
H11	山梨東部	計 画 区 総 数	102,284	58,946	35,123	8,215		
		大月林務 事務所	都 留 市	13,497	7,605	5,892	-	
			大 月 市	24,212	13,076	11,136	-	
			秋 山 村	4,125	3,383	742	-	
			道 志 村	7,447	7,447	-	-	
			西 桂 町	1,202	785	417	-	
			上 野 原 町	9,724	9,169	555	-	
			小 菅 村	4,930	3,310	-	1,620	
			丹 波 山 村	9,874	3,279	-	6,595	
			小 計	75,011	48,054	18,742	8,215	
		吉田林務 事務所	富士吉田市	8,517	3,115	5,402	-	
			忍 野 村	1,356	1,356	-	-	
			山 中 湖 村	2,904	1,557	1,347	-	
			河 口 湖 町	4,309	2,314	1,995	-	
			勝 山 村	141	141	-	-	
			足 和 田 村	2,282	1,371	911	-	
			鳴 沢 村	7,764	1,038	6,726	-	
			小 計	27,273	10,892	16,381	-	
		H12	富士川中流	計 画 区 総 数	95,265	58,867	36,398	-
鯨沢林務 事務所	上九一色村			1,869	1,259	610	-	
	三 珠 町			2,265	2,004	261	-	
	市川大門町			1,826	1,484	342	-	
	六 郷 町			640	640	-	-	
	下 部 町			10,700	6,984	3,716	-	
	増 穂 町			5,194	2,280	2,914	-	
	鯨 沢 町			3,947	2,034	1,913	-	
	中 富 町			2,871	2,395	476	-	
	早 川 町			35,301	18,687	16,614	-	
	身 延 町			10,466	7,584	2,882	-	
	南 部 町			7,619	6,662	957	-	
	富 沢 町			7,788	6,180	1,608	-	
	小 計			90,486	58,193	32,293	-	
吉田林務 事務所	上九一色村			4,779	674	4,105	-	
	小 計	4,779	674	4,105	-			

(注) ① 甲府林務事務所管内の竜王町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村並びに若草町には地域森林計画の対象森林がない。  
 ② 県有林の植樹貸地は民有林に含んでいる。  
 ③ 計と内訳が一致しないのは四捨五入による。

資料：「地域森林計画書（富士川上流森林計画区）」  
 「地域森林計画書（富士川中流森林計画区）」  
 「地域森林計画書（山梨東部森林計画区）」

## (8) 保安林

### ① 根拠法令

森林法（昭和26年6月26日）

### ② 庁内所管課

森林環境部治山林道課

### ③ 地域の要件及び設定基準

[森林法第25条第1項]

・次に掲げる目的を達成するため必要があると認められるときは、森林を保安林として指定することができる。

1. 水源のかん養
2. 土砂の流出の防備
3. 土砂の崩壊の防備
4. 飛砂の防備
5. 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
6. なだれ又は落石の危険の防止
7. 火災の防備
8. 魚つき
9. 空港の目標の保存
10. 公衆の保健
11. 名所又は旧跡の風致の保存

### ④ 規制内容

次の行為については、知事の許可を必要とする。

- ・立木の伐採（法第34条第1項）
- ・家畜の放牧や立木を伐採し、立木を損傷し、下草落葉若しくは落枝を採取し、又は土石、樹根の採掘、又は開墾その他の形質を変更する行為（同条第2項）

⑤ 指定状況

保安林は、木材生産と同時に県土の保全、水源のかん養、県民の保健休養等の公益的機能を発揮させることを目的として指定されている。

この保安林は、地域の環境と密接に結びついているため、指定理由が消滅した場合又は公益上の理由による等のやむを得ず指定を解除する場合は生じた場合でなければ、その指定を解除することができない。

表3.5.1-8 保安林指定状況

(平成10年3月31日現在)

保安林種	指定面積	占有比
水源かん養	162,557 ha	82.2 %
土砂流出防備	33,547 ha	17.0 %
土砂崩壊防備	11 ha	0.0 %
防風	159 ha	0.1 %
水害防備	115 ha	0.1 %
干害防備	0 ha (104 ha)	- (0.1 %)
防火	26 ha	0.0 %
保健	1,005 ha (11,760 ha)	0.5 % (5.9 %)
風致	237 ha	0.1 %
計	197,657 ha (11,864 ha)	100.0 % (6.0 %)

(注) ( )内の数字は、保健林と他の保安林との重複分である。

資料：「平成10年度山梨県林業統計書」平成12年、山梨県林政部

### 3.5.2 土砂災害等に係る危険箇所

#### (1) 土石流危険渓流

国では平成9年度から第9次治水7箇年計画が実施されており、山梨県においても新しい行政需要の動向に積極的に対処するべく、また、地域の特性や災害の状況等も考慮して次の項目を重点目標として砂防事業を推進している。

- ① 近年各地で土石流による災害が多発している現状にかんがみ、危険が予想される渓流に対する土石流対策砂防事業
- ② 都市化の進んだ都市周辺の人家密集地区、ならびに開発に対応するため直接被害をおよぼすおそれのある渓流に対する砂防事業
- ③ 大規模地震対策特別措置法に基づく、地震防災対策強化地域県下56市町村において、交通網、特に緊急輸送路を確保するための、地震対策砂防事業
- ④ 多目的貯水池への土砂流入を防止するための、水源地域対策砂防事業
- ⑤ 天井川の決壊による被害を防止するため、天井川解消を積極的に進める天井川対策砂防事業
- ⑥ 都市周辺の自然環境を整備し、緑と水辺との空間を確保し、住民に憩いと安らぎの場をあたえる砂防環境整備事業
- ⑦ 火山地域より発生する土石流、火山泥流、溶岩流による災害を防止するための対策を総合的に実施する火山砂防事業

土石流危険渓流の指定状況は、表3.5.2-1に示すとおりである。

表3.5.2-1 土石流危険渓流の指定状況

平成12年3月31日現在

土木事務所	箇所数	保全対象人家戸数
甲府土木事務所	108	2,937
塩山土木事務所	186	2,961
石和土木事務所	91	3,949
市川土木事務所	218	3,915
身延土木事務所	165	2,811
韮崎土木事務所	151	3,499
都留土木事務所	307	8,402
大月土木事務所	202	4,346
計	1,428	32,820

資料：「平成12年度土木事業の概要」平成12年、山梨県土木部



(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

国においては平成10年度から第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画が実施されている。山梨県の急傾斜地崩壊危険箇所は、平成9年の実態調査で1,112箇所であり、その内危険度の高い箇所より指定している。平成12年3月31日現在、表3.5.2-2に示すとおり1,112箇所の内287箇所が指定済である。なお、対策工事は昭和42年度から順次実施している。

表3.5.2-2 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

平成12年3月31日現在

調査箇所数	指定済箇所数
1,112	287

(3) 地すべり危険箇所

構造改善局所管の地すべり等崩壊危険地、建設省所管の地すべり危険箇所、林野庁所管の地すべり危険地区は、それぞれ表3.5.2-3～表3.5.2-5に示すとおりである。

表3.5.2-3 地すべり等崩壊危険地一覧表（構造改善局所管）

市町村名	地区数	面積 (ha)	農地面積
三 珠 町	2	30.60	23.60
市川大門町	3	144.90	45.80
六 郷 町	1	25.60	8.80
下 部 町	4	59.90	26.20
増 穂 町	4	519.80	154.30
鯉 沢 町	2	144.50	54.00
中 富 町	1	39.40	8.80
身 延 町	4	190.30	22.20
南 部 町	2	43.50	12.90
富 沢 町	3	54.30	23.30
白 根 町	1	38.30	17.70
中 道 町	1	12.30	9.30
甲 府 市	1	9.20	3.80
計	29	1,312.60	410.70

資料：「山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ」平成11年、山梨県防災会議

表3.5.2-4 地すべり危険箇所一覧表（建設省所管）

平成10年6月現在

市 町 村 名	箇所数	市 町 村 名	箇所数
甲 府 市	1	南巨摩郡 増穂町	1
塩 山 市	1	// 鯉沢町	7
山 梨 市	4	// 中富町	6
東山梨郡 牧丘町	1	// 早川町	3
// 三富村	1	// 身延町	8
// 大和村	1	// 南部町	5
東八代郡 八代町	1	北巨摩郡 須玉町	1
// 境川村	1	都 留 市	1
西八代郡 三珠町	1	南都留郡 秋山村	5
// 市川大門町	1	大 月 市	11
// 六郷町	16	北巨摩郡 上野原町	11
// 下部町	14	// 小菅村	2
		計	104

資料：「山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ」平成11年、山梨県防災会議

表3.5.2-5 地すべり危険地区一覧表（林野庁所管）

市町村名	箇所数	面積 (ha)
三 富 村	1	2.00
市川大門町	6	123.00
六 郷 町	7	210.00
下 部 町	7	96.00
中 富 町	18	282.00
身 延 町	3	33.00
南 部 町	6	81.00
大 月 市	3	284.00
上野原町	8	195.00
計	59	1,306.00

資料：「山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ」平成11年、山梨県防災会議

### 3.5.3 騒音・振動・悪臭・水質に係る類型指定

近年、都市化の進展、モータリゼーションの進行、生活様式の多様化等に伴い、騒音・振動・悪臭の発生要因が増加し、県民の生活環境を損なうところとなっている。

騒音・振動・悪臭の影響は、日常生活における睡眠や会話妨害、不快感など主として感覚的、心理的なものであり、また発生源の周辺地域に限られるとともに、地域の生活形態や時間により生活妨害の程度が異なるという特徴がある。

こうしたことから、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び山梨県公害防止条例に基づく規制は、知事が生活環境を保全すべき地域として規制地域を指定し、当該地域を土地の利用形態により住居区域、商業区域等に区分し、区域区分に応じた規制基準を定めるとともに、市町村長が工場・事業場等への立入検査、測定、改善勧告等を行うこととしている。

#### (1) 騒音

##### 1) 状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成9年度は40件で全体の9.9%を占めており、典型7公害の中では大気汚染、悪臭に次いで3位であった。

この発生源は、工場・事業場及び建設作業によるものが73%と大部分を占めており、その他として、カラオケ、ボイラー、ペットの鳴き声等の近隣騒音がある。

平成10年度は44件で全体の8.0%を占め、典型7公害では大気汚染、悪臭、水質汚濁に次いで4位に下がった。発生源別では、工場・事業場等の事業活動によるものが81.8%と大部分を占め、その他が家庭生活に伴う近隣騒音によるものである。

##### 2) 対策

#### ① 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものである。

騒音に係る環境基準はに表3.5.3-1示すとおりである。山梨県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、20市町に当該環境基準の地域類型を当てはめている。

なお、平成10年9月、環境庁は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準を設定し、

平成11年4月から施行されている。

表3.5.3-1 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

## ② 騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、オーバーレイ図に示したとおりである。平成12年度末現在、山梨県下64市町村中、芦川村、小菅村、丹波山村をのぞく61市町村に規制地域が指定されている。規制基準については表3.5.3-2～4に示すとおりである。

### a) 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされている。

平成9年度末の山梨県内の特定施設数は、10,642（工場数2,235）であり、その内訳は、機械が5,446（51％）と最も多く、次いで空気圧縮機が2,080（20％）、金属加工機械が1,222（12％）の順であった。

平成10年度末では10,297（工場数2,191）に減少し、その内訳は織機が4,910（47.7％）、空気圧縮機が2,232（21.6％）、金属加工機械が1,246（12.1％）の順であった。

また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成9年度末ではバックホウを使用する作業が14件、さく岩機を使用する作業が8件、くい打機を使用する作業が7件等、合計38件であり、平成10年度末ではバックホウを使用する作業が10件、さく岩機を使用する作業が6件、くい打機を使用する作業が2件等、合計22件であった。

なお、山梨県公害防止条例では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っている。

### b) 道路交通騒音

市町村及び県では、主要幹線道路の交通騒音を測定し、環境基準及び騒音規制法に基づく要請限度との適合状況の把握を行っている。

このうち、騒音規制法に基づく要請限度を超え、かつ道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合には、市町村長が公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請したり、また、道路管理者等に対して防音壁、排水性舗装の改良等の改善について意見を述べるができるものとされている。

平成9年度、10年度の測定結果は、次のとおりである。

○環境基準の達成状況（測定地点数：平成9年度は16地点、平成10年度は21地点）

	平成9年度	平成10年度
4時間帯（朝・昼・夕・夜）すべてで超過した地点数	14地点	13地点
4時間帯いずれかが超過した地点数	2地点	4地点
4時間帯すべてで達成している地点数	0地点	3地点

○要請限度の超過状況（測定地点数：平成9年度は16地点、平成10年度は26地点）

	平成9年度	平成10年度
4時間帯すべてで要請限度を超過した地点数	1地点	0地点
4時間帯いずれかが超過した地点数	7地点	3地点
4時間帯すべてで達成している地点数	8地点	23地点

表3.5.3-2 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準（昭和52年、県告示第66号）

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝、夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- (注) 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（図面中、緑色に色分けした区域）
- 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（図面中、黄色に色分けした区域）
- 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域（図面中、赤色に色分けした区域）
- 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（図面中、青色に色分けした区域）

表3.5.3-3 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準（昭和43年、厚生省・建設省告示第1号、昭和63年環境庁改正告示）

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
- 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

表3.5.3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度  
(昭和46年、総理府・厚生省第3号)

地域の区分	時間の区分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下
第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる道路を有する道路に面する区域	80デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下

(注) 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等に係る規制基準の規定に準ずる。

## (2) 振動

### 1) 状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い、地域によっては大きな問題となることがある。

これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸・障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主であるが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁・タイル等のひびわれ、戸・障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられる。

苦情件数は、平成9年度に道路交通に伴うものが2件（0.5%）、平成10年度は建設作業に伴うものが2件（0.4%）と比較的少なかった。

### 2) 対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定についてはオーバレイ図に示したとおりであり、平成12年度末現在、騒音と同じく、芦川村、小菅村、丹波山村をのぞく61市町村に規制地域が指定されている。規制基準については表3.5.3-5～7に示すとおりである。

振動規制法による特定施設の届出状況は、平成9年度末の施設数が6,378施設（工場数1,270）であり、その内訳は織機が2,449（38%）と最も多く、次いで金属加工機械が1,449施設（23%）、圧縮機が831施設（13%）等であった。平成10年度末は、6,507施設（工場数1,281）で、その内訳は織機が2,450（38%）、金属加工機械が1,469（23%）、圧縮機が891施設（14%）等であった。

また、特定建設作業の届出状況は、平成9年度末がブレーカーを使用する作業が16件、くい打機を使用する作業8件、計24件であり、平成10年度末はブレーカーを使用する作業が11件、くい打機を使用する作業4件、計15件であった。



表3.5.3-5 振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準（昭和54年、県告示第100号）

	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- (注) 1 第1種区域 静穏な環境を保全する必要がある区域（図面中において緑色に色分けした区域）  
 2 第2種区域 著しい振動の発生を防止する必要がある区域（図面中において黄色又は赤色に色分けした区域）

表3.5.3-6 振動規制法に基づく特定建設作業振動の規制基準  
 （規制第11条別表第1，昭和54年、県告示第101号）

特定建設作業の種類	規制基準
振動規制法施行令別表第2に掲げるすべての作業	75デシベル

- (注) 1 施行規則別表第1付表第1号の規定により知事が指定する区域は、図面中、緑色又は黄色に色分けした地域及び赤色に色分けした地域のうち、学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。  
 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

表3.5.3-7 騒音規制法に基づく道路交通振動の要請限度  
 （振動規制法施行規則別表2）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	第1種区域	65デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等に係る規制基準の規定に準ずる。

### (3) 悪臭

#### 1) 状況

悪臭は、低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきた。

平成9年度の悪臭の苦情件数は82件で、全苦情件数の20.3%で大気汚染に次いで高い比率を占めていた。この内訳は、サービス業27件(29%)、畜産農業20件(22%)、製造事業所16件(17%)、家庭生活15件(16%)等となっている。

平成10年度の苦情件数は123件(22.4%)で大気汚染に次いで2位であった。この内訳は、製造業28件(23%)、畜産農業27件(22%)、家庭生活22件(18%)、サービス業15件(12%)等となっている。

#### 2) 対策

工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、悪臭防止法に基づき規制地域の指定、規制基準の設定を行っている。平成12年度末現在、芦川村、上九一色村、早川町、芦安村、秋山村、小菅村、丹波山村の7町村を除く57市町村に規制地域を指定し、悪臭の原因となるアンモニアや硫化水素など22種類の特定悪臭物質ごとに、①敷地境界線における規制基準(アンモニア等22物質)、②気体排出口における規制基準(アンモニア等13物質)、③排出水中の規制基準(硫化水素等4物質)を定めて規制している。規制基準は表3.5.3-8に示すとおりである。

しかしながら、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難であった。

このため、山梨県では、平成10年9月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた「悪臭防止対策指導指針」を定め、悪臭対策の推進に努めている。

また、近年、増加傾向がみられるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めている。

表3.5.3-8 悪臭防止に基づく悪臭物質の規制基準  
(昭和51年、県告示第235号、平成7年、県告示第367号一部改正)

①事業場の敷地境界線の地表における規制基準

(単位：ppm)

悪臭物質	A区域	B区域	C区域	悪臭物質	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5	イソバチルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	イソブタノール	0.09	4	20
硫化水素	0.02	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7	20
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	メチルイソブチルケトン	1	3	6
二硫化メチル	0.09	0.03	0.1	トルエン	10	30	60
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	スチレン	0.4	0.8	2
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	キシレン	1	2	5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ホルマリンアルデヒド	0.009	0.03	0.08	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
ホルマリンアルデヒド	0.009	0.02	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域  
2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域  
3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域

②事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルピチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの種類ごとに、敷地境界線における規制基準基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量。

算出式

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量 (単位 Nm<sup>3</sup>/h)

He：排出口の高さの補正值 (単位 m)

Cm：敷地境界線における基礎基準値 (単位 ppm)

③事業場から排出される排水における規制基準

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの種類ごとに、敷地境界線における規制基準基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た排水中の濃度。

関係式から求めた排水に係る規制基準値

排水量 (m <sup>3</sup> /秒)	Q ≤ 0.001			0.001 < Q ≤ 0.1			0.1 < Q		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002*	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.002	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

備考 有効数字1ケタで判断する。(測定値も有効数字1ケタ)

\* 測定条件から

#### (4) 水質

河川、湖沼等の公共用水域は、生活用水、工業用水、農業用水、漁業、レクリエーションなどに広く利用され、きれいな川、緑豊かな水辺は、人々にうるおいとやすらぎを与え、また、多様な生物たちにとっても大切な生息の場となっている。

また、地下水は、水質が良好で年間を通して水温が安定している等の特質から多くの目的に利用されている。

公共用水域や地下水の水質を監視、測定することは、様々な利水や親水空間としての機能を確保していく上で重要であることから、山梨県では昭和48年度から公共用水域水質測定を行っており、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っている。

また、河川について昭和59年度から水生生物を指標として水質を評価する、水生生物調査を行っている。

##### 1) 公共用水域水質測定結果の概要

山梨県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は約2,096kmに及んでいる。なお、富士五湖の山中湖、河口湖は一級河川に、西湖、精進湖及び本栖湖は二級河川に含まれている。

これらの公共用水域の水質保全を図るため、山梨県では毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準に照らして評価を行っている。環境基準の内容については、表3.5.3-9、10に示すとおりであり、類型指定についてはオーバーレイ図及び表3.5.3-11に示すとおりである。

平成11年度は49地点で水質測定を実施した。その結果、「人の健康の保護に関する環境基準」については、平等川水域の1地点において自然的要因のため、砒素が環境基準を超過したが、その他の項目についてはすべての地点で基準を達成した。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」について、河川はBOD（生物学的酸素要求量）、湖沼はCOD（化学的酸素要求量）の基準達成率でみると、河川68.2%、湖沼40%であり、いずれも前年度を上回ったものの、湖沼の達成率は依然として低い。

表3.5.3-11 水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第27号（平成10年6月1日）

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)（和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域）に係る部分を除く）	A A	イ

（注） 達成期間は次のとおりとする。  
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第21号（昭和48年3月31日）

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)（柄杓流川合流点より上流）	A A	イ
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模川大橋（相模ダム）まで）	A	ハ
富士川(1)（塩川合流点より上流）	A A	イ
富士川(2)（塩川合流点から笛吹川合流点まで）	A	イ
富士川(3)（笛吹川合流点から身延橋まで）	A	ハ
富士川(4)（身延橋より下流）	A	ロ

（注） 達成期間は次のとおりとする。  
 (1)「イ」は、直ちに達成  
 (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
 (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県告示第153号（昭和49年4月1日）

改正 山梨県告示第131号の4（平成7年3月30日）

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	A	ハ
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	A A	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	B	ハ
濁川（全域）	C	ハ
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）	B	ハ
平等川（全域）	B	イ
重川（全域）	B	イ
日川（全域）	A	イ
滝沢川（全域）	B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）	C	ハ
鶴川（全域）	A	イ
笹子川（全域）	A	イ
朝日川（全域）	A	イ
柄杓流川（全域）	A	ハ
宮川（相模川に合流するものの全域）	B	ロ
山中湖（全域）	湖沼 A	イ
河口湖（全域）	湖沼 A	イ
西湖（全域）	湖沼 A	イ
精進湖（全域）	湖沼 A	イ
本栖湖（全域）	湖沼 A A	イ

（注） 達成期間は次のとおりとする。  
 (1)「イ」は、直ちに達成  
 (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
 (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

表3.5.3-12 環境基準達成率の推移

水域名	流域名	水 域 名	番 号	水質測定点	類型	達成期間	平成7年度 BOD(COD) 75%値 達成状況	平成8年度 BOD(COD) 75%値 達成状況	平成9年度 BOD(COD) 75%値 達成状況	平成10年度 BOD(COD) 75%値 達成状況	平成11年度 BOD(COD) 75%値 達成状況	
富 士 川	富 士 川	富士川(1)	1	船山橋	A A	イ	○	○	○	○	○	
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	イ	○	○	○	○	○	
		富士川(3)	3	富士橋	A	ハ	×	×	×	×	×	
		富士川(4)	4	南郡橋	A	ロ	○	○	○	○	○	
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	ハ	×	○	○	○	○	
		滝沢川	6	新大橋	B	イ	×	×	×	×	×	
笛 吹 川	笛 吹 川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	イ	○	○	○	○	○	
		笛吹川下流	8	三郡東橋	A	ハ	×	×	×	×	×	
		重川	9	重川橋	B	イ	×	×	×	×	×	
		日川	10	日川橋	A	イ	○	○	○	○	○	
		平等川	11	平等川流末	B	イ	×	○	×	×	×	
		濁川	12	濁川橋	C	ハ	×	×	×	×	×	
荒 川	荒 川	荒川上流	13	桜橋	AA	イ	×	×	○	○	○	
		荒川下流	14	二川橋	B	ハ	×	×	○	○	○	
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	ハ	×	×	×	×	×	
		相模川上流(1)	16	富士見橋	A A	イ	○	○	○	○	○	
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	ハ	○	○	○	○	○	
		宮川	18	昭和橋	B	ロ	×	×	×	×	×	
相 模 川	相 模 川	柄杓流川	19	流末	A	ハ	○	○	○	○	○	
		朝日川	20	落合橋	A	イ	×	○	○	○	○	
		笹子川	21	西方寺橋	A	イ	○	○	○	○	○	
		鶴川	22	鶴川橋	A	イ	×	×	×	×	×	
		達成水域/評価対象水域						9/22	11/22	13/22	14/22	15/22
		河川達成率						40.9%	50.0%	59.1%	63.0%	68.2%
相 模 川	相 模 川	山中湖	1	山中湖湖心	A	イ	×	○	○	×	×	
		河口湖	2	河口湖湖心	A	イ	×	×	×	×	×	
		西湖	3	西湖湖心	A	イ	○	○	○	○	○	
		精進湖	4	精進湖湖心	A	イ	×	×	×	×	×	
		本栖湖	5	本栖湖湖心	A A	イ	×	×	×	×	×	
達成水域/評価対象水域						1/5	2/5	2/5	1/5	2/5		
河川達成率						20.0%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%		

## 2) 健康項目

カドミウム、シアン等、人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められている。

平成11年度は、全49地点で延べ3,772検体を測定したところ、平等川水域の1地点：平等川流末（石和町）において、砒素が0.011mg/l（年間平均値）と昨年度に引き続き基準の0.01mg/lを超過した。しかし、その他の項目については、すべての地点で基準を達成した。

なお、砒素の基準超過については、自然的原因であると判明している。

## 3) 生活環境項目

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類（AA、A、B、C、D、E）、湖沼4種類（AA、A、B、C）の水域類型に分類され、県内の河川にはAA、A、B、Cが、湖沼にはAAとAがあてはめられている。

平成11年度は、全49地点で延べ6,948検体を測定したところ、次のとおりであった。

### ① BOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）

環境基準の達成率（水域類型があてはめられている27水域でのBOD又はCODの年平均値が年間で75%以上基準に適合している地域の割合）は、表3.5.3-12のとおりであり、河川は年々向上しているが、湖沼の達成率は以前低く推移している。

また、河川43地点における魚類の生息環境に着目してBODの年間平均値で評価すると表3.5.3-13のとおりであり、約70%の河川がヤマメ、イワナ等の生育に適し、ほとんどの河川でコイ、フナ等の生育に望ましいとされる水質を保っていた。

表3.5.3-13 魚類の生息環境に着目したBODの評価

ヤマメ、イワナ等の生育に適する BOD2.0mg/l以下の地点	30地点 (30)	69.8% (69.8)
コイ、フナ等の生育に望ましい BOD5.0mg/l以下の地点	41地点 (41)	95.3% (95.3)

( )内は、前年度の値

さらに、BODの年間平均値が1.0mg/l以下の地点は、河川の測定地点（43地点）の53.5%を占める23地点であった。

一方、BODの年間平均値が5.0mg/l以上の地点は、濁川砂田橋（甲府市）、滝沢川新大橋（甲西町）の2地点（4.7%）であった。

② pH(水素イオン濃度)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数  
 それぞれの項目における環境基準適合率は、表3.5.3-14のとおりであった。

河川における大腸菌群数の適合率が18.3%と低い値であるが、他は80%以上の  
 適合率であった。

表3.5.3-14 pH、SS、DO、大腸菌群数の環境基準適合率

pH	河川	95.7% (97.6%)
	湖沼	88.9% (90.3%)
SS	河川	96.4% (91.2%)
	湖沼	100% (97.2%)
DO	河川	97.4% (97.9%)
	湖沼	100% (100%)
大腸菌群数	河川	18.3% (12.3%)
	湖沼	86.1% (83.3%)

( )内は、前年度の値



### 3. 6 貴重な自然・保護すべき文化財等図

#### 3.6.1 法令に基づく貴重な自然・保護すべき文化財等

山梨県は四方を山々に囲まれ、河川や溪谷、湖、それに動植物などの豊かな自然に恵まれている。人々は長い歴史のなかで自然と共生し、さまざまな自然の恵みを楽しんできた。将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、一旦、損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要である。

このため県では、自然公園、自然環境保全地区等の優れた自然の保全や高山植物の保護、鳥獣保護、自然保護思想の普及啓発などを推進している。

近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されている。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れといえる。

一方、各地でリゾート施設などの整備の動きもあるなかで、山梨県では、開発行為について自然への影響を最小限に抑えるように法令に基づく指導を行うとともに、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及など保全施策の充実に努めている。

#### (1) 自然公園

##### ① 根拠法令

自然公園法（昭和32年6月1日）

山梨県立自然公園条例（昭和32年12月26日）

##### ② 庁内所管課

森林環境部みどり自然課

##### ③ 地域の要件及び設定基準

優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた地域で、自然公園法に基づく国立公園と国定公園、自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐、南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、それに、四尾連湖、南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、表3.6.1-1に示すように自然公園の面積は県土の28.4%（平成9年度末現在）になっている。

これらの自然公園は、日本を代表する富士山、南アルプスなどの山岳景観をはじめとして、原生林、溪谷、湖など美しく変化のある自然景観に恵まれており、四季を通じて多くの人々に利用されている。自然公園の利用者数は

表3.6.1-2に示すとおりであり、平成9年には2,800万人が県内の自然公園を訪れている。

自然公園内は、特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種特別地域）と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要である。これらの行為については、山梨県では特別地域内の各種行為に関する審査指針、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針に沿って事前指導を行うとともに、許可等に当たって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど自然への影響を最小限にするように努めている。

#### ④ 規制内容

[自然公園法第17条、第18条、山梨県立自然公園条例第16条]

- ・特別保護地域、特別地域においては、工作物等の特定の行為は、あらかじめ許可を受けなければ、してはならない。

[自然公園法第20条、山梨県立自然公園条例第18条]

- ・普通地域において工作物の新築等の行為をしようとするものは、あらかじめ届出なければならない。
- ・なお、届出があった行為の内容について、禁止、制限等を命ぜられる場合がある。

なお、富士箱根伊豆国立公園の普通地域については、自然景観の形成、景観保全の必要度等の観点から次の3地域に区分し、建築物設置の基準を設けている。

- ・富士山景観形成地域
- ・富士五湖景観形成地域
- ・市街地

⑤ 指定状況

表3.6.1-1 自然公園地域の指定状況

平成9年3月31日現在

公園名	関係(県)市町村名	公園指定				県土面積に対する比率(%)	
		指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)		
国立公園	富士箱根伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山中湖村、忍野村、富士吉田市、河口湖町、勝山村、西桂町、鳴沢村、足和田村、上九一色村、下部町	昭和11年2月1日	36,472	23,432 特保 3,229 第1種 2,065 第2種 7,698 第3種 10,440	13,310	8.2
	秩父多摩	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府市、須玉町、三富村、塩山市、丹波山村、小菅村、牧丘町、敷島町	昭和25年7月10日	52,652	18,241	34,411	11.8
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)白州町、武川村、芦安村、早川町、韮崎市	昭和39年6月1日	18,285	18,285 特保 4,037 第1種 2,293 第2種 1,027 第3種 10,928	-	4.1
	計			107,679	59,958	47,721	24.1
国定公園	八ヶ岳中信高原	(山梨、長野)小淵沢町、長坂町、大泉村、高根町	昭和39年6月1日	4,088	4,088 特保 356 第1種 36 第2種 46 第3種 3,650	-	0.9
	計			4,088	4,088	-	0.9
県立自然公園	四尾連湖	市川大門町	昭和34年4月2日	362	50	312	0.08
	南アルプス巨摩	白州町、武川村、芦安村、白根町、楡形町、韮崎市、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町	昭和41年4月1日	14,841	14,841 第1種 113 第2種 557 第3種 14,171	-	3.3
	計			15,203	14,891	312	3.4
自然公園合計	(県土面積 446,537 ha)		126,970	78,937	48,033	28.4	

表3.6.1-2 自然公園利用者数の推移

(単位：千人)

自然公園内	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
富士箱根伊豆国立公園						
富士山	3,320	1,063	2,138	1,927	2,615	2,612
三ツ峠・御坂	143	149	151	148	195	192
河口湖	6,507	6,180	6,451	6,215	6,824	6,733
山中湖	3,976	3,926	3,915	3,885	4,252	4,596
本栖湖	876	795	831	854	912	872
精進湖	533	566	475	462	458	475
西湖	566	565	476	546	540	569
小計	15,921	13,244	14,437	14,037	15,796	16,049
秩父多摩国立公園						
昇仙峡・千代田湖	5,479	5,197	5,344	5,602	5,644	5,453
大菩薩・乾徳山・秩父山系	868	998	1,168	1,142	1,129	1,199
金峰山・増富周辺	366	479	361	380	366	385
小計	6,141	6,713	6,674	6,873	7,124	7,037
南アルプス国立公園						
駒ヶ岳・鳳凰三山	75	90	146	142	210	227
白根三山・仙丈岳	60	72	65	64	43	45
夜叉神峠	162	197	178	175	115	105
小計	297	359	389	381	368	377
八ヶ岳中信高原国定公園	3,985	3,836	3,923	3,778	3,832	3,892
県立南アルプス巨摩自然公園						
甘利山	77	79	80	78	75	63
西山・桃ノ木・芦安温泉	149	156	155	153	142	134
櫛形山・伊那ヶ湖	106	367	460	513	477	474
小計	332	602	695	744	694	671
県立四尾連湖自然公園	68	66	63	61	67	65
合計	27,316	24,781	26,380	26,125	27,896	28,091

資料：「平成10・11年版やまなしの環境」平成11年8月、山梨県

## (2) 自然環境保全地区、自然記念物

### ① 根拠法令

山梨県立自然環境保全条例（昭和46年10月11日）

### ② 庁内所管課

森林環境部みどり自然課

### ③ 地域の要件及び設定基準

山梨県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定している。

自然環境保全地区については、表3.6.1-3に示すとおり、現在34地区3,675ha（自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、自然活用地区1地区91ha、自然造成地区3地区25ha）が指定されている。

また、自然記念物は表3.6.1-4に示すとおり、植物や動物、地質鉱物42ヶ所が指定されている。

[山梨県自然環境保全条例第10条]

#### ・自然保存地区

自然環境保全法第45条第1項の県の自然環境保全地域に該当する地区

#### ・景観保存地区

自然景観を保存することが必要な地区

#### ・歴史景観保全地区

歴史的又は郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区

#### ・自然活用地区

自然環境が良好な地域のうち、その地域の特色に応じて自然環境の保存と活用の調和を図ることが必要な地区

#### ・自然造成地区

緑地の造成、沿道の修景その他自然環境の積極的な造成、改善を図ることが必要な地区

### ④ 規制内容

[条例第13条～第17条]

・自然環境保全地区内において、工作物の新築、その他一定の行為をしようとする場合は、あらかじめ届出なければならない。

なお、届出のあった行為の内容について、自然環境の保全のために、禁止、制限等を命ぜられる場合もある。

・また、特別地区内の行為については、許可を受ける必要がある。

⑤ 指定状況

山梨県では、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はないが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定し、開発行為等について届出をとる等の措置を講じている。

自然環境保全地区の指定は次のとおりである。

表3.6.1-3 自然環境保全地区一覽表

区分	名称	場所	所有区分 (ha)				
			国有地	県有地	民有地	計	
自然環境保全地区	(13)	1 小金沢山	塩山市上萩原、下萩原、牛奥 大月市大月町真木 大月市七保町瀬戸、奈良子 東山梨郡大和村初鹿野、田野		612		612
		2 小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
		3 滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
		4 三ツ峠山	都留市大幡		140		140
		5 御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸 南都留郡道志村		55	41	96
		6 七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久 北巨摩郡須玉町若神子	3	44	1	48
		7 黒岳	東八代郡御坂町上黒駒		12		12
		8 七面山	南巨摩郡早川町赤沢 南巨摩郡身延町身延		147	51	198
		9 策ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
		10 篠井山	南巨摩郡南部町成島 南巨摩郡富沢町富士、椿根		74	19	93
		11 大岩山	北巨摩郡白州町大武川		241		241
		12 大平	北巨摩郡白州町上教来石		15		15
		13 清水谷	北巨摩郡白州町上教来石		22		22
	(12)	14 小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
		15 小檜山	東山梨郡牧丘町北原		13		13
		16 大滝不動尊	東山梨郡勝沼町菱山			40	40
		17 竜門峽	東山梨郡大和村初鹿野、田野、 木賊		18	48	66
		18 戸川溪谷	南巨摩郡増穂町小室、平林		28	2	30
		19 雨畑湖	南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
		20 保川溪谷	南巨摩郡早川町保		9	61	70
		21 早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
		22 富士川溪谷	南巨摩郡富沢町富士			44	44
		23 観音峠・ 茅ヶ岳	中巨摩郡敷島町上菅沢 北巨摩郡須玉町江草、金ヶ岳		401		401
		24 紅葉橋	北巨摩郡須玉町江草、比志		47	3	50
		25 八ヶ岳川俣	北巨摩郡大泉村西井出		132		132
	歴史 景観 保全 地区 (5)	26 塩の山	塩山市上於曾			34	34
		27 岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
		28 白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12
		29 山梨岡	東山梨郡春日居町鎮目			16	16
		30 谷戸城	北巨摩郡大泉村谷戸			6	6
	自然活用 地区 (1)	31 乙女高原	東山梨郡牧丘町北原		91		91
	自然造 成地区 (3)	32 牛頭島	韮崎市円野町下円井	1			1
		33 利根川	南巨摩郡増穂町春米、小林、 天神中条、長沢、大櫛	6			6
		34 釜無川	中巨摩郡竜王町西八幡、竜王	13	5		18

資料：「平成10・11年版やまなしの環境」平成11年8月、山梨県

表3.6.1-4 自然記念物一覧表

区分	名称	市町村	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
植物 (29)	1 新屋山神社の社そう林	富士吉田市			0.52	0.52
	2 三窪のレンゲツツジ及び生育地	塩山市		29.67		29.67
	3 竹森のザゼンソウ	塩山市			1.11	1.11
	4 嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	塩山市 大和村		0.73		0.73
	5 三ッ峠の特殊植物	都留市 西桂町 河口湖町		794.67	57.86	852.53
	6 川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14
	7 宝鏡寺のヤマブキソウ及び生育地	都留市			0.14	0.14
	8 苗敷山のモミ林	韮崎市			2.13	2.13
	9 滝戸山のアオギリ林	中道町		1.65		1.65
	10 滝戸山のシラカシ林	中道町		0.65		0.65
	11 芦川のズラン及び生育地	芦川村			2.61	2.61
	12 畑熊のミスミソウ	三珠町			0.06	0.06
	13 一宮浅間神社のアカマツ林	市川大門町			2.17	2.17
	14 氷室神社のスギ林	増穂町			1.6	1.6
	15 早川橋のモクゲンジ林	中富町			0.12	0.12
	16 七面山のゴヨウツツジ	早川町		8.12		8.12
	17 一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29
	18 佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06
	19 円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11
	20 富沢のクマガイソウとササユリ	富沢町			0.05	0.05
	21 西市森の暖帯林	富沢町			0.05	0.05
	22 富士川のサツキ及びシラン	富沢町	0.72			0.72
	23 金沢山のハシドイ林	須玉町		4.91		4.91
	24 木賊平のエゾリンドウ	須玉町		0.41		0.41
	25 石尊神社のアカマツ並木	白州町			0.55	0.55
	26 大室のカワノリ	道志村	350m*1			350m
	27 石合のカタヒバ	富沢町			0.2	0.2
	28 古城山のシイ及びウラジロ	南部町			0.3	0.3
	29 反木川上流のヨコグラノ木	下部町			0.007	0.007
動物 (4)	30 荒川上流のカジカガエル及び生息地	甲府市	3,155m*2			3,155m
	31 鷹の巣のチョウゲンボウ生息地	韮崎市	3.88			3.88
	32 栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地	下部町	1,170m*2			1,170m
	33 日野春のオオムラサキ及び生息地	長坂町		0.59		0.59
地質 鉱物 (9)	34 大島の灰長石	大月市			0.01	0.01
	35 牧丘の千貫岩	牧丘町		0.07		0.07
	36 曾根丘陵の植物化石及び珪藻化石	境川村			0.02	0.02
	37 日陰山の枕状溶岩	中道町		0.02		0.02
	38 小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14
	39 上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03
	40 ホッチ峠のマンジュウ石	敷島町			0.02	0.02
	41 小袖の鍾乳洞	丹波山村			0.49	0.49
	42 新倉の断層	早川町			0.58	0.58

\*1 公有土地水面 \*2 河川敷延長

資料：「平成10・11年版やまなしの環境」平成11年8月、山梨県



### (3) 鳥獣保護区等

#### ① 根拠法令

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年4月4日）

#### ② 庁内所管課

森林環境部みどり自然課

#### ③ 地域の要件及び設定基準

##### ・鳥獣保護区

鳥獣保護繁殖上重要な地域を鳥獣保護区として設定している。

鳥獣保護区はその性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に区分されている。

この設定状況は表3.6.1-6に示すとおりで、この区域では狩猟は禁止されている。

##### ・特別保護区

保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定している。

特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とする。平成12年度末現在で指定されている特別保護地区は表3.6.1-7に示すとおりであり、10ヶ所、5,792haである。

##### ・休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るために、一定期間（3年以内）その地域を休猟区として設定し、狩猟を禁止するものである。平成12年度末現在、26ヶ所、44,213haを設定している。

##### ・猟銃禁止区域

狩猟による危険を未然に防止するために設定するものであり、この区域では銃による狩猟を禁止している。平成12年度末現在、85ヶ所、18,340.9haを設定している。

#### ④ 規制内容

[鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第5項]

・特別保護地区において水面の埋め立て、立木竹の伐採、工作物の設置等を行うおうとする場合は、環境庁長官及び知事の許可を必要とする。

#### ⑤ 指定状況

山梨県で指定されている鳥獣保護区等は、表3.6.1-5に示すとおりである。また、鳥獣保護区の設定状況は表3.6.1-6に、特別保護地区の指定状況は表3.6.1-7に示すとおりである。

表3.6.1-5 鳥獣保護区等区域集計表 (平成12年3月31日現在)

名 称	ヶ所数	総面積	名 称	ヶ所数	総面積
鳥 獣 保 護 区	42	77,118.9ha	獵 区	2	2,783.9ha
うち特別保護地区	10	5,792 ha	休 獵 区	26	44,213 ha
銃 獵 禁 止 区 域	85	18,340.9ha	鉛 散 弾 規 制 地 域	1	1,110 ha
			計	168	149,358.7ha

資料：「平成12年度 鳥獣保護区等位置図」山梨県

表3.6.1-6 鳥獣保護区の設定状況 (平成12年3月31日現在)

区 分	区域数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	10	22,882
大規模生息地の保護区	3	49,280
集団渡来地の保護区	5	2,326.5
集団繁殖地の保護区	1	95
誘致地区の保護区	10	2,106.4
愛護地区の保護区	13	429
計	42	77,118.9

資料：「平成10・11年版やまなしの環境」平成11年8月、山梨県

表3.6.1-7 特別保護地区の指定状況

名 称	設定所在地	設定面積	期間終了年月日
白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096 ha	H16.10.31
大菩薩特別保護地区	塩山市大菩薩嶺	111 ha	H16.10.31
八ヶ岳特別保護地区	北巨摩郡大泉村八ヶ岳山麓	303 ha	H20.10.31
甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳	421 ha	H18.10.31
三ヶ峠特別保護地区	都留市高畑三ヶ峠一帯	70 ha	H18.10.31
御岳特別保護地区	甲府市御岳界仙峡	176 ha	H10.10.31
金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255 ha	H17.10.31
鶏冠山特別保護地区	三富村鶏冠山一帯	367 ha	H17.10.31
山中湖特別保護地区	南都留郡山中湖一帯	636 ha	H19.10.31
本栖特別保護地区	西八千代郡下部町・上九一色村	357 ha	H20.10.31
10ヶ所		5,792 ha	—

資料：「平成12年度 鳥獣保護区等位置図」山梨県

(4) 風致地区

① 根拠法令

都市計画法（昭和43年6月15日）

山梨県風致地区条例（昭和45年4月1日）

② 庁内所管課

土木部都市計画課

③ 地域の要件及び設定基準

[都市計画法第9条第15項]

[都市計画法第8条第1項第7号]

・都市の風致を維持するために定める地区

④ 規制内容

次の行為について、知事の許可を必要とする。

・建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転

(条例第2条第1項第1号)

・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (同第2号)

・木竹の伐採 (同第3号)

・土石類の採取 (同第4号)

・水面の埋め立て又は干拓 (同第5号)

・建築物等の色彩の変更 (同第6号)

⑤ 指定状況

表3.6.1-8 風致指定地区指定の状況

(平成12年3月1日現在)

区域名	都市名	名称	面積ha	備考
甲府府	甲府市	甲府城跡	5.5	史跡周辺
	〃	愛宕山	107.5	丘陵
	〃	護国神社	168.8	神社・森
	〃	酒折	7.4	史跡周辺
	〃	荒川	75.5	河川
	〃	和田峠	279.5	森林
富士北麓	忍野村	忍野	102.0	森林・河川
上野原	上野原町	月見ヶ丘	60.0	丘陵
	〃	島田	427.0	丘陵・湖沼
身延	身延町	身延山	799.0	史跡・森林

資料：「山梨県の都市計画<資料編>」平成12年3月、山梨県土木部都市計画課

## (5) 景観形成地域

### ① 根拠法令

山梨県景観条例

### ② 庁内所管課

森林環境部みどり自然課

### ③ 地域の要件及び設定基準

山梨県では、山梨らしい個性ある豊かな景観を守り育て緑豊かなうらおいのある快適な環境を創造するため、平成2年10月に山梨県景観条例を制定した。

条例では、豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産を有する地域などのうち、県民に特に親しまれ、県民の誇りとなっている優れた景観を有する地域を、「景観形成地域」に指定し、一定の行為について届け出を義務づけ、優れた景観の保全と創造を図ることとしている。

[山梨県景観条例第9条第1項]

次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定することができる。

- 一 山、高原、湖等の豊かな自然を有する地域
- 二 神社、寺院、遺跡その他の歴史的文化的資産を有する地域
- 三 主要な道路に沿った地域
- 四 都市施設が集積している地域又はその集積が見込まれる地域
- 五 その他知事が県土の景観形成上必要と認める地域

### ④ 規制内容

[山梨県景観条例第12条第1項]

景観形成地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- 二 建築物等の模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
- 三 木竹の伐採
- 四 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 五 鉱物の採掘又は土石類の採取
- 六 土地の形質の変更

※ 適用除外あり

### ⑤ 指定状況

景観形成地域としては、表3.6.1-9に示すように、現在、清里地域のみが指定されている。

清里地域は、北端に雄大な八ヶ岳を控え、豊かな樹林や牧草地、畑地がのびやかに広がり、南アルプスや富士山を望むことができる優れた自然景観を有する地域である。

これらを背景として、別荘、学校寮、ペンションなどの宿泊施設、美術館などの文化施設、スポーツレクリエーション施設が整備され、独特の高原景観が形作られてきており、美しい景観を有する高原リゾートとしての発展が期待されている。

こうしたなかで、この地域の優れた景観を保全し創造するため、景観形成地域として指定されている。

表3.6.1-9 景観形成地域

名 称	区 域	指定年月日	ゾーン
清里景観形成地域	北巨摩郡高根町清里及び浅川の一部	平成5年6月14日	高原景観形成ゾーン 清里駅前景観形成ゾーン

## (6) 文化財

文化財の体系は、図3.6.1-1に示すとおりである。

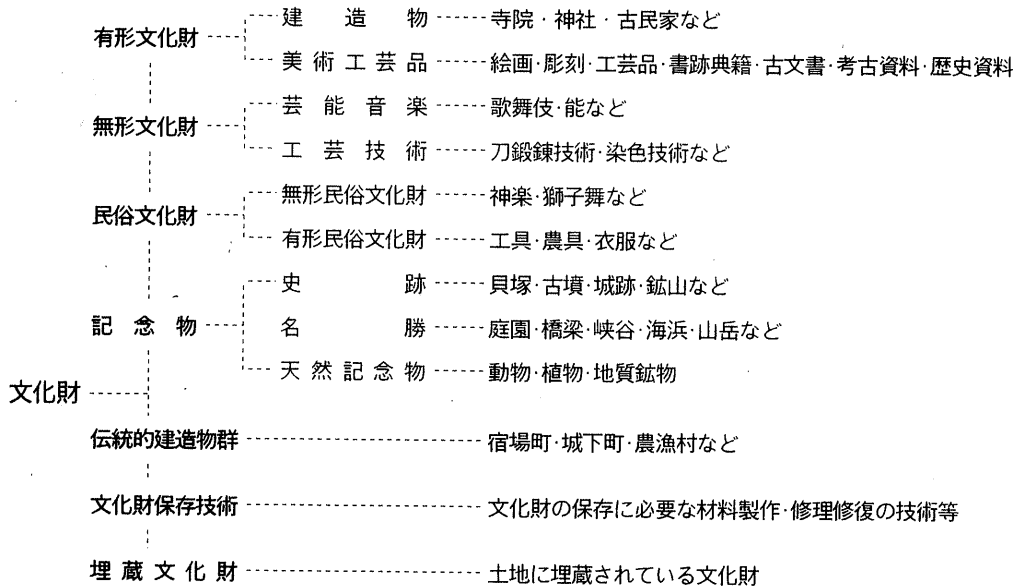


図3.6.1-1 文化財の種類

### 1) 有形文化財（建造物）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）

#### ① 根拠法令

文化財保護法（昭和25年5月30日）

山梨県文化財保護条例（昭和31年4月9日）

#### ② 庁内所管課

教育委員会学術文化財課

#### ③ 地域の要件及び設定基準

[文化財保護法第27条第1項]

有形文化財のうち重要なもの

[文化財保護法第69条第1項]

記念物の内、重要なもの

- ・ 貝塚、古墳、都城跡等で我が国にとって、歴史上、又は学術上価値の高いもの
- ・ 庭園、橋梁、峡谷等我が国にとって、芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
- ・ 動物、植物等で我が国にとって学術上価値の高いもの

④ 規制内容

現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為（法第80条第1項、条例第34条第1項）については、許可を得なければならない。

⑤ 指定状況

山梨県内における文化財の指定状況は、表3.6.1-10に示すとおりである。

表3.6.1-10 文化財の指定状況

分 類			国	国 宝	特 別	県	市町村
有形文化財	建 造 物	建 造 物	47	内2	—	56	190
	美術工芸品	絵 画	10	内2	—	31	84
		彫 刻	21	—	—	55	161
		工 芸 品	7	内1	—	63	100
		書 跡	5	—	—	53	107
		考 古 資 料	4	—	—	19	37
		歴 史 資 料	2	—	—	12	15
	小 計		96	内5	—	—	694
無形文化財	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	—	—	—	—	2
民俗文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など	1	—	—	12	82
	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰年中行事の風俗習慣、民俗芸能	2	—	—	14	75
小 計		3	—	—	26	157	
記念物	史 跡	貝塚、古墳、城館跡等	10	—	—	23	194
	名 勝	庭園、橋梁、溪谷等	5	—	内2	5	10
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物	35	—	内3	115	348
小 計		50	—	内5	143	552	
総 計			149	内 10	—	458	1405

伝統的建造物群	1
登録文化財	30

※市町村の種別は、個々の市町村の実状に合わせたもので、必ずしも国・県のカテゴリとは整合しない。  
 ※登録文化財は告示のあったものである。

※資料：「山梨県文化財分布図」平成11年3月、山梨県教育委員会

## 2) 重要伝統的建造物群保存地区

### ① 根拠法令

文化財保護法（昭和25年5月30日）

### ② 庁内所管課

教育委員会学術文化財課

### ③ 地域の要件及び設定基準

[文化財保護法第83条の4]

#### 国指定

・伝統的建造物群保存地区の内、我が国にとってその価値が特に高いもの

### ④ 規制内容

現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為（法第83条の3第2項及び市町村条例）については、許可を得なければならない。

### ⑤ 指定状況

山梨県内における重要伝統的建造物群保存地区としては、表3.6.1-11に示すとおり、赤沢地区が指定されている。

表3.6.1-11 重要伝統的建造物群保存地区

名称及設定所在地	区 域
赤沢伝統的建造物群保存地区	南巨摩郡早川町赤沢地区



表3.6.1-12 文化財一覽  
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財を除く)

所在地	指定	番号	種別	名称
甲府市	国	7	特名	御岳昇仙峡
甲府市	国	17	重建	東光寺仏殿
甲府市	国	19	重建	穴切大神社 附棟札3枚
甲府市	国	35	重建	塩沢寺地藏堂
甲府市	国	42	重建	善光寺山門 附棟札2枚
甲府市	国	43	重建	善光寺本堂 附厨子1基 棟札2枚
甲府市	国	45	重建	旧睦沢学校校舍
甲府市	国	107	史	武田氏館跡
甲府市	国	112	史	要害山
甲府市	国	139	天	燕岩岩脈
甲府市	県	27	建	塩沢寺無縫塔
甲府市	県	43	建	旧吉祥院八面石幢
甲府市	県	46	建	立本寺本堂
甲府市	県	319	史	武田信虎の墓
甲府市	県	325	史	武田晴信室三条氏墓
甲府市	県	326	史	加牟那塚
甲府市	県	327	史	甲府城跡
甲府市	県	340	名	東光寺庭園
甲府市	県	357	天	岩窪八房のウメ
甲府市	県	361	天	塩部寿のフジ
甲府市	県	387	天	水晶峠のヒカリゴケ洞穴
甲府市	県	404	天	塩沢寺の舞鶴マツ
甲府市	県	433	天	慈恩寺のフジ
甲府市	県	449	天	リニア高川トンネル産出新第三紀化石
富士吉田市	国	6	特名	富士山
富士吉田市	国	11	重建	北口本宮富士浅間神社東宮本殿
富士吉田市	国	36	重建	北口本宮富士浅間神社西宮本殿
富士吉田市	国	37	重建	北口本宮富士浅間神社本殿 附棟札1枚
富士吉田市	国	51	重建	小佐野家住宅
富士吉田市	県	344	天	富士浅間神社の大スギ
塩山市	国	12	重建	恵林寺四脚門
塩山市	国	21	重建	雲峰寺本堂
塩山市	国	22	重建	雲峰寺庫裏
塩山市	国	23	重建	雲峰寺書院
塩山市	国	24	重建	雲峰寺仁王門
塩山市	国	33	重建	熊野神社拜殿
塩山市	国	34	重建	熊野神社本殿 附棟札4枚
塩山市	国	40	重建	旧高野家住宅 主屋 巽蔵 馬屋 東門 文庫蔵 小屋附地 棚裏門、座敷門、宅地
塩山市	国	47	重建	向嶽寺中門
塩山市	国	114	史	甲斐金山遺跡
塩山市	国	116	名	恵林寺庭園
塩山市	国	117	名	向嶽寺庭園
塩山市	県	9	建	向嶽寺中門付築地塀
塩山市	県	13	建	金井加里神社本殿 附棟札1枚
塩山市	県	24	建	千野六地藏幢
塩山市	県	34	建	山王権現社本殿
塩山市	県	39	建	神部神社本殿 付金銅十一面観音座像1躯 ほか1件
塩山市	県	41	建	恵林寺三門 附棟札1枚
塩山市	県	54	建	神部神社隨身門 附棟札3枚
塩山市	県	316	史	武田晴信の墓
塩山市	県	322	史	於曾屋敷
塩山市	県	354	天	雲峰寺のサクラ
塩山市	県	359	天	上於曾のアカガシ
塩山市	県	365	天	上塩後のシラカシ
塩山市	県	381	天	下竹森のネズ
塩山市	県	390	天	菅田天神社のカシ群
塩山市	県	451	天	船宮神社の大ヒノキ
都留市	県	32	建	旧尾県学校校舍
都留市	県	49	建	長安寺本堂 附板札1枚、経石2個
都留市	県	335	史	勝山城跡
都留市	県	358	天	真福寺の大カヤ
都留市	県	369	天	上大幅のナシ

表3.6.1-12 文化財一覧  
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財を除く)

所在地	指定	番号	種別	名称
山梨市	国	16	重建	窪八幡神社本殿
山梨市	国	25	重建	窪八幡神社拝殿 附鰐口1口
山梨市	国	26	重建	窪八幡神社摂社若宮八幡神社本殿
山梨市	国	27	重建	窪八幡神社摂社若宮八幡神社拝殿
山梨市	国	28	重建	窪八幡神社末社武内大神本殿
山梨市	国	29	重建	窪八幡神社末社高良神社本殿
山梨市	国	30	重建	窪八幡神社末社比・三神本殿
山梨市	国	31	重建	窪八幡神社神門 附石橋1基
山梨市	国	32	重建	窪八幡神社鳥居
山梨市	国	39	重建	天神社本殿
山梨市	県	4	建	大嶽山本殿
山梨市	県	8	建	山梨岡神社本殿
山梨市	県	28	建	安田氏五輪塔 付宝篋印塔1基
山梨市	県	37	建	窪八幡神社鐘楼
山梨市	県	42	建	清白寺庫裏
山梨市	県	44	建	窪八幡神社如法経塔
山梨市	県	51	建	上野家住宅 附上野家館相地家之図2枚他5件
山梨市	県	321	史	連方屋敷
山梨市	県	343	名	永安寺庭園
山梨市	県	397	天	小原東のザクロ
山梨市	県	400	天	竜泉寺の万年マツ
山梨市	県	435	天	下石森のチョウセンマツ
山梨市	県	437	天	七日市場のチョウセンマキ
山梨市	県	446	天	東の大イヌガヤ
山梨市	県	448	天	切差金毘羅山のヒノキ群
山梨市	県	453	天	兄川から出土したナウマン象等の化石
大月市	国	48	重建	星野家住宅 附家相図1枚
大月市	国	115	名	猿橋
大月市	県	334	史	岩殿城跡
大月市	県	367	天	笹子峠の矢立のスギ
大月市	県	398	天	全福寺のタラヨウ
韮崎市	国	18	重建	武田八幡神社本殿 附棟札5枚旧巻斗1個
韮崎市	国	109	史	新府城跡
韮崎市	県	5	建	勝手神社石鳥居
韮崎市	県	11	建	武田八幡神社末社 若宮八幡宮本殿
韮崎市	県	12	建	武田八幡神社石鳥居 付正面石垣
韮崎市	県	332	史	白山城跡
韮崎市	県	360	天	永岳寺の大カシ
韮崎市	県	363	天	苗敷山のアスナロ
春日居町	国	15	重建	山梨岡神社本殿
牧丘町	国	35	重建	中牧神社本殿 附棟札6枚
牧丘町	県	7	建	笠石大明神本殿
牧丘町	県	18	建	西川家住宅
牧丘町	県	20	建	加治免石幢
牧丘町	県	30	建	室伏五輪塔
牧丘町	県	371	天	洞雲寺八房のウメ
牧丘町	県	373	天	北原金峰山のサクラ
牧丘町	県	405	天	膝立の天王ザクラ
牧丘町	県	406	天	城下のシキザクラ
三富村	県	385	天	吉祥寺の新羅ザクラ
勝沼町	国	110	史	勝沼氏館跡
勝沼町	県	56	建	旧宮崎葡萄酒醸造所施設 附裏板1枚、 宅地勝沼町下岩崎 1110,1112,1113
勝沼町	県	341	名	三光寺庭園
勝沼町	県	342	名	大善寺庭園
勝沼町	県	403	天	萬福寺のムクノキ
大和村	県	3	建	棲雲寺宝篋印塔
大和村	県	29	建	棲雲寺開山宝篋印塔
大和村	県	35	建	諏訪神社本殿 付棟1枚
大和村	県	52	建	棲雲寺庫裏 附諸普請作萬覚記録1冊
大和村	県	53	建	景德院山門 附扁額1面 棟札1枚 木造羅漢像16軀
大和村	県	317	史	武田勝頼の墓
大和村	県	324	史	景德院境内

表3.6.1-12 文化財一覧  
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財を除く)

所在地	指定	番号	種別	名称
大和村	県	339	名	棲雲寺庭園
石和町	県	2	建	佐久神社本殿 付神額1面
石和町	県	10	建	八田家書院 附棟札1枚外4件
石和町	県	328	史	八田家御朱印屋敷
御坂町	県	323	史	姥塚
御坂町	県	348	天	檜峰神社のコノハズク生息地
御坂町	県	429	天	下黒駒の大ヒイラギ
御坂町	県	436	天	称願寺のサクラ
一宮町	国	13	重建	浅間神社 撰社山宮神社本殿 附棟札4枚
一宮町	国	54	重建	慈眼寺本堂 鐘楼門 庫裏
一宮町	国	105	史	甲斐国分寺跡
一宮町	国	108	史	甲斐国分尼寺跡
一宮町	県	333	史	経塚古墳
一宮町	県	370	天	一宮浅間神社の夫婦ウメ
八代町	県	329	史	岡銚子塚古墳
八代町	県	408	天	八代の大クヌギ
境川村	県	414	天	智光寺のカヤ
境川村	県	418	天	宗源寺のヒダリマキカヤ
境川村	県	427	天	藤堡のヤツブサウメ
中道町	国	106	史	銚子塚 附丸山塚古墳
中道町	県	453	天	兄川から出土したナウマン象等の化石
芦川村	県	382	天	鶯宿峠のリウメンヒノキ
豊富村	県	26	建	浅利与一層塔 付五輪塔6基
上九一色村	国	119	天	富士山原始林
上九一色村	国	120	天	精進の大スギ
上九一色村	国	126	天	一色のニッケイ
上九一色村	国	127	天	富岳風穴
上九一色村	国	128	天	富士風穴
三珠町	県	22	建	表門神社石鳥居
三珠町	県	337	史	大塚古墳
三珠町	県	422	天	一瀬クワ
三珠町	県	442	天	表門神社のコツブガヤ
三珠町	県	444	天	薬王寺のおハツキイチョウ
市川大門町	県	411	天	流通寺のビヤクシン
市川大門町	県	426	天	四尾連のリウメンヒノキ
下部町	国	44	重建	門西家住宅
下部町	国	114	史	甲斐金山遺跡
下部町	県	380	天	一色のニッケイ
増穂町	県	31	建	旧春米学校講師
増穂町	県	421	天	氷室神社の大スギ
鵜沢町	県	452	天	柳川のイヌガヤ群
中富町	県	454	天	手打沢の不整合露頭
早川町	国	150	重伝建	早川町赤沢伝統的建造物群保存地区
早川町	県	346	天	湯島の大スギ
早川町	県	350	天	七面山の大トチノキ
早川町	県	366	天	七面山の大イチイ
早川町	県	440	天	京ヶ島夫婦スギ
早川町	県	456	天	新倉の大断層
身延町	国	53	重建	本遠寺本堂 鐘楼堂
身延町	国	134	天	上沢寺のおハツキイチョウ
身延町	国	135	天	本国寺のおハツキイチョウ
身延町	国	142	天	身延町のブッポウソウ繁殖地
身延町	国	143	天	八木沢のおハツキイチョウ
身延町	県	19	建	八幡神社本殿
身延町	県	55	建	旧市川家住宅
身延町	県	318	史	日蓮上人草庵跡
身延町	県	351	天	身延山の千本スギ
身延町	県	393	天	樋之上のタカオモミジ
身延町	県	394	天	本妙寺のイチョウ
身延町	県	401	天	鏡円坊のサクラ
身延町	県	410	天	樋之上のヤマボウシ
南部町	県	364	天	モリアオガエル及び生息地
南部町	県	379	天	本郷の千年ザクラ
南部町	県	420	天	井出八幡神社の社叢

表3.6.1-12 文化財一覧  
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財を除く)

所在地	指定	番号	種別	名称
富沢町	国	38	重建	最恩寺仏殿 附厨子1基 棟札1枚
富沢町	県	345	天	福士金山神社のイチョウ
富沢町	県	399	天	顕本寺のオハツキイチョウ
竜王町	県	1	建	慈照寺山門
竜王町	県	14	建	慈照寺法堂
竜王町	県	336	史	中秣塚古墳
竜王町	県	428	天	法久寺のコツブガヤ
敷島町	国	7	特名	御岳昇仙峡
敷島町	県	25	建	天沢寺六地藏幢
敷島町	県	45	建	旧金桜神社石鳥居 附旧材一括
敷島町	県	331	史	天狗沢瓦窯跡
敷島町	県	338	天	上菅口のネズ
田富町	県	15	建	穂見八幡神社本殿
八田村	県	372	天	野牛島のビヤクシン
白根町	県	36	建	善応寺宝篋院塔
白根町	県	374	天	白根町のカエデ
白根町	県	413	天	大嵐のビヤクシン
八田村	国	14	重建	長谷寺本堂 附厨子1基 旧材1枚 棟札1枚
若草町	国	122	天	三恵の大ケヤキ
若草町	県	38	建	法善寺鐘楼 付銅鐘
若草町	県	419	天	鏡中条のゴヨウマツ
若草町	県	431	天	十日市場の大ケヤキ
櫛形町	県	17	建	穂見神社本殿 附棟札2枚
櫛形町	県	33	建	蔵珠院六地藏幢
櫛形町	県	330	史	物見塚古墳
櫛形町	県	375	天	櫛形町中野のカキ
櫛形町	県	376	天	宝珠寺のマツ
甲西町	国	49	重建	安藤家住宅 附棟札1枚
甲西町	国	145	天	古長禪寺のビヤクシン
甲西町	国	149	天	甲西の大カシワ
甲西町	県	320	史	古長禪寺
甲西町	県	368	天	湯沢の思いスギ
甲西町	県	402	天	湯沢のサイカチ
双葉町	国	46	重建	光照寺薬師堂 附厨子1基
双葉町	県	6	建	船形神社石鳥居
双葉町	県	336	史	中秣塚古墳
双葉町	県	389	天	龍地の揚子ウメ
明野村	国	50	重建	八代家住宅
明野村	県	23	建	宇波刀神社石鳥居
須玉町	国	146	天	根古屋神社の大ケヤキ
須玉町	県	16	建	比志神社本殿 付棟札1枚
須玉町	県	47	建	神部神社本殿 附棟札4枚
須玉町	県	48	建	三輪神社六地藏幢
須玉町	県	50	建	旧津金学校校舎
須玉町	県	384	天	比志神社の大スギ
須玉町	県	417	天	遠照寺のアカマツ
須玉町	県	425	天	須玉町日影のトチノキ
須玉町	県	430	天	諏訪神社のヒメバラモミ
須玉町	県	439	天	大豆生田のヒイラギ
須玉町	県	441	天	比志のエゾエノキ
須玉町	県	445	天	若神子新町のモミ
高根町	県	415	天	下黒沢のコウヤマキ
高根町	県	438	天	養福寺のフジ
高根町	県	447	天	箕輪新町のヒメコマツ
長坂町	県	338	史	深草館跡
長坂町	県	356	天	洪沢のヒイラギモクセイ
長坂町	県	396	天	清春のサクラ群
長坂町	県	416	天	鳥久保のサイカチ
長坂町	県	434	天	日野のヒメバラモミ
大泉村	国	111	史	金生遺跡
大泉村	国	113	史	谷戸城跡
大泉村	国	141	天	美森の大ヤマツツジ
大泉村	県	407	天	寺所の大ヒイラギ
小淵沢町	国	55	重建	旧平田家住宅

表3.6.1-12 文化財一覧  
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財を除く)

所在地	指定	番号	種別	名称
小淵沢町	県	352	天	神田の大系サクラ
小淵沢町	県	391	天	小淵沢のモミ
小淵沢町	県	392	天	小淵沢の八幹のマツ
小淵沢町	県	455	天	小淵沢町・白州町のトウヒ属樹根化石
白州町	県	21	建	諏訪神社本殿 付棟札1枚 他1件
白州町	県	353	天	白州町・殿町のサクラ
白州町	県	355	天	本良院の大ツゲ
白州町	県	362	天	横手の駒のマツ
白州町	県	412	天	清泰寺のカヤ
白州町	県	450	天	諏訪神社の社叢
白州町	県	455	天	小淵沢町・白州町のトウヒ属樹根化石
武川村	国	118	天	山高の神代ザクラ
武川村	国	137	天	万休院の舞鶴のマツ
忍野村	国	6	特名	富士山
忍野村	国	140	天	忍野八海
忍野村	県	377	天	忍野浅間神社のイチイ群
忍野村	県	378	天	忍草のツルマキマサキ
山中湖村	国	6	特名	富士山
山中湖村	国	147	天	山中のハリモミ純林
山中湖村	県	349	天	フジマリモ及び生息地
河口湖町	国	6	特名	富士山
河口湖町	国	133	天	船津胎内樹型
河口湖町	県	347	天	河口浅間神社の七本スギ
河口湖町	県	349	天	フジマリモ及び生息地
勝山村	県	349	天	フジマリモ及び生息地
足和田村	国	129	天	竜宮洞穴
足和田村	国	130	天	西湖蝙蝠穴及びコウモリ
足和田村	県	349	天	フジマリモ及び生息地
鳴沢村	国	6	特名	富士山
鳴沢村	国	8	特天	鳴沢溶岩樹型
鳴沢村	国	119	天	富士山原始林
鳴沢村	国	124	天	神座風穴 附蒲鉾穴及び眼鏡穴
鳴沢村	国	125	天	鳴沢氷穴
鳴沢村	国	131	天	大室洞穴
鳴沢村	県	443	天	鳴沢のアズキナシ
鳴沢村	県	457	天	軽水風穴
鳴沢村	県	458	天	溶岩球(LAVA BALL)群
上野原町	国	144	天	上野原の大ケヤキ
上野原町	県	383	天	軍刀利神社のカツラ
上野原町	県	395	天	鶴島のムクノキ
上野原町	県	409	天	一の宮神社の社叢
丹波山村	県	386	天	青岩鍾乳洞
小菅村	国	20	重建	観音堂 附厨子1基
地域を定めず	国	9	特天	ニホンカモシカ
地域を定めず	国	10	特天	ライチョウ
地域を定めず	国	138	天	甲斐犬
地域を定めず	国	148	天	ヤマネ
南都留郡、北都留郡、富士吉田市、大月市、都留南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡、韮崎市	県	423	天	キマダラルリツバメ
南都留郡、北都留郡、富士吉田市、大月市、都留南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡、韮崎市	県	424	天	ミヤマシロチョウ

種別欄 重建：重要建造物、建：建造物、史：史跡、特名：特別名勝、名：名勝、  
天：天然記念物、特天：特別天然記念物、重伝建：重要伝統的建造物保存地区  
番号は、「山梨県文化財分布図」(平成11年版)による。

### 3) 埋蔵文化財包蔵地

#### ① 根拠法令

文化財保護法（昭和25年5月30日）

#### ② 庁内所管課

教育委員会学術文化財課

#### ③ 地域の要件及び設定基準

[文化財保護法第57条の2]

- ・ 貝づか、古墳その他、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地  
(注：調査のための発掘等については、県内全域が対象)

#### ④ 規制内容

次の行為について、届出、通知を必要とする。

- ・ 調査のための発掘 (法第57条)
- ・ 土木工事等のための発掘 (法第57条の2、3)
- ・ 出土品の出土等により、貝づか、住居跡、古墳その他の遺跡と認められるものを発見 (法第57条の5、6)

なお埋蔵文化財包蔵地は、図面作成の都合上、次の「貴重な自然等分布図」に示した。

### 3.6.2 その他の貴重な自然等

#### (1) 特定植物群落

自然環境保全基礎調査は、環境庁（現：環境省）が自然環境保全法第5条の規定に基づき、おおむね5年ごとに地形、地質、植生、野生動物等、自然環境の保全のための施策に必要な基礎資料を整備するために行うもので、一般に緑の国勢調査と呼ばれているものである。

特定植物群落については、第2回自然環境保全基礎調査（第2回緑の国勢調査）の中で、1978年度に学術上重要な植物群落または個体群などについて調査が行われ、その結果が、「動植物分布図」としてとりまとめられた。これに引き続き、第3回自然環境保全基礎調査（第3回緑の国勢調査）においても、1984～1986年度に調査が行われ、特定植物群落の追加、削除、変更が行われた。この結果は、「自然環境情報図」の中にとりまとめられている。

本調査では、自然環境情報図に基づき、特定植物群落をとりまとめた。特定植物群落の一覧は、表3.6.2-1に示すとおりである。

表3.6.2-1 特定植物群落一覧

番号	件名	選定基準	番号	件名	選定基準
1	道志大室指のウラジロガシ林	A	25	菅田神社のカシ林	E
2	丹波山三条谷のシオジ、サワグルミ林	A	26	甲府北部山地のダイセンミツバツツジ群落	C
3	小金沢シオジ、サワグルミ林	A	27	湯村塩沢寺のシラカン林	A
4	竹森のザゼンソウ群落	D	28		D
5	大滝不動のツガ、ミツバツツジ群落	A	29	芦川のオオハボダイジュ	C
6	大月市浅利のシラカン林	A	30	滝戸山のアオギリ林	C
7	都留市川棚のアラカン林	A	31	滝戸山のシラカン林	A
8	滝子山のブナ、ミズナラ林	A	32	芦川溪谷のアヘマキ	C
9	三ツ峠山のカイフウロ	B	33	畑熊のミスミソウ	G
10		A	34	上野表門神社のシラカン林	A
11	山中湖のフジマリモ	H	35	鳴沢村のコケモモ群落	C
12	三国山附近のヒコサンヒメシャラ林	C	36	富士山精進口登山道二合目のミズナラ、ブナ林	A
13	富士山麓坂峠のフジアザミ群落	D	37	富士山精進口登山道三合目コメツガ、シラビソ林	A
14		D	38	富士山奥庭風衝地カラマツ林	H
15	山中ハリモミ純林	A	39	青木ヶ原のヒノキ・ツガ・クロソヨゴ林	A
16	富士吉田市新屋山の神社落葉広葉樹林	E	40	万沢のサツキ・シラン群落	B
17	富士吉田市諏訪の森のアカマツ林	F	41	下野八幡神社の社叢林	A
18	富士山スバルラインのアカマツ林	E	42	清里のザゼンソウ群落	D
19	富士山大石茶屋付近のレンゲツツジ、フジザクラ群落	E	43	清里のカラコグカエデ	C
20		G	44	美森山のレンゲツツジ群落	E
21	金峰山のネスコ林	A	45	清里高原を中心としたアオナシ	H
22	水晶峠のアズマシャクナゲ群落	C	46		B
23	富士見平のシラカバ林	E	47		G
24	金山沢のハシドイ林	H	48	八ヶ岳の高山植物群落	D

表3.6.2-1 特定植物群落一覧(つづき)

番号	件名	選定基準
49	八ヶ岳のヒメバラ	B
50		
51	鳳凰山のウラジロモミ林	A
52	鳳凰山のシラビソ・オオシラビソ林	A
53	鳳凰山のハイマツ群落	D
54		D
55		D
56	鳳凰山さいの河原のダケカンバ林	A
57	広河原のカツラ林	A
58	北岳白根御池附近の湿生植物群落	D
59	北岳草すべりのオニシモツケ群落	C
60	市川弓削神社のシラカン林	A
61	高田の一の宮浅間神社のアカマツ林	A
62	櫛形山のカラマツ原生林	A
63	櫛形山のアオバヒョウタンボク群落	B
64	櫛形山のマツシソウ群落	E
65	櫛形山のアヤメ群落	E
66		G
67		G
68		G
69	櫛形山のコメツガ・ダケカンバ林	A
70	大門沢のカツラ林	A
71	湯の奥山神社の社叢	A
72	下部温泉附近のアラカン林	A
73		G
74	下山のサカキ群落	C
75	久遠寺裏のシラカシ林	A
76	早川橋北詰のモクゲンジ群落	B
77	身延山の千本杉	E
78	七面山表参道のブナ・イタヤカエデ林	A
79	七面山裏参道のイヌブナ林	A
80	七面山裏参道のブナ林	A
81	井出八幡神社の社叢	A
82		C
83	西位置森の暖帯林	A
84	円庵院のリンボクとカギカタアオイ群落	H
85	福土川上流のセツ釜のカシ林	A
86	福土川上流のブナ・スズクエ群落	A
87	大城川のイワユキノシタ群落	D
88	駒ヶ岳地獄谷の高山植物群落	D
89	北沢峠のシラベ・オオシラビソ林	A
90	北沢小屋付近のドロノキ林	A
91	仙丈ヶ岳カールの高山植物群落	D
92		B
93	両俣小屋付近のドロノキ林	A

番号	件名	選定基準
94	旧北岳小屋付近の高山植物群落	D
95	小金沢山のコメツガ、スラベの亜高山帯林衝	A
96	御正体山のモミ・ツガ・ブナ林	A
97	策ヶ岳のシラベ、トウヒの亜高山帯林	A
98	篠井山のブナ林	A
99	大岩山のシラベ、トウヒの亜高山帯林	A
100	大平のシラカバ林	A
101	清水谷のサワグルミ林	A
102	都留市宝鏡寺のヤブキソウ群落	D
103	河口湖のフジマリモ	H
104	諏訪神社のヤマブキソウ	D
105	下部町反木川上流域のヨコグラノキ	C
106	県南部の暖地性シダ群落	C
107	増富のフジシダ	D
108		G
109	富士山のオニク	G
110	三ツ峠のコウショウヒゴタイ	B
111	江草岩下のフクジュソウ	H
112	高尾のヒメザゼンソウ	C
113		B
114	大泉のリョウキンカ	C
115	県南部のキバナノショウキラン・キヨスミウツボ	B
116	富士山大室山のブナ林	A
117	白州町白州のザゼンソウ群落	D

(注1) 第3回調査による追加・削除・変更後の分布がしめされている。

(注2) 「番号」は、生育地ごとに付された通し番号で「特定植物群落調査報告書の調査票」と対照できるようになっている。

(注3) 調査対象とした植物群落は、つぎの選定基準により選定され、「選定基準」欄には、その理由が番号で記載されている。

特定植物群落選定基準

記号	理由
A	原生林もしくはそれに近い自然林
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群



## (2) 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林調査は、第4回自然環境保全基礎調査の中で1988年度に調査されたものである。調査では胸高（地上から約130cmの位置）での幹周（囲）300cm以上の樹木を抽出しているが、そのうち幹周（囲）が600cm以上の樹木については「自然環境情報図」の中にとりまとめられている。

本調査では、自然環境情報図に基づき、巨樹・巨木林をとりまとめた。巨樹・巨木林の一覧は表3.6.2-2に示すとおりである。

表3.6.2-2 巨樹・巨木林一覧

番号	コード番号	所在地	樹種名	幹周(主幹)	呼称
1	201-003	甲府市 金桜神社	スギ	670	金桜神社の7本スギ
	201-003	甲府市 金桜神社	スギ	690	〃
2	202-012	富士吉田市	スギ	940	—
3	202-019	富士吉田市	ヒノキ	765	—
	202-019	富士吉田市	スギ	800	—
	202-019	富士吉田市	スギ	820	—
4	204-001	都留市	スギ	740	大杉
5	204-005	都留市	カツラ	720	—
6	204-005	都留市	カツラ	935	—
7	206-001	大月市 笹子峠	スギ	907	矢立の杉
8	206-002	大月市 原	スギ	798	—
9	206-003	大月市 藤沢	スギ	675	藤沢の大スギ
10	206-006	大月市 下和狩	イチヨウ	630	—
11	206-046	大月市 堀之内	ケヤキ	845	堀之内のケヤキ
12	207-006	韮崎市 北宮地 武田八幡	スギ	620	武田八幡の社叢
13	302-005	牧丘町 柚口山	トチノキ	770	—
14	302-008	勝沼町 菱山	スギ	680	三光寺の大スギ
15	322-001	御坂町 松峰神社	スギ	710	松峰神社の大杉
16	322-004	御坂町 花鳥一本杉	スギ	830	花鳥一本杉
17	322-005	御坂町 南照院	ケヤキ	700	南照院の大ケヤキ
18	324-009	八代町 荒神堂のケヤキ	ケヤキ	690	荒神堂のケヤキ
19	325-004	境川村	ケヤキ	662	—
20	327-002	芦川村 鶯宿 諏訪神社	ケヤキ	750	—
21	327-004	芦川村 上芦川 諏訪神社	ケヤキ	610	—
22	341-001	上九一色村 精進	スギ	1037	精進の大杉
23	341-002	上九一色村 精進	スギ	691	諏訪神社の大杉
24	343-003	市川大門町 四尾連 子安神社	ヒノキ	630	四尾連の大ヒノキ
25	345-004	下部町 嶺 庚申尊	スギ	726	嶺の大ケヤキ
26	361-003	増穂町 天神社	スギ	820	—
27	361-005	増穂町 氷室神社	スギ	820	氷室神社の大スギ
28	363-002	中富町 八日市場 大聖寺	ケヤキ	680	—
29	364-002	早川町 京ヶ島 八幡日吉神社	スギ	677	京ヶ島の大杉
	364-002	早川町 京ヶ島 八幡日吉神社	スギ	723	〃

表3.6.2-2 巨樹・巨木林一覧(つづき)

番号	コード番号	所在地	樹種名	幹周(主幹)	呼称
30	364-003	早川町 下湯島 山王神社	スギ	1110	湯島の大杉
31	364-004	早川町 安住坊	トチノキ	680	七面山の大栃
32	365-003	身延町 門野本妙寺	イチヨウ	675	本妙寺のイチヨウ
33	365-008	身延町 三門	スギ	685	—
34	365-009	身延町 身延西谷	イチヨウ	625	—
35	365-010	身延町 身延西谷	スギ	735	本行坊上の大杉
36	365-012	身延町 身延南谷六老杉 山之神	スギ	945	身延の大老杉
37	365-013	身延町 身延南谷六老杉	スギ	615	身延山連理の杉
	365-013	身延町 身延南谷六老杉	スギ	615	〃
38	365-014	身延町 身延千本杉	スギ	630	身延の千本杉
39	365-021	身延町 下山 本国寺	オハツキイチヨウ	680	上沢寺のオハツキイチヨウ
40	366-003	南部町 内船 内船八幡神社	イチヨウ	640	—
41	367-005	富沢町 福土小久保 金山神社	イチヨウ	885	金山神社のイチヨウ
42	387-005	白根町 在家塚	ケヤキ	872	大城寺のケヤキ
43	388-003	芦安村 広河原	カツラ	890	広河原のカツラ林
44	389-001	若草町	ケヤキ	1472	三恵の大けやき
45	389-002	若草町 東海千葉 神明石動社	ケヤキ	877	十日市場の大ケヤキ
46	391-006	甲西町 湯沢	スギ	1000(950)	湯沢の思い杉
47	403-019	須玉町 根古屋 根古屋神社	ケヤキ	1010	田木畑木
	403-019	須玉町 根古屋 根古屋神社	ケヤキ	1190	〃
48	403-026	須玉町 日影	ヒノキ	640	—
49	403-027	須玉町 日影	トチノキ	840	日影のトチノキ
50	403-029	須玉町 比志 比志神社	スギ	690	比志神社の杉
51	404-004	高根町 村山東の割 伊勢大神社	ケヤキ	865	伊勢神社のケヤキ
52	405-006	長坂町 上条 十五所神社	ケヤキ	630	—
53	407-001	小淵沢町 松向神田	イトザクラ	750	神田の大糸ザクラ
54	409-006	武川町 山高	エドヒガン	1060	山高の神代ザクラ
55	421-002	秋山村 浜沢	ケヤキ	800	—
56	426-006	河口湖町 河口 浅間神社	スギ	693	川口浅間神社の七本杉
	426-006	河口湖町 河口 浅間神社	スギ	695	〃
	426-006	河口湖町 河口 浅間神社	スギ	729	〃
	426-006	河口湖町 河口 浅間神社	スギ	820	〃
57	441-006	上野原町 上新田	ケヤキ	637	—
58	441-008	上野原町 鶴島	ムクノキ	630	鶴島のムクノキ
59	441-014	上野原町 上野原	ケヤキ	864	上野原の大ケヤキ
60	441-042	上野原町 西原	スギ	840	一の宮神社の社叢
61	442-002	小菅村 余沢	ケヤキ	630	〃
62	442-004	小菅村 川久保	トチノキ	645	〃

### (3) 自然景観資源

自然景観資源については、第3回自然環境保全基礎調査の中で1986～1987年に、地形、地質、自然現象に係る自然景観資源の分布について調査されており、その結果は「自然環境情報図」の中にとりまとめられている。

本調査では、自然環境情報図に基づき、自然景観資源についてとりまとめた。自然景観資源の一覧は表3.6.2-3に示すとおりである。

表3.6.2-3 自然景観資源一覧

自然景観資源名	対照番号	名 称
火山群	A1-01-1	富士山
	A1-01-2	黒富士
	A1-01-3	茅ヶ岳
	A1-01-4	八ヶ岳
火山	A1-02-1	大室山
	A1-02-2	長尾山
	A1-02-3	天神山
	A1-02-4	弓射塚
	A1-02-5	片蓋山
	A1-02-6	幸助山
	A1-02-7	丸山
	A1-02-8	古八ヶ岳 (1) キレット
	A1-02-8	(2) 葦崎泥流
	A1-02-8	(3) 牛首山
	A1-02-8	(4) 権現岳
	A1-02-8	(5) 観音平
	A1-02-8	(6) 三ツ頭
	A1-02-8	新八ヶ岳 (1) 赤 岳
	A1-02-9	(2) 編笠山
	A1-02-10	白山岳
	A1-02-11	剣ヶ峰
	A1-02-12	小富士
	A1-02-13	曲 岳
	A1-02-14	黒富士
	A1-02-15	大刃岡山
	A1-02-16	689.0の峰
	A1-02-17	1429.0の峰
	A1-02-18	1440mの峰
	A1-02-19	920.2mの峰
	A1-02-20	702.6mの峰
	A1-02-21	金ヶ岳
	A1-02-22	茅ヶ岳
	A1-02-23	1339の峰
	A1-02-24	1075.9の峰
	A1-02-25	赤岳

自然景観資源名	対照番号	名 称
火山	A1-02-26	手首山
	A1-02-27	美森山
	A1-02-28	天女山
	A1-02-29	権現岳
	A1-02-30	三ツ頭
	A1-02-31	編笠山
火山性高原	A1-03-1	乙女高原
火口・カルデラ	A1-04-1	大室山
	A1-04-2	長尾山
	A1-04-3	天神山
	A1-04-4	弓射塚
	A1-04-5	片蓋山
	A1-04-6	幸助山
	A1-04-7	丸山
	A1-04-8	富士山
流れ山群	A1-06-1	八ヶ岳南麓流れ山
特徴的な稜線	A1-07-1	赤岳-権現岳
溶岩トンネル・ 風穴	A1-08-1	船津胎内樹型
	A1-08-2	吉田胎内樹型
	A1-08-3	雁ノ穴
	A1-08-4	西湖蝙蝠穴
	A1-08-5	鳴沢の溶岩樹型
	A1-08-6	竜宮洞穴
	A1-08-7	富岳風穴
	A1-08-8	鳴沢氷穴
	A1-08-9	蝙蝠穴
	A1-08-10	富士風穴
	A1-08-11	本栖風穴
	A1-08-12	大室洞穴
	A1-08-13	神座風穴附蒲鉾穴・眼鏡穴
噴泉	A1-11-1	増富ラジウム温泉
	A1-11-2	河浦ラジウム温泉
	A1-11-3	塩山ラジウム温泉
	A1-11-4	山梨厚生会ラジウム温泉
	A1-11-5	岩下ラジウム温泉

自然景観資源名	対照番号	名 称
温泉	A1-11-6	古湯坊ラジウム温泉
	A1-11-7	要害ラジウム温泉
	A1-11-8	湯村ラジウム温泉
	A1-11-9	石和温泉
	A1-11-10	甲府温泉
	A1-11-11	塩沢鉱泉
	A1-11-12	須玉温泉
	A1-11-13	敷ノ湯鉱泉
	A1-11-14	幸福温泉
	A1-11-15	御座石鉱泉
	A1-11-16	青木鉱泉
	A1-11-17	芦安鉱泉
	A1-11-18	桃ノ木鉱泉
	A1-11-19	金山鉱泉
	A1-11-20	奈良田温泉
	A1-11-21	西山温泉
	A1-11-22	手打沢鉱泉
	A1-11-23	草塩鉱泉
	A1-11-24	下部温泉
	A1-11-25	身延温泉
	A1-11-26	湯口鉱泉
	A1-11-27	船山鉱泉
	A1-11-28	十牧荘鉱泉
非火山性高原	A2-03-1	市之瀬台地
	A2-03-2	櫛形山
大断層崖	A2-04-1	扇山断層崖
	A2-04-2	糸魚川－静岡構造線大断層崖
非火山性孤峰	A2-05-1	白鳥山
	A2-05-2	天子ヶ岳
カール	A2-07-1	仙丈岳、白根山カール
特徴的な稜線	A2-09-1	鋸岳－三ツ頭稜線
	A2-09-2	東駒ヶ岳稜線
	A2-09-3	駒津峰－双児山稜線
	A2-09-4	仙丈ヶ岳稜線
	A2-09-5	三峰岳稜線
二重山陵 (扇状凹地)	A2-11-1	間の岳の二重稜線
	A2-11-2	冬平
	A2-11-3	高望池
断崖・岩壁	A2-12-1	滝子山
	A2-12-2	岩殿山
	A2-12-3	御正体山
	A2-12-4	金峰山千代の吹き上げ
	A2-12-5	春日居断崖
	A2-12-6	焼山峠－塩平断崖
	A2-12-7	上積翠寺－洞断崖
	A2-12-8	北岳バットレス (岩壁)

自然景観資源名	対照番号	名 称
岩峰・岩柱	A2-15-1	三ツ峠山岩峰
	A2-15-2	大日岩岩柱
	A2-15-3	金峰山五丈岩
	A2-15-4	地藏岳岩峰 (オベリスク)
	A2-15-5	六方石
	A2-15-6	不動岩
	A2-15-7	馬鹿尾根2499峰
天然橋、岩門	A2-17-1	鋸岳の熊穴
鍾乳洞	A3-04-1	青岩鍾乳洞
	A3-04-2	小袖鍾乳洞
節理	A4-01-1	大室山東麓部
岩脈	A4-02-1-M	道志川巖上流部岩脈
	A4-02-2-M	燕岩岩脈
	A4-02-3-M	臥竜岩岩脈
	A4-02-4-M	登竜岩岩脈
地すべり・山崩	A5-00-1-M	落居の地滑り
	A5-00-2-M	上田原の地滑り
溶岩流	A5-00-3-M	青木ヶ原丸尾
峡谷・溪谷	B1-01-1	道志川溪谷
	B1-01-2	後山川溪谷
	B1-01-3	一之瀬川溪谷
	B1-01-4	丹波川溪谷
	B1-01-5	小菅川溪谷
	B1-01-6	葛野川溪谷
	B1-01-7	日川溪谷
	B1-01-8	竜門峡溪谷
	B1-01-9	東沢溪谷
	B1-01-10	西沢溪谷
	B1-01-11	本谷川溪谷
	B1-01-12	本谷川通仙峡正鶴
	B1-01-13	塩川溪谷
	B1-01-14	川浦溪谷
	B1-01-15	徳和川溪谷
	B1-01-16	琴川溪谷
	B1-01-17	剣が峰・柳平溪谷
	B1-01-18	板敷溪谷
	B1-01-19	野猿谷溪谷
	B1-01-20	御岳昇仙峡溪谷
	B1-01-21	亀沢川溪谷
	B1-01-22	大沢川溪谷
	B1-01-23	芦川溪谷
	B1-01-24	佐野川溪谷
	B1-01-25	大門川溪谷
	B1-01-26	川俣川東沢 (竜泉峡) 溪谷
	B1-01-27	川俣川溪谷
	B1-01-28	川俣川西沢溪谷

自然景観資源名	対照番号	名 称
峡谷・溪谷	B1-01-29	塩川溪谷
	B1-01-30	仙ヶ滝溪谷
	B1-01-31	尾白川系家屋
	B1-01-32	大武川溪谷
	B1-01-33	石空川溪谷
	B1-01-34	トンドコ沢溪谷
	B1-01-35	野呂川溪谷
	B1-01-36	大樽沢溪谷
	B1-01-37	早川溪谷
	B1-01-38	保川溪谷
	B1-01-39	富士川溪谷
	B1-01-40	釜無溪谷
	河成段丘	B1-02-1
B1-02-2		桂川河成段丘
B1-02-3		桂川河成段丘
B1-02-4		笛吹川（右岸）河成段丘
B1-02-5		笛吹川（左岸）河成段丘
B1-02-6		塩川（左岸）河成段丘
B1-02-7		塩川（右岸）河成段丘
B1-02-8		須玉川（左岸）河成段丘
B1-02-9		須玉川（右岸）河成段丘
B1-02-10		釜無川（右岸）河成段丘
自由蛇行河川	B1-03-1	佐野川自由蛇行河川
穿入蛇行河川	B1-04-1	秋山川穿入蛇行河川
	B1-04-2	野呂川・早川河成段丘
	B1-04-3	早川河成段丘
	B1-04-4	早川中流河成段丘
	B1-04-5	早川下流河成段丘
	B1-04-6	南畑川下流河成段丘
	B1-04-7	南畑川上流河成段丘
断崖・岩壁	B1-05-1	小森川断崖
	B1-05-2	七里岩断崖
	B1-05-3	塩川左岸断崖
	B1-05-4	七里岩東断崖
	B1-05-5	七里岩東断崖
岩峰・岩柱	B1-07-1	寛円峰
	B1-07-2	天狗岩
竈穴群	B1-09-1	芦川竈穴
滝	B1-10-1	青岩ノ滝
	B1-10-2	白糸ノ滝
	B1-10-3	魚留ノ滝
	B1-10-4	五段ノ滝
	B1-10-5	両門ノ滝

自然景観資源名	対照番号	名 称	
滝	B1-10-6	魚留滝	
	B1-10-7	乙女滝	
	B1-10-8	不動滝	
	B1-10-9	大滝	
	B1-10-10	仙娥滝	
	B1-10-11	獅子滝	
	B1-10-12	千波ノ滝	
	B1-10-13	不動滝	
	B1-10-14	大滝（宮司の滝）	
	B1-10-15	吐竜の滝	
	B1-10-16	不動滝	
	B1-10-17	噴水滝	
	B1-10-18	赤薙の滝	
	B1-10-19	ヒヨングリ滝	
	B1-10-20	精進ヶ滝	
	B1-10-21	南精進ヶ滝	
	B1-10-22	白糸の滝	
	B1-10-23	五色の滝	
	B1-10-24	桂ノ滝	
	B1-10-25	カッパ滝	
	B1-10-26	仙石滝	
	B1-10-27	神楽滝	
	B1-10-28	ここみ滝	
	B1-10-29	妙連の滝	
	B1-10-30	不動滝	
	B1-10-31	時雨滝	
	B1-10-32	不動滝	
	B1-10-33	見神の滝	
	B1-10-34	白糸の滝	
	B1-10-35	醍醐の滝	
	湖沼	B2-01-1	山中湖
		B2-01-2	河口湖
		B2-01-3	西湖
		B2-01-4	精進湖
		B2-01-5	本栖湖
B2-01-6		四尾連湖	
湧水群	B4-03-1	忍野八海	
	B4-03-2	八ヶ岳南麓湧水群	

#### (4) 東海自然歩道

東海自然歩道は、昭和44年に厚生省（現環境省）が長距離自然歩道をつくることを提案し、昭和45年から関係自治体の協力のもとに整備が始められたものである。

東京の高尾山から大阪の箕面公園まで全長1,697kmであり、みどり豊かな自然と貴重な歴史文化財をたずねるバラエティーコースとなっている。

山梨県内のコースは総延長115kmであり、間を静岡県をはさんで大きく2つに分けられる。

##### ・田代峠～長者ヶ岳コース

田代峠で静岡県から山梨県に入り、富沢町、南部町を経て長者ヶ岳で静岡県にぬける。美しい渓谷と快適な登山道の間で静かな山里を訪ねるのどかなコース。

##### ・富士北麓コース

雫石峠で静岡県から山梨県に入り、本栖湖をはじめとした富士五湖や樹海、忍野八海などの名勝を経て、富士山の北麓を半周し、丹沢山系の高指山で神奈川県に抜ける。富士山の展望や富士山信仰と巡り合う「富士山とともに歩む」コース。

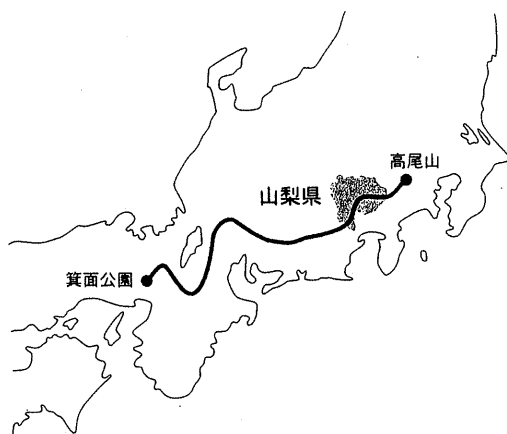


図3.6.2-1 東海自然歩道

#### (5) 山梨百名山

山梨県は四方を山に囲まれており、富士山、北岳をはじめとして、全国的に有名な山が数多くある。

この山々の中から一般公募等で100山を選定したものが「山梨百名山」であり、全国の人々に親しんでもらうために選定したものである。山頂には記念標柱が設置されている。

山梨百名山の一覧は表3.6.2-4に示すとおりである。

表3.6.2-4 山梨百名山(1/2)

	山名	標高	備考	
大菩薩・道志山系	大菩薩嶺(だいぼさつれい)	2,057m	◎日本百名山	
	小金沢山(こがねざわやま)	2,014m		
	雁ガ腹摺山(がんがはらすりやま)	1,874m		
	大蔵高丸(おおくらたかまる)	1,781m		
	滝子山(たきごやま)	1,620m		
	笹子雁ガ腹摺山(ささごがんがはらすり)	1,358m		
	源次郎岳(げんじろうだけ)	1,477m		
	棚横手山(たなよこてやま)	1,306m		
	本社ケ丸(ほんじゃがまる)	1,631m		
	高川山(たかがわやま)	976m		
	三頭山(みとうやま)	1,531m		
	権規山(ごんげんやま)	1,312m		
	扇山(おおぎやま)	1,138m		
	百蔵山(ももくらさん)	1,003m		
	岩殿山(いわとのさん)	634m		
	高柄山(たかつかやま)	733m		
	倉岳山(くらたけやま)	990m		
	九鬼山(くきやま)	970m		
	二十六夜山(にじゅうろくやさん)	972m		
	菜畑山(なばたけうら)	1,283m		
	今倉山(いまくらやま)	1,470m		
	御正体山(みしょうたいさん)	1,682m		
	石割山(いしわりやま)	1,413m		
	杓子山(しゃくしやま)	1,598m		
	大室山(おおむろやま)	1,588m		
	鳥ノ胸山(とりのむねやま)	1,208m		
	南アルプス山系	雨乞岳(あまごいだけ)	2,037m	
		日向山(ひなたやま)	1,660m	
鋸岳(鋸山)(のこぎりだけ)		2,685m		
甲斐駒ヶ岳(かいこまがたけ)		2,967m	◎日本百名山	
アサヨ峰(あさよみね)		2,799m		
仙丈ヶ岳(せんじょうがたけ)		3,033m	◎日本百名山	
小太郎山(こたろうやま)		2,725m		
北岳(きただけ)		3,192m	◎日本百名山	
間ノ岳(あいのだけ)		3,189m	◎日本百名山	
農鳥岳(のうとりだけ)		3,026m		
笹山(黒河内岳)(ささやま)		2,733m		
笹ヶ岳(さるがたけ)		2,629m		
鳳凰山(地藏・観音・薬師)(ほうおうざん)		2,840m	◎日本百名山	
甘利山(あまみやま)		1,731m		
千頭星山(せんとうぼしやま)		2,139m		
櫛形山(くしがたやま)		2,052m		
源氏山(げんじやま)		1,827m		
富士見山(ふじみやま)		1,640m		
身延山(みのぶさん)		1,153m		
七面山(しちめんざん)		1,989m		
八紘嶺(はっこうれい)		1,918m		
山伏(やんぶし)		2,014m		
十枚山(じゅうまいざん)		1,726m		
篠井山(しのいざん)		1,394m		
貫ヶ岳(かながたけ)		897m		
高ドッキョウ(たかどつきょう)		1,134m		



表3.6.2-4 山梨百名山(2/2)

	山 名	標 高	備 考
富士・御坂山系	富士山(ふじさん)	3,776m	◎日本百名山
	三ツ峠山(みつとうげやま)	1,785m	
	達沢山(たつざわやま)	1,358m	
	黒岳(御坂黒岳)(くろだけ)	1,793m	
	釈迦ヶ岳(しゃかがたけ)	1,641m	
	大栃山(おおとちやま)	1,415m	
	春日山(かすがやま)	1,235m	
	滝戸山(たきどやま)	1,221m	
	節刀ヶ岳(せつとうがたけ)	1,736m	
	十二ヶ岳(じゅうにがたけ)	1,683m	
	王 岳(おおだけ)	1,623m	
	三方分山(さんぼうぶんざん)	1,422m	
	蛭ヶ岳(ひるがたけ)	1,279m	
	足和田山(あしわたやま)	1,355m	
	竜ヶ岳(りゅうがたけ)	1,485m	
	毛無山(けなしやま)	1,964m	
	長者ヶ岳(ちようじゃがたけ)	1,336m	
	三石山(みついしやま)	1,173m	
	思親山(ししんざん)	1,031m	
	白鳥山(しらとりやま)	568m	
八ヶ岳・秩父山系	赤 岳(あかだけ)	2,899m	◎日本百名山
	権現岳(ごんげんだけ)	2,715m	
	網笠山(あみがさやま)	2,524m	
	横尾山(よこおやま)	1,818m	
	小川山(おがわやま)	2,418m	
	瑞牆山(みずがきやま)	2,230m	◎日本百名山
	金峰山(きんぷざん)	2,599m	◎日本百名山
	国師ヶ岳(こくしがたけ)	2,592m	
	甲武信ヶ岳(こぶしがたけ)	2,475m	◎日本百名山
	鶏冠山(とさかやま)	2,115m	
	破風山(はふうざん)	2,318m	
	雁坂嶺(かりさかれい)	2,289m	
	笠取山(かさとりやま)	1,953m	
	飛龍山(大洞山)(ひりゅうざん)	2,077m	
	雲取山(くもとりやま)	2,017m	◎日本百名山
	鶏冠山(黒川山)(けいかんざん)	1,716m	
	黒金山(くろがねやま)	2,232m	
	乾徳山(けんとくざん)	2,031m	
	小檜山(こならやま)	1,713m	
	茅ヶ岳(かやがたけ)	1,704m	
	曲 岳(まがりたけ)	1,642m	
	黒富士(くろふじ)	1,635m	
	太刀岡山(たちおかやま)	1,295m	
	羅漢寺山(らかんじやま)	1,058m	
	帯那山(おびなやま)	1,422m	
	要害山(ようがいざん)	780m	
	兜 山(かぶとやま)	913m	
	大蔵経寺山(だいぞうきょうじやま)	716m	

### 3. 7 土地利用動向図

#### (1) 土地利用基本計画における五地域

##### ① 根拠法令

国土利用計画法（昭和49年6月25日）

##### ② 庁内所管課

企画部県民室県民生活課

##### ③ 五地域区分設定の基本的考え方

国土利用計画法第9条に規定される土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

表3.7-1 五地域区分

都市地域 国土利用計画法 第9条第4項	一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要がある地域 都市計画法第5条により都市計画地域として指定されることが相当な地域
農業地域 国土利用計画法 第9条第5項	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業振興を図る必要がある地域 農振法第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域 国土利用計画法 第9条第6項	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域 森林法第2条第3項に規定する国有林の地域又は同法第5条第1項の地域 森林計画の対象となる民有林の区域として指定されることが相当な区域
自然公園地域 国土利用計画法 第9条第7項	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域 自然公園法第2条第1号又は山梨県自然公園条例第8条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域 国土利用計画法 第9条第8項	良好な自然環境形成している地域で、その自然環境の保全を図ることが必要な地域 山梨県自然環境保全条例第10条の規定により、自然環境保全地域のうち「自然保存地区」として指定されることが相当な地域

④ 指定状況

表3.7-2 五地域区分面積

区 分		現 行 計 画 面 積	
五 地 域	都 市 地 域	86,383 ha	19.4 %
	農 業 地 域	293,454	65.7
	森 林 地 域	347,587	77.8
	自 然 公 園 地 域	127,987	28.7
	自 然 保 全 地 域	2,144	0.5
	計	857,555	192.0
白 地 地 域		1,877	0.4
合 計		859,432	192.5
県 土 面 積		446,537	100.0

(注) ・平成8年度の第18回変更承認時の数値  
 ・県土面積は、平成7年10月1日現在

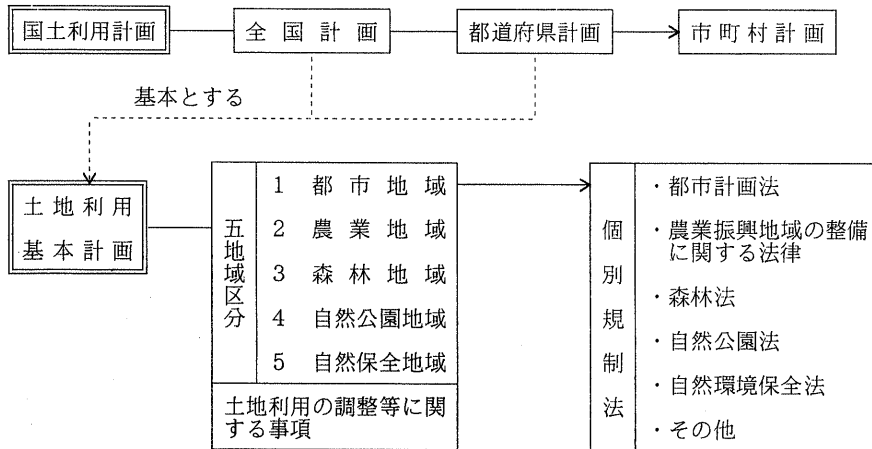


図3.7-1 国土利用計画法に基づく計画の体系

## (2) 都市計画区域

### ① 根拠法令

都市計画法（昭和43年6月15日）

### ② 庁内所管課

土木部都市計画課

### ③ 地域の要件及び設定基準

[都市計画法第5条第1項]

- ・市又は人口、就業者数その他の事項が法令に定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量、都市施設の配置及び利用に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

### ④ 規制内容

一定規模以上の開発をしようとする場合は、知事の許可を必要とする。

[都市計画法第29条]

市街化区域 1,000㎡以上

市街化調整区域

[都市計画法付則第4項]

未線引き都市計画 3,000㎡以上

表3.7-3 都市計画区域現況

区域名	都 市 名	行政区域		都市計画区域		市街化区域等			人口集中地区	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	市街化区域	用途地域		面積(ha)	人口(人)
						面積(ha)	面積(ha)	人口(人)		
甲 府	甲 府 市	17,188	201,124	7,862	199,904	3,116	3,005	177,761	3,180	173,858
	敷 島 町	4,028	17,713	668	16,108	390	378	15,526	250	11,294
	竜 王 町	1,282	37,693	1,282	37,693	802	826	35,455	560	28,229
	田 富 町	971	15,674	971	15,674	377	377	13,644	140	7,485
	昭 和 町	914	14,590	914	14,590	474	474	11,319		
	玉 穂 町	821	9,460	821	9,460	236	236	6,077		
	小 計	25,204	296,254	12,518	293,429	5,395	5,296	259,782	4,130	220,866
富 士 北 麓	富 士 吉 田 市	12,183	54,691	5,425	54,686		1,350	49,648	770	35,476
	河 口 湖 町	6,089	17,274	4,483	17,274					
	西 桂 町	1,518	4,855	1,125	4,854					
	足 和 田 村	2,815	1,553	1,806	1,553					
	勝 山 村	426	2,315	426	2,313					
	忍 野 村	2,515	8,370	2,515	8,370					
	山 中 湖 村	5,281	5,296	4,978	5,296					
小 計	30,827	94,354	20,758	94,346	0	1,350	49,648	770	35,476	
峡 東	塩 山 市	18,474	27,117	4,726	26,916		235	9,185	180	7,553
	山 梨 市	5,311	31,825	3,456	31,374		335	18,415	210	7,201
	春 日 居 町	1,377	6,861	508	6,861					
	勝 沼 町	3,624	8,967	2,582	8,967					
	一 宮 町	3,010	10,929	2,030	10,292					
	石 和 町	1,492	24,286	1,492	24,286		235	10,413		
	小 計	33,288	109,985	14,794	108,696	0	805	38,013	390	14,754
都 留	都 留 市	16,158	35,398	5,291	31,295		549	21,354	210	10,421
大 月	大 月 市	28,030	35,199	5,110	23,686		352	12,700	180	6,765
韮 崎	韮 崎 市	14,373	32,097	2,781	23,156		320	10,567	150	5,951
	双 葉 町	1,886	11,222	904	10,474		236	7,444		
	小 計	16,259	43,319	3,685	33,630	0	556	18,011	150	5,951
市 川 大 門	市 川 大 門 町	3,274	11,415	1,293	9,688		225	9,290		
	三 珠 町	2,947	4,178	896	2,350					
	鯉 沢 町	45	210	45	210					
	小 計	6,266	15,803	2,234	12,248	0	225	9,290	0	0
増 穂	増 穂 町	6,516	13,019	1,120	11,707		244	8,318	150	5,782
	鯉 沢 町	4,636	4,400	227	3,169					
	小 計	11,152	17,419	1,347	14,876	0	244	8,318	150	5,782
上 野 原	上 野 原 町	12,551	27,754	2,375	17,331		336	9,893	220	11,004
峡 西	櫛 形 町	4,257	18,375	1,848	18,364		272	8,258		
	白 根 町	3,914	18,707	2,109	18,489					
	甲 西 町	1,630	12,791	1,630	12,787		223	4,038		
	若 草 町	1,028	10,326	1,028	10,326					
	八 田 村	804	6,694	804	6,694					
	小 計	11,633	66,893	7,419	66,660	0	495	12,296	0	0
身 延	身 延 町	13,112	8,461	3,707	6,005		84	2,385		
東 八 代	御 坂 町	5,837	11,840	1,636	11,303					
	八 代 町	2,562	7,886	1,486	7,832					
	境 川 村	2,147	4,386	1,668	4,386					
	中 道 町	2,102	5,269	1,461	5,269					
	豊 富 村	1,350	3,409	893	3,409					
	小 計	13,998	32,790	7,144	32,199	0	0	0	0	0
合 計		218,478	783,629	86,382	734,401	5,395	10,292	441,690	6,200	311,019

※ 面積、人口集中地区は平成7年国勢調査、行政人口は山梨県統計データバンク、都市計画区域人口及び市街化区域人口は都市計画基礎調査による。

(3) 市街化区域及び市街化調整区域

① 根拠法令

都市計画法（昭和43年6月15日）

② 庁内所管課

土木部都市計画課

③ 地域の要件及び設定基準

[都市計画法第7条第1項]

- ・都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする。

[都市計画法第7条第2項]

- ・市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

[都市計画法第7条第3項]

- ・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

④ 規制内容

[都市計画法第29条]

市街化区域及び市街化調整区域において開発をしようとする場合は、知事の許可を必要とする。

市街化区域 1,000㎡以上

市街化調整区域 全部

⑤ 指定状況

本県では、甲府都市計画（1市5町）に指定されている。

区域指定の状況は次のとおりである。

表3.7-4 甲府都市計画区域の指定状況（平成11年10月6日変更）

（単位：ha）

該当市町村	行政区域	都市計画区域			都市計画区域外	備考
		総数	市街化区域	市街化調整区域		
甲府市の一部	17,188	7,862	3,116	4,746	9,326	
敷島町の一部	4,028	668	390	278	3,360	
竜王町	1,282	1,282	802	480	-	
田富町	971	971	377	594	-	
昭和町	914	914	474	440	-	
玉穂町	821	821	236	585	-	
計	25,204	12,518	5,395	7,123	12,686	

資料：山梨県都市計画課

#### (4) 用途地域

##### ① 根拠法令

都市計画法（昭和43年6月15日）

##### ② 庁内所管課

土木部都市計画課、建築指導課

##### ③ 地域の要件及び設定基準

[都市計画法第8条第1項]

- ・都市計画には、当該都市計画区域について、次に掲げる地域で必要なものを定めるものとする。

第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域

第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域

第2種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

工業専用地域

##### ④ 規制内容

建築基準法第48条により、表3.7-5に示すように用途地域の区分ごとに建築規制が行われる。

##### ⑤ 指定状況

用途地域は、地域の種別に応じて、建築物の用途、建ぺい率、高さなどを規制することによって、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度である。

表3.7-5 用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 〇 建てられる用途 ① ② ③ ④ ▲ 面積、階数等の制限あり										
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
兼用住宅で、非住宅の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	①	②	③	〇	〇	〇	〇	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、備保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		②	③	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				〇	〇	〇	〇	④	
事務所等	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの				〇	〇	〇	〇	④	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの			▲	〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	〇	〇	〇	〇	〇	
事務所等	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				〇	〇	〇	〇	〇	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの				〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの				〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの				〇	〇	〇	〇	〇	
ホテル、旅館				▲	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等			▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等				〇	〇	〇	〇	〇	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等				〇	〇	〇	〇	〇	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場				▲	▲	〇	〇	〇	▲ 客席200㎡未満
公共施設・病院・学校等	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等						〇	▲		▲ 個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	大学、高等専門学校、専修学校等		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	図書館等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	神社、寺院、教会等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	病院		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	公衆浴場、診療所、保育所等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 600㎡以下
工場・倉庫等	自動車教習所			▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	〇	〇	〇	〇	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限。	①	①	②	③	③	〇	〇	〇	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫					〇	〇	〇	〇	
	畜舎（15㎡を超えるもの）			▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、量屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	〇	〇	〇	〇	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	②	②	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②	②	〇	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							〇	〇	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								〇	
自動車修理工場	自動車修理工場				①	①	②	③	③	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	〇	〇	〇	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設					〇	〇	〇	
		量がやや多い施設						〇	〇	
量が多い施設								〇		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内において都市計画決定が必要								

注) 本表は、改定後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。



表3.7-6 用途地域一覧表

平成11年4月1日現在 単位：ha

都市計画 区域名	市町村名	第一 種低 層住 居専 用地 域	第二 種低 層住 居専 用地 域	第一 種中 高層 住居 専用地 域	第二 種中 高層 住居 専用地 域	第一 種住 居地 域	第二 種住 居地 域	準 住居 地 域	近 隣商 業地 域	商 業地 域	準 工業 地 域	工業 地 域	工業 専用 地 域	合計
甲府	甲府市	392	13	884	74	700	156	92	67.6	272	204	59	91	3,005
	敷島町	113	21	94	-	106	-	-	4	-	40	-	-	378
	竜王町	180	74	6	94	305	22	43	4	-	14	84	-	826
	昭和町	-	12	68	15	120	21	-	3	-	67	47	121	474
	田富町	-	30	116	-	111	26	-	4	-	87	-	3	377
	玉穂町	-	-	109	3	25	11	-	-	-	3	4	81	236
	計		685	150	1,277	186	1,367	236	135	82.6	272	415	194	296
富士北麓	富士吉田市	76	53	232	-	565	78	71	22	42	136	52	24	1,350
峡東	塩山市	33	-	45	50	62	14	14	16.9	-	-	-	-	235
	山梨市	106	-	45	13	77	57	-	17	7.2	4.4	7.9	-	335
	石和町	-	-	33	-	98	10	-	13	81	-	-	-	235
	計		139	-	123	63	237	81	14	46.9	88.2	4.4	7.9	-
都留	都留市	53	6	-	6	304	18	45	2	21	94	-	-	549
大月	大月市	69	-	1.2	-	183	-	81	7.5	11	-	-	-	352
韭崎	韭崎市	12	5.8	68	10	117	32	26	14	13	22	-	-	320
	双葉町	80	-	32.9	-	112	-	-	2.8	-	8.2	-	-	236
	計		92	5.8	101	10	229	32	26	16.8	13	30.2	-	-
市川大門	市川大門町	-	3.2	59	-	88	4.8	-	-	6.8	37	26	-	225
上野原	上野原町	38	-	72	-	107	10	-	3.7	6.5	6.8	9.7	82	336
峡西	甲西町	-	-	77	-	53	-	-	5.8	-	12	3.1	72	223
	櫛形町	44	-	84	-	110	10	-	8.0	11	-	5	-	272
	計		44	-	161	-	163	10	-	13.8	11	12	8.1	72
増穂	増穂町	-	-	63	3.3	126	1.1	-	19	-	12	20	-	244
身延	身延町	8.8	4.6	14	5.9	33	-	-	18	-	-	-	-	84
合計		1,205	223	2,102	274	3,402	471	372	232.3	471	747	318	474	10,292

資料：「山梨県の都市計画＜資料編＞」平成12年3月、山梨県土木部都市計画課

## (5) 農業振興地域

### ① 根拠法令

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日）

### ② 庁内所管課

農政部農村振興課

### ③ 地域の要件及び設定基準

[農振法第6条]

・自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてを備えるもの。

①その地域内にある土地の自然的諸条件及びその利用の動向からみて農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

②その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的諸条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

③国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

### ④ 指定状況

農業振興地域指定市町村は表3.7-7に示すとおりである。勝山村、足和田村を除く62市町村で農業振興地域が指定されている。また、各市町村における農業振興地域の面積は表3.7-8に示すとおりである。

表3.7-7 農業振興地域指定市町村の状況

(平成12年3月31日現在)

指定年度	指定地域	地 域 名
昭和44年度	5地域	境川、甲西、勝沼、葦崎、須玉
昭和45年度	7地域	山梨、石和、牧丘、御坂、一宮、身延、高根
昭和46年度	15地域	大和、三富、豊富、明野、都留、甲府、敷島、田富、若草、八代、中道、三珠、市川大門、中富、秋山
昭和47年度	24地域	昭和、八田、白根及び芦安、櫛形、春日居、上九一色、六郷、下部、増穂、鯉沢、早川、双葉、長坂、大泉、小淵沢、白州、武川、河口湖、玉穂、塩山、南部、富沢、忍野、大月
昭和48年度	8地域	竜王、芦川、富士吉田、西桂、道志、山中湖、鳴沢、上野原
昭和53年度	1地域	丹波山及び小菅
計	60地域	62市町村

資料：「山梨県農業年鑑 平成11年度版」平成12年9月、山梨県

表3.7-8 農業振興地域・農用地区域の指定状況

(単位: ha)

市町村名		農業振興地域	農用地区域	市町村名		農業振興地域	農用地区域	
峡中	甲府市	9,113	551	南巨摩	増穂町	3,778	449	
	竜王町	387	139		鯉沢町	3,235	73	
	敷島町	3,278	373		中富町	3,929	143	
	玉穂町	585	185		早川町	13,759	166	
	昭和町	447	133		身延町	10,963	253	
	田富町	623	207		南部町	7,459	215	
	八田村	804	242		富沢町	7,856	221	
	白根町	3,202	975		北巨摩	韮崎市	9,069	2,255
	芦安村	608	13			双葉町	1,650	535
	若草町	1,028	388			明野村	2,810	844
	櫛形町	3,303	715			須玉町	11,838	1,279
	甲西町	1,407	561			高根町	6,260	1,532
	東山梨	塩山市	9,422			1,281	長坂町	3,913
山梨市		4,874	1,474	大泉村		4,929	849	
春日居町		1,377	275	小淵沢町		3,155	632	
牧丘町		8,418	644	白州町		5,120	618	
三富村		5,389	134	武川村		5,579	406	
勝沼町		3,654	777	南都留		富士吉田市	3,821	130
大和村		4,062	74			都留市	13,640	409
東八代	石和町	1,257	464			秋山村	4,514	88
	御坂町	5,821	730		道志村	5,171	89	
	一宮町	3,010	988		西桂町	1,090	44	
	八代町	2,562	626		忍野村	2,515	159	
	境川村	2,147	505		山中湖村	4,701	43	
	中道町	2,102	600		河口湖町	4,784	110	
	芦川村	3,715	62		勝山村	-	-	
	豊富村	1,350	453		足和田村	-	-	
西八代	上九一色村	5,688	742		鳴沢村	3,980	74	
	三珠町	2,947	283		北都留	大月市	21,438	514
	市川大門町	3,011	344			上野原町	11,893	375
	六郷町	1,328	146	小菅村		3,657	72	
	下部町	10,020	314	丹波山村		2,831	33	
合計	296,276	29,077						

資料: 「山梨県の都市計画&lt;資料編&gt;」平成12年3月、山梨県土木部都市計画課

## (6) 農用地区域

### ① 根拠法令

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日）

### ② 庁内所管課

農政部農村振興課

### ③ 地域の要件及び設定基準

・農業振興地域として指定した地域の内、今後おおむね10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき地域で、次のいずれかに該当するもの。

①集团的農用地（開発して集团的農用地とすることが、相当なものを含む。）

②土地基盤整備事業の対象地

③①又は②の土地と一体的に保全整備又は開発することが相当な土地

④総合的な農業振興を図るために採草又は放牧の用に供することが必要な林地であり、その用に供することが林業の経営に支障をきたすおそれがないもの。

### ④ 規制内容

[農振法第15条の15]

①開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築若しくは増築）をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

[農振法第17条]

②農林水産大臣及び知事が農用地区域内にある農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第4条及び第5条の処分を行うにあたっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

### ⑤ 指定状況

各市町村における農業振興地域内の農用地区域の面積は表3.7-8に示したとおりである。

(7) 道路

1) 道路の現況

本県の道路網は、昭和57年11月10日全線開通した中央自動車道121.9km（西宮線77.3km、富士吉田線44.6km）及び一般国道12路線581.1kmを幹線として、主要地方道34路線、一般県道135路線及び市町村道23,166路線で構成され、その全道路延長は、10,695.6kmである。

山梨県は、大きく県都甲府市を中心とした国中地方と、富士吉田市・大月市を中心とした富士北麓・東部地方の2つの地方生活圏に分けられる。この2生活圏は、中央自動車道、国道20号、国道137号等によって結ばれ、さらに国道52号、国道139号等を加えて首都、近畿、中部の三大都市圏や東海地域等と結ばれている。山梨県の産業、経済等はこれらの主要幹線を軸とし、県内各地を有機的に連結する道路網によって支えられ、発展してきている。

表3.7-9 道路の現況

平成11年4月1日現在

道路種別		路線数	実延長	種 類 別 内 訳					
				一般道路		橋 梁		トンネル	
				延長km	箇所数	延長km	箇所数	延長km	
国 道	建設大臣管理	4	244.3	227.1	196	11.2	10	6.0	
	知事管理	9	336.8	312.6	383	14.1	29	10.1	
	計	12*	581.1	539.7	579	25.3	39	16.1	
県 道	主要地方道	34	617.0	590.7	608	15.6	60	10.7	
	一般県道	135	807.0	787.8	646	15.2	24	4.0	
	計	169	1,424.0	1,378.5	1,254	30.8	84	14.7	
国 県 道 計		(178)	(1,760.8)	(1,691.1)	(1,637)	(44.9)	(113)	(24.8)	
		181	2,005.1	1,918.1	1,833	56.2	123	30.8	
市 長 村 道 計		23,166	8,554.8	8,489.2	5,709	62.1	30	3.5	
合 計		23,347	10,559.9	10,407.3	7,542	118.3	153	34.3	
高速自動車国道		2	121.9						
東富士五湖道路		1	13.8						

- ・ ( )内は県管理区間分を内書きとする。
- ・ 有料道路・自転車道を含む。
- ・ 橋梁は延長2m以上のものである。

※国道139号には建設大臣管理と知事管理の両方が含まれる。

資料：「平成12年度土木事業の概要」平成12年7月、山梨県土木部

道路は日常生活や社会経済活動を支える基本的な社会基盤であり、地域振興、活性化などのためにも計画的、体系的な整備が求められている。

山梨県では「やまなしの道づくり新構想」として、図3.7-2に示すような道路整備を目指している。また、「幸住県やまなし」の実現を目指し、平成10年度～19年度における道路整備プログラムを策定し、表3.7-10に示す9項目を道づくりの基本方針として挙げている。

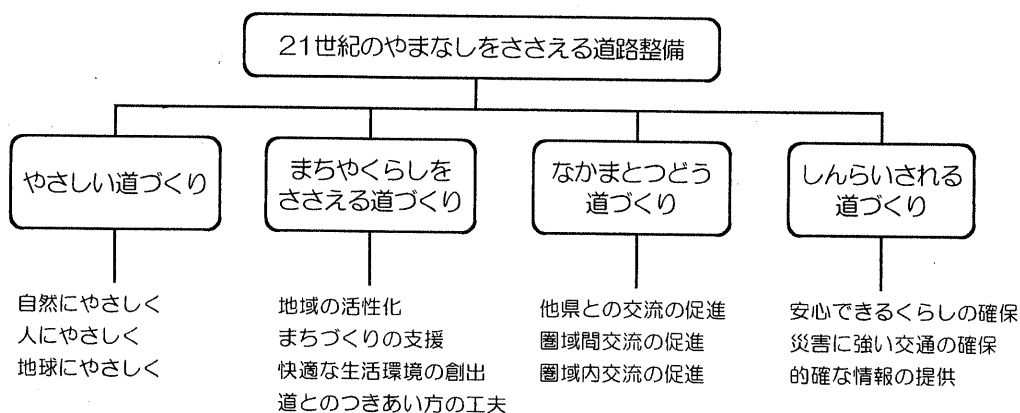


図3.7-2 やまなしの道づくり新構想

資料：「やまなしの道路」平成11年7月、山梨県土木部

表3.7-10 道路の整備に関するプログラム

方針1	環境首都にふさわしい道づくり
方針2	総合的な交通システムをめざした道づくり
方針3	渋滞のない道づくり
方針4	人にやさしい道づくり
方針5	安全な道づくり
方針6	地域交流・連携を促進する道づくり
方針7	災害に強い道づくり
方針8	地域の活性化を支援する道づくり
方針9	観光振興を支援する道づくり

資料：「やまなしの道路」平成11年7月、山梨県土木部

## 2) 高規格幹線道路

わが国の高規格幹線道路網の計画としては、第四次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）において、“21世紀に向けて多極分散型の国土を形成するため、「交流ネットワーク構想」を推進する必要がある”とされており、これを実現するため全国的な自動車道路網を構成する高規格幹線道路網として約14,000kmの計画が策定されている。

高規格幹線道路の整備に当たっては、効率的な整備を図る観点から高速自動車国道（国土開発幹線自動車道等）又は、一般国道の自動車専用道路として同時並行的に整備が進められている。

なお、山梨県内の高規格幹線道路は、全て高速自動車国道である。

### ① 山梨県の高速度道路の現況

山梨県には現在、昭和57年に全川供用となった中央自動車道がある。この道路は東京を起点とし、兵庫県西宮市に通ずる西宮線と、県内の富士吉田市に通ずる富士吉田線とからなっている。

また、中部横断自動車道が昭和62年に予定路線に指定され、現在整備が進められている。

表3.7-11 山梨県の高速度道路

路線名		起点	終点	延長（ ）内は山梨県分
中央自動車道	富士吉田線	東京都	富士吉田市	94km（44.6km）
	西宮線		西宮市	462km（77.3km：大月以西）

資料：「山梨県の高速度道路」平成12年8月、山梨県土木部

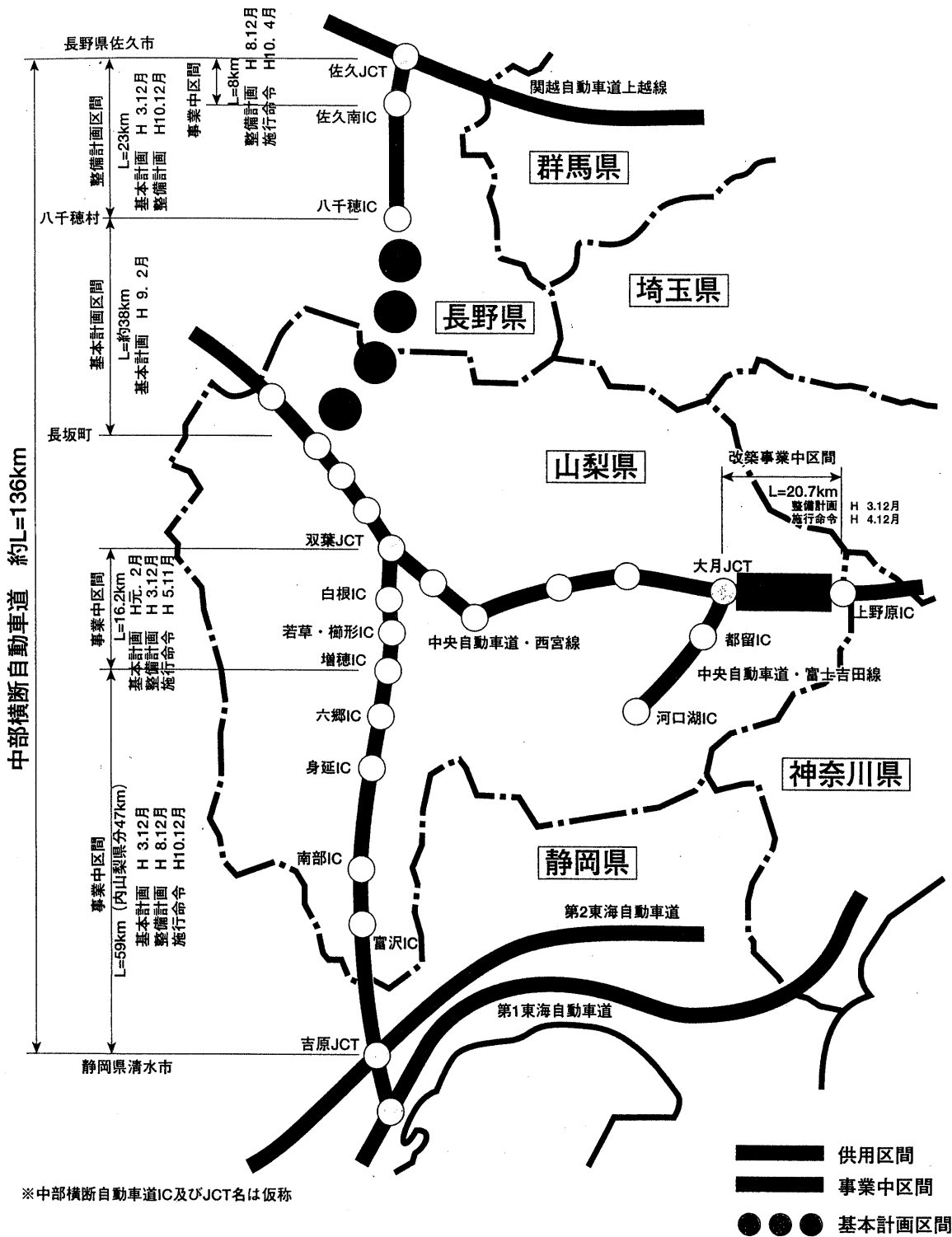


図3.7-3 山梨県の高速道路

資料「山梨県の高速道路」平成12年8月、山梨県土木部



## ② 山梨県の高速度道路計画

山梨県における高速度道路計画としては、中部横断自動車道の新設と中央自動車道の拡幅がある。

### ・中部横断自動車道

中部横断自動車道は静岡県清水市を起点として、山梨県中西部を南北に貫き、長野県佐久市に至る延長約136kmの高速自動車国道である。

この道路の実現により、第一東海、第二東海、中央、関越及び北陸の高速度道路が連結され、太平洋と日本海が4時間で結ばれる。さらに関越自動車道を介して北関東自動車道と一体的な機能を果たすことにより、北関東3県及び甲信越3県を結ぶ「関東大環状連携軸」の一翼を担う重要な交通基盤となる。

現在整備計画区間となっている清水市～双葉町間の内、増穂町～双葉町については暫定2車線の工事が行われている。また、基本計画区間となっている長坂町～八千穂村間については、整備計画区間への早期格上げをめざしている。

この道路の実現は、山梨県にとって、太平洋、日本海の臨海部と連携した新たな物流体系の確立、広域的観光ゾーンの開発等といった産業経済の振興に加え、文化・学術の交流・発展に大きく寄与するものと期待されており、早期実現が期待されている。

### ・中央自動車道

山梨県を東西に走る中央自動車道は昭和57年11月の全線開通以来、首都圏と中部・京阪神を結ぶ日本の大動脈として役割を果たし、県内の産業・経済・文化・観光に飛躍的な発展をもたらした。

しかし近年の余暇時間の増加と観光志向の広域化、大型・長距離輸送の増大等による交通量の著しい増加は、休祭日を問わず慢性的な交通渋滞を引き起こす結果となり、大きな社会問題となっている。

このため特に渋滞の激しい上野原I.C.～大月JCT間の20.7kmについては、交通容量の確保と走行性の向上を図るため、一部線形の改良を含む往復6車線化に向けて拡幅改築事業が進められている。

### 3) 一般国道

県内の一般国道は表3.7-12に示すように12路線581.1kmであり、うち20号、52号、138号、139号の路線実延長244.2kmを国が管理している。

国道140号については、埼玉県との県境部が交通不能区間となっていたが、平成10年4月23日に開通し、山梨県道路公社が有料道路として管理している。

表3.7-12 一般国道一覧

平成10年4月1日現在

路線名	起 点	終 点	全実延長 km	県内分 km	主な経過地
20号	東京都中央区	長野県塩尻市	222.4	100.5	八王子市、相模湖町、甲府市
52号	静岡県清水市	甲府市	95.7	72.9	身延町、韮崎市
137号	富士吉田市	石和町	31.8	(36.8)	河口湖町、御坂町
138号	富士吉田市	神奈川県小田原市	48.0	14.2	山中湖村、御殿場市、箱根町
139号	静岡県富士市	東京都奥多摩町	143.7	(47.3) 47.5	富士宮市、上九一色村、富士吉田市、大月市
140号	埼玉県熊谷市	増穂町	182.5	(65.5)	甲府市、山梨市、秩父市
141号	韮崎市	長野県上田市	100.0	(33.9)	小海町、佐久市、小諸市
300号	富士吉田市	身延町	28.4	(29.4)	上九一色村
358号	上九一色村	甲府市	29.9	(29.9)	中道町
411号	東京都八王子市	甲府市	118.4	(63.4)	青梅市、塩山市、石和町
413号	富士吉田市	神奈川県厚木市	62.2	(32.8)	山中湖村、津久井町
469号	静岡県御殿場市	富沢町	59.3	(2.4)	南部町

資料：「平成12年度土木事業の概要」平成12年7月、山梨県土木部  
 ※( )内は山梨県知事管理分

なお、国道138号については、その交通混雑の緩和と、東海・中央高速自動車国道を連結する道路として、一般有料道路（東富士五湖道路）が昭和57年度から着手され、平成元年3月29日に富士吉田～須走 I C間18.0kmが暫定2車線で供用されている。

路線名	起 点	終 点	実延長km	県内分km	経過地
東富士五湖道路 (国道138号バイパス)	山梨県富士吉田市	静岡県小山町	18.0	13.8	富士吉田市、山中湖村

#### 4) 広域農道

広域営農団地農道（広域農道）は、広域営農団地の育成対策の一環として、農産物の生産、出荷、流通の近代化を図るとともに、農村環境の整備に資するために整備される、地域の基幹的な農道である。

表3.7-13に示すように、これまでに4地区で整備され、現在5地区で整備事業が実施されている。

表3.7-13 県営広域営農団地農道整備事業

地区名	完了(予定)年度	受益面積	所在地
金川曾根	昭和56年度	5,659 ha	山梨市他8町村
茅ヶ岳一期	昭和54年度	2,336 ha	韮崎市、双葉町
茅ヶ岳二期	昭和58年度	2,336 ha	韮崎市他2町村
東山	平成9年度	1,883 ha	山梨市他2町
八ヶ岳	(平成15年度)	4,425 ha	須玉町、高根町、大泉村、長坂町、小淵沢町
富士川西部	(平成15年度)	4,504 ha	八田村、白根町、櫛形町、若草町、甲西町、増穂町、市川大門町
東山東部	(平成14年度)	2,060 ha	塩山市、勝沼町
甲斐駒ヶ岳	(平成18年度)	1,195 ha	韮崎市、白州町、武川村
八ヶ岳南	(平成17年度)	921 ha	高根町、長坂町

資料：「山梨県農業農村整備事業概要図」平成11年3月、山梨県農政部耕地課  
「山梨県農業年鑑 平成11年度版」平成12年9月、山梨県

## 5) 林道

林道は林業経営や森林を管理するための基幹的な施設である。森林から生産される木材などの産物を運び出すための林道が必要であるばかりでなく、森林が持っている国土を守り、水源を涵養し、自然環境を保全し、野生鳥獣を保護し、国民の保健休養の場を提供したりするなど、いろいろの機能を高度に発揮させるために、きめ細かい行きとどいた施業を実施し、活力ある森林を造成するためにも必須の施設である。

また、農山村地域においては、通勤・通学などの生活道、集落間の連結道として人々の生活に欠くことのできないものになるなど、地域社会の振興にも大きな役割を果たしている。

さらに、近年では森林レクリエーションを楽しむ人々のためのアクセス道としても、その重要性は高まっている。

山梨県における林道の路線数及び延長は表3.7-14に示すとおりである。

表3.7-14 林道の路線数及び延長

平成10年3月31日現在

管 理		種 類	路線数	延 長
国有林	甲府営林署	自動車道	10	53,598 m
民有林	県 営	自動車道	168	976,506 m
		市長村営	自動車道	414
		軽車道	5	5,893 m
		計	419	876,368 m
計			587	1,852,874 m
計			597	1,906,472 m

資料：「平成11年度林政部職員ハンドブック」山梨県林政部

山梨県には大規模林道は存在しないが、主な林道としてクリスタルライン、南アルプス林道の2つが挙げられる。

### ・クリスタルライン

山梨県の北西部を、東は牧丘町窪平（国道140号）から西は高根町清里（国道141号）まで、標高1,000m以上の森林地帯を抜ける北部山岳ルートである。総延長は68.1kmで県道・林道・農道等20路線からなり、そのうち80%は林道である。

### ・南アルプス林道

県西部の芦安村内を南東－北西に抜けるルートであり、沓沢から夜叉神峠

をトンネルで抜けて早川沿いの谷を通り、北沢峠に至る。ただし、広河原小屋～北沢峠間は一般車の通行はできない。ルート的大部分は標高1,500m以上であり、最も高い北沢峠では標高2,000m以上に達する。

## (8) 鉄道

### ① 在来線

山梨県内の鉄道路線（ロープウェイ等は除く）としては、JR線3路線、私鉄1路線の計4路線が営業している。

平成9年度の各路線における乗車人員は表3.7-15に示すとおりであり、JR線が約2,350万人、富士急行線が約350万人、合計で約2,700万人の利用があった。

表3.7-15 山梨県内の在来線

路線名		乗車人員(平成9年度)	備考
JR線	中央本線	19,929,291 人	JR 東日本
	小海線	154,050 人	JR 東日本
	身延線	3,442,030 人	JR 東海
計		23,525,371 人	
私鉄	富士急行線	3,479,532 人	
計		27,004,903 人	

資料：「山梨県統計年鑑 平成九年」平成12年3月、山梨県

### ② リニアモーターカー

日本列島の中央部を東西に走り、東京～大阪を結ぶ新たな幹線として「リニア中央新幹線」が計画されている。リニア中央新幹線は時速500kmで、東京～大阪を約1時間で結ぶ計画であり、現在、山梨リニア実験線で実用化に向けた走行試験が実施されている。

## (9) 市街地の変遷

山梨県は、江戸時代は甲州街道や富士川水運の発達により、物資の流通や文化の流入がさかんであった。

明治時代になると製糸業や葡萄酒醸造業が育成された。さらに明治時代後半の中央線の開通、昭和初期の身延線の開通に伴い、物流の中心は鉄道へと移っていき、産業や文化が進展した。

一方で、農村では零細経営が多く、大正から昭和にかけて小作争議が多発していた。

第二次世界大戦後は農地改革による自作農の増加が見られ、農業経営は果樹への転換が著しくなった。一方、都市部においては、甲府の市街地を中心に商工業が発展し、特に高度経済成長期には急速な発展がみられた。

さらに、昭和57年に中央自動車道が開通したことなどから、物流の中心は自動車へと移っていくとともに、マイカーの普及などにより、市街地は急速に郊外へと広がりを見せ、現在ではインターチェンジ周辺の工業団地や、バイパス沿いの商業施設などが急速に発展している。

## 第4章 土地保全基本指針

### 4.1 土地保全基本図および土地保全基本指針マトリックスの説明

土地利用計画は、それぞれ地域個々の環境特性に立脚して行われることが望ましい。地域ごとの多種・多様な環境特性の違いを認識し、この特性と社会的・経済的な諸条件との調和を保ちながら適性な土地利用の誘導・規制をいかに推進してゆくかが、今後の県政計画に求められる課題である。

社会・経済的需要からの土地利用だけでなく、自然環境も含めて調和のとれた適性な利用と保全を図ることは、長期的展望に立脚した永続性のある地域社会の発展のために不可欠な課題である。

過去に山梨県下に発生した、集中豪雨をはじめとする自然現象に対する土地の反応（災害）は、県土を構成する自然環境条件に支配されながら、地域の社会的背景とも関連して、被害の分布や規模に比較的顕著な差を生じせしめている。土地は多種・多様な土地条件特性を内在しており、このような土地の特性は、災害に対する脆弱性のほかに、土地利用用途によっても可能性と制約性をさまざまな段階で併せもっている。

本調査では、自然環境条件と災害現象の相関性に着目しながら、土地利用の制約性と可能性から見て共通な土地属性をもつ土地ごとに区分し、その土地区分ごとに適正な土地利用と保全を図るための基本方針を作成し、それをマトリックス表に整理した。

「土地保全基本指針マトリックス」では、横軸に、土地保全図上の土地区分（色凡例）を、縦軸には土地利用タイプ別の土地保全基本指針（配慮事項）をそれぞれ示した。横軸と縦軸の交差欄には、土地区分に対する配慮事項の拘束性を記号（●◎○）を用いて段階的に表示した（図4.1-1を参照）。

なお、「土地保全基本図及び土地保全基本指針マトリックス」に掲載した各々の土地保全基本指針項目に関連する対応策については、本報告書に取りまとめた。

マトリックスを横軸に追うことにより、それぞれの土地区分に対して、土地の防災・保全上配慮すべき事項（縦軸左段）が、どのようなものであるかを検索することができる。

マトリックスを縦軸に追う場合は、それぞれの配慮事項が、どのような土地区分のところで適用されるべきかを検索することができる。

それぞれの土地区分の地理的広がり、マトリックス上方の「土地保全基本図」に示されている。



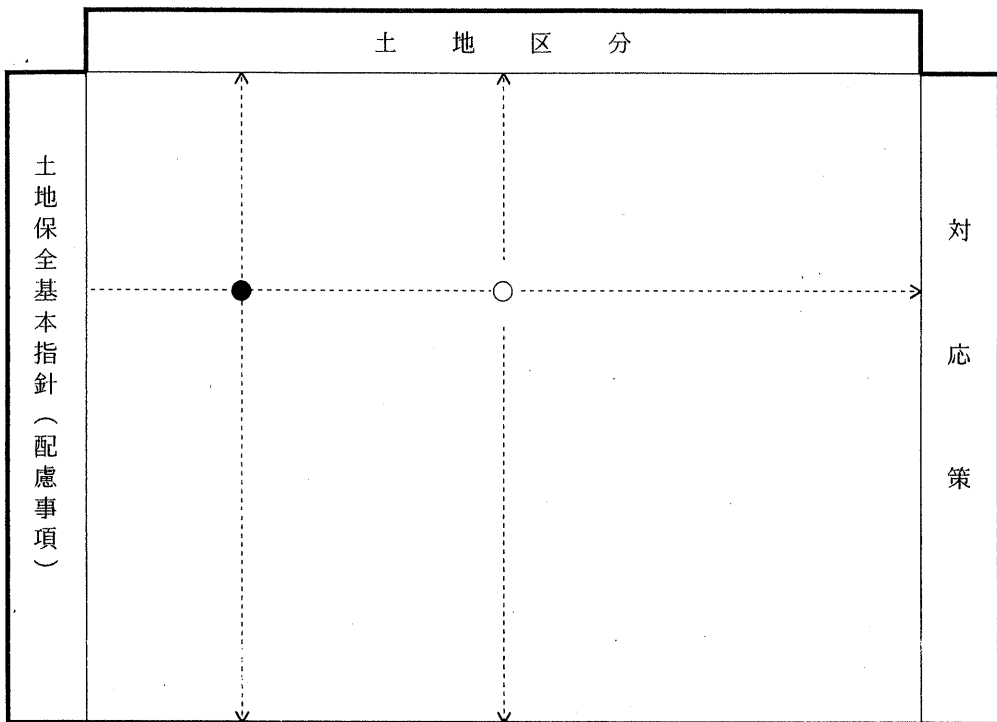


図4.1-1 土地保全基本指針マトリックスの構成

## 4. 2 土地区分別にみた土地保全上の課題

### (1) 低地・段丘

#### 1) 谷底平野・氾濫原、崖錐、扇状地

自然立地上は、土石流、洪水被害を受ける可能性があるため、農地利用が望ましいが、砂礫質堆積地は、排水も良く、過度の不透水面化に配慮すれば、低密分散型の施設立地が可能である。ただし、狭隘な谷底平野や山間から広い低地に出る遷換点付近は、土石流の通り道や堆積地になり易いので、施設立地は極力避けることが望ましい。特に、過去土石流を発生した谷の背後山地と同等同様の条件を有するところでは、十分な配慮と対策が必要である。また、土石流堆積地は、肥沃な土砂供給地となっているため農地利用に適し、安息勾配となった土地は、宅地利用も可能であるが、再移動の可能性も考えられるため、背後山地の侵食土砂生産や洪水調節機能の高い樹林への公益的機能強化の推進と同時に、溪流の砂防対策を図る必要がある。

#### 2) 段丘

比較的締まった安定度の高い地盤である点、低地からの比高差があるため、洪水被害を受けにくい点、平坦であるため、丘陵地開発のような大規模な敷地造成を必要としない点などから、土地条件として施設立地に最も適している。しかし、段丘は、透水性が高く、浅層地下水の涵養地であるため、面的不透水面化は極力抑制することが望ましい。一方、段丘・台地縁辺部の段丘崖付近は、崩壊による侵食後退を生じ易いため、利用を抑制するか、人工法面による斜面安定化を図るか、人為的に段丘崖上下の斜面を安息傾斜地に造成して利用するなどの配慮が望まれる。

### (2) 丘陵地・山地

#### 1) 古第三系堆積岩

主に御坂山地に分布する。下位の白亜系を、ゆるい傾斜不整合におおう地域では、下位の地層が泥質岩に富み、容易に風化浸食されるため、豪雨時に崩壊が発生し易い。そのため、治山機能をもつ林地として保全していくことが望ましい。

#### 2) 火山碎屑物・凝灰岩

富士、八ヶ岳などの火山活動に伴う火山碎屑物及び凝灰岩である。弱熔結部は固結度が低く、特に段丘斜面地は、豪雨や地震時に急角度で崩壊する可能性がある。利用する場合には、砂礫段丘崖以上に十分な配慮と防災対策を図ることが望ましい。また、風化した「灰土」は、攪乱による強度低下や転圧の困難などの問題点がある。一方、自然立地の面からは、透水性が高いため水田利用では、漏水対策を必要とするが、畑地・樹園地等の利用には適している。

### 3) 輝緑岩、輝緑凝灰岩

県東部の一部の地域に分布する程度である。ほとんどが林地であり、今後も林地として保全していくことが望ましい。

### 4) 花崗岩質岩石

県北西部の山地などに分布する。花崗岩質岩石の風化した「マサ」は、不連続でしかも不均一な土層構造をなすため、層ごとの強度・透水性がことなり、斜面崩壊の大きな要因となっている。現在の土地利用はほとんどが林地であり、今後も林地として保全していくことが望ましいが、施設立地型の土地利用を行う際には、十分な対策をとる必要がある。

### 5) 蛇紋岩

現在の土地利用はほとんど林地である。蛇紋岩は地すべりを起こしやすい岩石であるため、地すべりの発生には十分に留意しなければならない。

### 6) 石灰岩、石灰質砂岩

秩父累帯から北部四万十帯にレンズ状、帯状に分布する程度である。多くは急峻な山地になっており、林地として利用している。今後も林地として利用していくことが望ましい。

## (3) その他

### 1) 地すべり地形

地すべり地形は、地下水位が高く、地震時や集中豪雨時に再滑動する可能性がある土地なので、施設立地は極力抑制することが望ましい。反面、地すべり地は、生産された肥沃土砂および水供給の面から農地利用に適している。特に、泥質土砂となる泥質片岩地帯の地すべり地は、棚田利用で高い生産性が期待できる。礫質土砂の地すべり地は、水田利用の場合、漏水対策を必要とするため、畑地・樹園地としての利用が適している。

### 2) 崩壊地形

地質や地形に起因する崩壊は、過去に崩壊が発生した地点と同様の条件を有する地点で発生しやすい。そのため、周辺への施設立地は極力抑制し、十分な対策と配慮を行う必要がある。

### 3) 断層・活断層

施設立地では、地震時の地盤変動による災害が予測されるほか、農地利用では、断層破碎帯粘土の理化学性から高い生産性に期待できない。自然地として、竹林など湿性地地盤保持機能の高い樹林地としておくことが望ましい。

#### 4) 浸水実績（洪水氾濫）

梅雨前線や台風に伴う豪雨・強風による災害は、過去に数多く発生している。このような自然災害は今後も発生することが予想されるため、堤防などの土地保全施設を設置するなどの対策をたてるとともに、上流域の林地を保全して、治水機能を維持するといった広域的な対策をとることが必要である。

#### 5) 高山植生及び氷河・周氷河地形

南アルプス、金峰山及び大菩薩周辺には、高山帯に特有の草原状の植物群落や低木群落が分布する。こういった高山植生は、低温・強風などの厳しい自然条件のもとで成立しているもので、人為に対しては非常に弱い。これらのほとんどは国立公園等として保護下にあり、開発には一定の規制がかけられているが、登山客の踏圧などを原因として衰退する場所もみられ、原生の自然環境保全が求められる。

氷河地形は、高山帯の一部にみられるが、学術的な意見のほか、景観的見地からも重要な地形である。

また、岩塊斜面については周氷河地形であり、学術的な意味も含めて保全的価値の高い場所である。

#### 6) 自然植生域

樹林地のうち、20～30年生の単層植林地で、育林管理の手を離れた放地植林地では、集中豪雨時に山腹崩壊を多発しているのに対し、林層構成に階層性をもった、自然植生の天然複相林地帯では、山地崩壊発生箇所数は極めて少ない。これら天然樹林は治水機能のほか、治水機能も高く、水源涵養作用や豪雨時の時差流出による洪水調節機能にも優れている。しかし、県下には、そうした天然樹林の占める面積が少なく、このことが、集中豪雨時の災害や渇水対策に困難をきたす要因となっている。代償植生の天然更新には、長い年月を要するが、特に山地斜面最下部で水防林的機能を高めるよう、長期的計画整備を推進してゆくことが望まれる。一方河岸に現存する植生は、生物的フィルタリング効果が高く、水質浄化、風致性の面からも人工護岸化は極力避けて、保全することが望ましい。

#### 4. 3 土地利用形態別にみた土地保全上の課題

##### (1) 都市的土地利用と保全

住宅開発や工業立地をはじめ、各種施設の構築を主体とする都市的土地利用は、一定地域への多くの人口集中と膨大な資産の集積が行われる。その立地に当たっては、特に自然災害や周辺環境への影響について十分な配慮が必要である。

山梨県の都市地域は、甲府盆地の平野部が主体である。人口や資産の集中は市部をはじめとするいくつかの町に集中している。特に県の中心都市である甲府市及び周辺には入口が集中している。これらの都市地域では、次第に市街地が拡大してきており、低地を盛土したり、山地を造成したりして、その用地を確保している。

他方、県南部や北東部などの都市地域はまだ狭く、立地条件が平野部に比べて不利であるが、開通した国道140号や、今後見込まれる中部横断自動車道などの整備が進むことにより、これらの地域の都市化が進行するであろう。

本項では、自然環境条件の側面から、現況土地利用を今後とも推移させていく場合の保全策や、将来的に望ましい土地利用の再整備や誘導策について、検討を行っているが、今後、社会・経済的側面からも検討が加えられることが望まれる。

##### 1) 低地・段丘地の土地利用と保全

###### ① 地震対策

軟弱地盤からなる地域では、特に地震時に激しい地盤振動が予想されるので、それに応じた構造物の強化が必要である。また、砂質地盤であっても、地下水位の高い低地部では地盤振動によって液状化現象をおこし、構造物の倒壊を招くおそれがあるので、適切な地盤改良や基礎の確保が必要である。山梨県では、歴史時代においては大規模な地震は発生していないが、糸魚川－静岡線などを震源とした地震が発生した場合、断層を中心に大きな被害が出ることが予想される。

また、急傾斜地崩壊危険箇所、崖地崩壊危険箇所の崩壊に対する配慮が必要である。

###### ② 土砂災害対策

都市的な土地利用は、利便性、経済性を優先して拡大していく傾向があり、多少の自然環境条件の障害は現在の土木技術によってのり超えることができる。丘陵地や山地周辺の開発は、こうした土木技術の発達によるところが大きい。

しかし、豪雨時の土砂災害対策が十分でなければ、都市施設が被害を受けることになる。いったん崖崩れや土石流が発生した場合には、施設の破壊や人命を失うことになる。都市的土地利用を計画する地域は、斜面や溪流の出口付近を避けることが望ましい。土地利用計画にあたっては、土砂災害対策の視点が重要である。

### ③ 水害対策

山梨県の低地部では、歴史時代以来、富士川を中心とする洪水に対する治水に取り組んできた。近年では各種の治水対策により、昭和57年以来大規模な洪水は発生しなくなっている。しかし集中豪雨などが発生した場合には、ネックポイントから洪水が発生するという危険性も残っており、一層の治水対策が必要であると考えられる。

### ④ 地下水涵養機能の維持

山梨県は甲府盆地に集中する扇状地に代表されるように、豊富で良質な地下水にめぐまれている。しかし、今後の水需要は、生活水準の向上、人口の都市集中、産業の発展等により、都市用水を中心として増加し、また農業用水も新たな発展によって増加することが予想される。これらの需要に対する安定供給を行うためには、地下水涵養機能の維持が必要不可欠である。

農地、特に水田は、単に稲作という本来の機能のみならず、稲作の過程で膨大な量の地下水を涵養しており、これが上水道用水、工業用水、農業用水等の重要な水源となっている場合が多い。水田のもつ地下水涵養機能を活用した土地利用の配置を考えるとともに、水田転換をする場合は水田に変わる地下水涵養施設などを設けて地下水の保全に努める必要がある。

扇状地や低位段丘は安定した地盤の平坦地形になっており、施設立地に適した土地条件を持つが、立地にあたっては、透水性地盤材を活用して分散低密配置を考慮するなど、地下水涵養機能の維持に努める必要がある。

## 2) 丘陵地・山地の土地利用と保全

本県においては、丘陵地・山地の都市的土地利用が進んでいるとはいいがたい。地すべり地も山間部においては宅地用地として利用されているが、広い平坦地や緩傾斜地は得られず、現状の面積以上は望めない。

山地の山麓部や山間部の各町村では、局所的に開発され、都市的土地利用がなされているが、今後は山側の崖崩れ対策を行いながら開発して行くことが望まれる。

地すべり地やその下部では宅地化や、地すべり面の走向に対して横断するような道路建設は極力抑制することが望ましい。建設が避けられない場合は、杭打ち工、排水工などの地すべり防止対策が必要である。

## (2) 農業的土地利用と保全

農業は、都市的土地利用に比べて人工物の配置や大規模な地形改変行為は少なく、自然順応型の土地利用形態といえる。しかし、こうした人為による生態系の単一管理形態は、自然の影響を受けやすく、絶えず土地生産力の維持や自然災害防止のために

多大な管理労力や資本が必要である。

都市内農地や都市近郊農地の保全と育成は、消費地への近接性から立地適性が高いと同時に、各種自然災害に対して緩衝緑地的役割を果たす。生産性の高い優良農地として土地を永続的に利用しておくことは、無秩序な都市化の進展を現実面から抑制することができる。

県土を構成する自然環境条件から見て、現況土地利用を今後とも推移させていく場合の保全策や、土地条件に適した将来的に望ましい土地利用の再整備や誘導について以下に述べる。

## 1) 低地・段丘地の土地利用と保全

### ① 現存農地営業による市街化の抑制

甲府市やその周辺の市町村などでは人口増加に伴い、水田の宅地利用転換が行われている。そのため、農地として整備を図り、生産性の高い優良営農地として土地利用を推進していくことが望ましい。この地域は水はけのよい扇状地等になっており、土壌条件、利水条件から見ても農地利用に適していると考えられる。

### ② 低地の農地利用と保全

河川沿いの低地は水を得やすいため、ほとんど水田として利用されているが、火山麓などの透水性がきわめてよい地域では、主に畑として利用されている。河川沿いの低地の問題点としては、河川が氾濫を起こしやすい点があげられる。水田・畑地を内水氾濫等の水害から守るため、中心河川や排水路の整備と、それらに流入した水を迅速に排水するための、ポンプ場の整備を行うことが必要である。

## 2) 丘陵地・山地の土地利用と保全

### ① 丘陵地・山地の農地利用

勝沼町、石和町をはじめとする甲府盆地東部など丘陵地や小起伏の山地は、ぶどうなどを主とする果物の栽培がさかんである。丘陵地の利用の仕方としては適切であり、土壌の流亡に留意しつつ、利用することが望まれる。

### ② 地すべり地帯の農地利用

地すべり地帯は、土壌条件や水源にめぐまれ、昔から農地として利用されている例が多くみられる。特に、泥質片岩の地すべり地帯は、崩土の地下水位が高く、保水性に富んでおり、この土地条件を生かして樹園地に利用されているところが少ない。

しかし、地すべり地帯は防災的に克服すべき条件を多く持っているため、今後ともこれらの点についての十分な配慮が必要である。

### (3) 林業的土地利用と保全

良好な森林は、水資源涵養機能や土砂災害防止機能のほか、大気・水質浄化といった環境保全機能も高い。このような森林のもつ公益的機能は、樹種・樹齢など林層形態や、立地する土地条件によって大きく異なるほか、生産林業であっても、立地や造林方法によっては、他の公益的機能を高めることが可能である。林業を含めた森林保全は自然を相手にする行為であり、長い年月を要するので、基盤整備等を充実し、林地の維持・管理を永続的かつ円滑に推進していくことが重要である。

以下、林地の保全策や適正な誘導についてその概要を示すこととする。

#### 1) 低地・段丘地の土地利用と保全

##### ① 河川沿岸域植生保全

山地樹林の治山・治水機能のほか、河川などの沿川植生は、水質浄化のリビングフィルター効果や審美的景観効果など多様な機能をもっている。

#### 2) 丘陵地・山地の土地利用と保全

##### ① 人工植林地の適性立地

スギ・ヒノキなど人工植林として適性度の高い土地条件をもつところは、中・古生層地帯、変成岩地帯などの山地斜面の中～下部である。スギは、水が得られて、常時保水性豊かな斜面下部が適している。ヒノキは、水が得られて水はけの良いところを好むので斜面中部が生育に適する。斜面上部や最頂部は、乾燥しやすく、また、浅根性のヒノキなどは風による倒木の恐れもあるので立地は好ましくない。このようなところでは、耐乾性のあるアカマツの天然植生としておくことが望ましい。アカマツ植林は、乾燥に耐え、生長すると陽樹になるので地形的には斜面上部が立地に適する。また、透水性の面から、スギ・ヒノキには適性度の低い火山堆積地域であってもアカマツ植林は可能である。

地形・地質的適性立地のほか、日照条件として一般に南斜面が生育に良いとされているが、年間積算温度の高い本県にあっては、南斜面は蒸発散量が大き過ぎて過干の傾向がある。むしろ、北ないし北東斜面のような湿潤性のある方位面のほうが生育性が良いようである。

##### ② 植林地の防災対策

針葉樹植林など木材生産機能を最大の目的とする人工林は、天然林と比較して、防災的公益機能が劣っていると思われる。とくに、近年の内材需要の低下に伴って維持・管理の手を離れた粗放植林地はうっ閉度が高まり、相対的に周辺林地に比較して荷重を増し、豪雨時には地すべり性山腹崩壊を生じやすくなっている。これは単一斉植林によって根深がそろい、地すべり面を形成しやすくなるためである。



さらに、一斉伐採後に一斉植林された林地は、約15～20年後に斜面地盤保持力が最も低い値を示し、この時期に豪雨に見舞われると林地一帯が地すべり崩壊を生じやすい。

### ③ 無植生斜面の侵食対策

伐採跡地、風倒木跡地や一旦崩壊して露出した山地斜面は、早期に林地復旧する必要がある。放置すると恒常的な侵食が進行し、植林が困難となるばかりでなく、土石流の土砂生産地域となったり豪雨時には、さらに拡大崩壊する可能性がある。

### ④ 防災的生産林業の育成

防災的機能を併せもつ生産林業の植林方法としては、二段林、複相林など段階的移行植栽を行う造林方法をとるほか、豪雨時に斜面崩壊からの低地の生活圏を守ることを考慮して、生産を目的としない広葉樹を混じえた複相樹林（水防林）を設置しておくことが望ましい(表4.3-1、図4.3-1)。

表4.3-1 森林の個別機能を高度に発揮するための望ましい林型の例

森林の機能	望ましい林型
1.水資源涵養	根系の発達が良好なこと(根量が多く、根域が大きい)。落葉・落枝等有機物の供給が豊富が必要条件であり、このため深根性で材積成長旺盛な壮齢林がよく、また単層林より複層林がよい。
2.土砂流出防止	適度に陽光が入り、下草が維持され、かつ林地面が荒らされず、つねに落葉・落枝が地表面を被覆している林分、単層林より複層林がよい。
3.土砂崩壊防止	根系が、できるだけ深く、かつ多量でネットワークをなしている林分。すなわち立木材積の大きい材木で構成されている壮齢林で、かつ根域の異なった林木からなる混交林。
4.保健休養	森林景観の魅力は、多種多様であるので、地域の特色を生かした個性ある森林景観を維持する。天然林と人工林、幼齢林と高齢林等を適宜配置して、変化を与える。
5.野生鳥獣保護	針葉樹と広葉樹が単木状あるいは群団状に混交し、ところどころ林冠が開き、低木や林床植生が豊富な林分、適当に林縁をもっていることが必要。
6.酸素供給・ 大気浄化	光合成能力が大きい林分、すなわち成長量大きい樹種で構成された壮齢林分。 大気汚染物質の吸着効果を期待する場合は、汚染物質の吸収能力(樹種によって異なる)が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている林分。
7.騒音防止	常緑樹で、樹高が高く、立木密度の大きい林分。

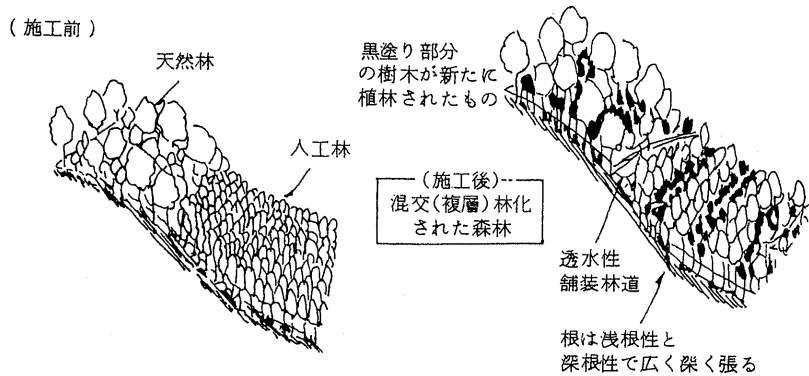


図4.3-1 公益的機能を総合的に高度発揮するための望ましい森林の例

### ⑤ 生産林業の基盤整備

林業を活性化し、治山・治水の面からも現存する植林地を良好な森林にすることが望ましい。このため、間伐・保育といった林地の維持・管理を円滑に行う基盤整備として、適切な林道網の整備を図ることが必要である。自然保護の観点から林道開設は、環境問題化されがちであるが、植林地においては、森林を適切に維持・管理して公益機能を保全したり向上するためには、林道は必要不可欠な施設である。維持・管理の難易性から林地が粗放化するよりは、林道開設による生産林業の活性化は、ひいては環境保全の面からも良好な自然環境を永続的に保全することに結びつくであろう。

#### (4) その他

##### ① 都市内緑地の保全

都市内緑地は、農地・草地・公園緑地を含めるが、特に重要なものは都市内平地林の保全である。環境保全機能としては、防塵、防風、防音などの機能が低い。都市地域にとって必要とされる緑地量は、市街地内で30%以上、周辺地域を含めて60%以上が望ましいとされている。市街地内緑地率が5%を切ると、呼吸器系の疾患発生率が増加するという報告もある。また緑道計画では15%以上の沿道植栽が望ましいとされている。これらの都市内緑地は、環境保全機能や景観保全の観点から広葉樹であることが望ましい。

##### ② 断層活動と施設立地の規制

破碎帯地域では大雨時の含水や地震時の振動などに伴って地すべりや崩壊が発生しやすいので防災的に十分な配慮が必要である。

##### ③ 治山機能育生と施設立地の規則

強風化花崗岩、変成岩、中古生層および第四紀火山性堆積物からなる山地は、地すべりや崩壊を生じやすいので、施設立地は避けて自然地を極力残す必要がある。自然地における森林の天然更新の促進は、永続性のある治山機能の向上に資するものであり、ひいては山地周辺の段丘、低地に立地する都市施設への土石流被害の軽減化にもつながる。

##### ④ 流出土砂防備力の向上

宅地化の波は、平地から拡大するように山麓部や谷底平野出口にまでせまっている。背後に著しく風化の進行した山地・丘陵地がひかえている場合は、豪雨時の侵食・崩壊に伴う土石流を生じやすい条件を持っている。管理の手をはなれた荒廃林地は、森林の土砂流出制御能力も低下しているため、土本的土砂防備対策を講ずるとともに、山麓斜面最下部に複層植栽を施した水防林的緩衝緑地帯（グリーンベルト）を形成するなど、既成市街地における土砂防備力の向上を図る必要がある。

##### ⑤ 地盤脆弱地における現存植生の保全

地すべり地形、断層破碎部、山地斜面最下部に位置する集落の背後地には、自然林化した竹林や代償植生が多く見られる。深根性であったり複相林であることから斜面滑動防止に役立っているため、現況のまま林地保全することが肝要である。

##### ⑥ 天然更新による治山・治水対策

花崗岩地帯は、表層部が風化してマサ化しているため、保水性が低い。アカマツなどの耐乾性のある樹種の生育も可能であるが、県北西部の花崗岩地帯では、現在

都市化が進行しているという地理的条件から、複層性のある代償植生を天然更新させて、針広混交する天然林を目ざし治山・治水効果を図ることが望ましい。

## 参考資料および文献リスト

資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図		
山梨県土地利用基本計画	地図集	A4/1:50,000	平成13年3月	山梨県	企画課	7 土地利用動向図		
山梨県土地利用規制等現況図	地図集	A4/1:50,000	平成8年3月	山梨県				
平成12年度 山梨県土地利用動向調査	地図集	A4/1:50,000	平成12年11月	山梨県企画部				
山梨ガイドマップ	パンフレット	A4	平成11年10月	山梨県観光課	県民生活課	6-2 貴重な自然・保護すべき文化財等図 1 自然環境条件図		
土地分類基本調査 富士	冊子	A5/1:50,000	昭和56年3月	山梨県				
土地分類基本調査 山中湖・秦野	冊子	A5/1:50,000	昭和57年3月	山梨県				
土地分類基本調査 甲府	冊子	A5/1:50,000	昭和59年3月	山梨県				
土地分類基本調査 御岳昇仙峡	冊子	A5/1:50,000	昭和60年3月	山梨県				
土地分類基本調査 韭崎・市野瀬	冊子	A5/1:50,000	昭和61年3月	山梨県				
土地分類基本調査 都留	冊子	A5/1:50,000	昭和62年3月	山梨県				
土地分類基本調査 上野原・五日市	冊子	A5/1:50,000	昭和63年3月	山梨県				
土地分類基本調査 身延・赤石岳	冊子	A5/1:50,000	平成元年3月	山梨県				
土地分類基本調査 南部・富士宮・清水	冊子	A5/1:50,000	平成2年3月	山梨県				
土地分類基本調査 丹波・三峰	冊子	A5/1:50,000	平成3年3月	山梨県				
土地分類基本調査 八ヶ岳・金峰山・高遠	冊子	A5/1:50,000	平成4年3月	山梨県				
土地分類基本調査 大河南・皷沢	冊子	A5/1:50,000	平成5年3月	山梨県				
山梨県地域防災計画	冊子	A4	平成11年2月	山梨県防災会議			消防防災課	5-2 防災・土地保全等関係法令指定区域図
山梨県地域防災計画 資料編Ⅰ	冊子	A4	平成11年2月	山梨県防災会議				
山梨県地域防災計画 資料編Ⅱ	冊子	A4	平成11年2月	山梨県防災会議				
昭和三十四年災害誌	冊子	B5	昭和37年12月	山梨県		3 災害履歴図		
昭和四十一年災害誌	冊子	B5	昭和46年5月	山梨県				
昭和五十七年・五十八年災害誌	冊子	B5	昭和61年3月	山梨県				
山梨の気象百年	冊子	A4	平成6年8月	甲府地方気象台		1 自然環境条件図		
山梨県気象年報								
被害状況等報告(確定)	コピー	A4				3 災害履歴図		
山梨県地震被害想定調査報告書	冊子	A4	平成8年3月	(株)三菱総合研究所				
地震防災対策強化地域一富士山火山防災ハンドブック	コピー 冊子	A4 A4						
地震防災対策強化地域一富士山火山防災ハンドブック	冊子	A4	平成12年3月	建設省中部地方建設局富士砂防工事事務所、山梨県、静岡県	国土庁防災局	3 災害履歴図 4 防災・土地保全等施設図 5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図		
火山噴火災害危険区域予測図作成指針	冊子	A4	平成4年3月	国土庁防災局				
水道地図	地図集	1:50,000	平成8年3月	山梨県	衛生薬務課	4 防災・土地保全等施設図		
平成10・11年版 やまなしの環境	冊子	A4	平成11年8月	山梨県	森林環境総務課	5-3 防災・土地保全等関係法令指定区域図 4 防災・土地保全等施設図 5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図		
やまなしの森林100選	冊子	新書	平成10年3月	山梨県				
平成11年度版 林政部職員ハンドブック	冊子	A5		山梨県林政部				
平成10年度 山梨県林業統計書	冊子	A4	平成12年2月	山梨県林政部				
平成11年度 やまなし「山の日」記念行事 実施報告書	冊子	A4	平成12年3月	やまなし「山の日」実行委員会				

資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図
8月8日やまなし山の日	パンフレット	A4		やまなし「山の日」実行委員会		
やまなしの県有林	パンフレット	A4	平成12年3月	山梨県森林環境部		
やまなし森林づくりガイド	パンフレット	A4		山梨県林政部森林整備課		
騒音規制地域図	紙地図	1:10,000		山梨県	大気水質保全課	5-3 防災・土地保全等関係法令指定区域図
振動規制地域図	紙地図	1:10,000		山梨県		
悪臭規制地域図	紙地図	1:10,000		山梨県		
平成11年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果	冊子	A4	平成12年9月	山梨県		
((大気の水質測定結果(平成11年度データ)))	コピー	A4				
平成11年度 自動車交通騒音実態調査結果	コピー	A4				
自然環境情報GIS 第二パソコン版自然環境保全総合データベース	CD-ROM CD-ROM		平成11年3月 平成12年3月	環境庁自然保護局 環境庁国立環境研究所環境情報センター	みどり自然課	2 土地利用・植生等現況図
秩父多摩国立公園保護規制計画図	紙地図	1:50,000	平成12年			6-1 貴重な自然・保護すべき文化財等図
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)区域及び公園計画図	紙地図	1:50,000	平成8年7月			
南アルプス国立公園図(山梨県)	紙地図	1:50,000		山梨県		
県立南アルプス巨摩自然公園図	紙地図	1:50,000		山梨県		
八ヶ岳中信高原国立公園図(山梨県)	紙地図	1:50,000		山梨県		
県立四尾連湖自然公園図	紙地図	1:50,000		山梨県		
山梨県自然環境保全図	紙地図	1:150,000	平成9年7月	山梨県環境局景観自然保護課		
清里の景観形成を進めるために 一景観づくりのための手引き一	パンフレット	A4		山梨県環境局景観自然保護課		
平成12年度 鳥獣保護区等位置図	紙地図		平成12年	山梨県環境部みどり自然課		
塩山林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000	平成10年3月	山梨県林政部	森林整備課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図
甲府林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000	平成10年3月	山梨県林政部		
吉田林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000	平成11年3月	山梨県林政部		
大月林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000	平成11年3月	山梨県林政部		
鵜沢林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県林政部		
韮崎林務事務所管内森林位置図	紙地図	1:50,000		山梨県林政部		
地域森林計画書(富士川中流森林計画区)	冊子	A4		山梨県		
地域森林計画書(富士川上流森林計画区)	冊子	A4		山梨県		
地域森林計画(変更計画)書(富士川上流森林計画)	冊子	A4		山梨県		
地域森林計画(変更計画)書(富士川上流森林計画)	冊子	A4		山梨県		
地域森林計画書(山梨東部森林計画区)	冊子	A4		山梨県		
山梨県林道位置図	紙地図	1:200,000	平成9年9月	山梨県林務部	治山林道課	7 土地利用動向図
まちと森をむすぶ道	パンフレット	A4	平成11年	日本林道協会		

資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図	
クリスタルライン	パンフレット	B5		甲府市・山梨市・高根町・須玉町・敷島町・牧丘町・三富村・山梨			
諏沢林務事務所管内治山事業図	紙地図	1:50,000	平成9年3月	山梨県林務部		5-1 防災・土地保全等関連法令指定区域図 5-2 防災・土地保全等関連法令指定区域図	
大月林務事務所管内治山事業図	紙地図	1:50,000	平成9年3月	山梨県林務部			
諏沢林務事務所管内治山事業図	紙地図	1:50,000	平成9年53月	山梨県林務部			
(工場適地図) 山梨県工業立地案内	パンフレット	A4	平成12年3月	山梨県	産業交流課	2 土地利用・植生等現況図 4 防災・土地保全等施設図	
東海自然歩道 やまなしハイキングマップ	パンフレット	A4縦折り		山梨県	観光課	6-2 貴重な自然・保護すべき文化財等図	
やまなしの農業・農村	冊子	A4	平成10年3月	山梨県	農政総務課		
山梨県農業の動き	冊子	B5	平成12年3月	山梨県農政部			
＝やまなし農業イノベーション構想＝	冊子	A4	平成7年12月	山梨県			
目指そう魅力ある農業 進めよう農村の活性化							
山梨県農業年鑑 平成10年度版	冊子	A4		山梨県			
山梨県農業年鑑 平成11年度版	冊子	A4		山梨県			
平成11年農業及び水産業生産額実績	冊子	A4	平成12年3月	山梨県農政部			
YAMANASHI Guide-Map 見つけてみませんか！やまなしの旬	パンフレット	A4		山梨県			
((農業気象災害データ))	コピー	A4				農業技術課	3 災害履歴図
農業振興地域位置図						農村振興課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図
農地及び採草放牧地							
山梨県管内図	紙地図	1:150,000	平成12年7月	山梨県	耕地課		
峡中土地改良事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成10年3月	山梨県峡中土地改良事務所			
峡東土地改良事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成10年12月	山梨県峡東土地改良事務所			
峡南土地改良事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成10年3月	山梨県峡南土地改良事務所			
峡北土地改良事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成5年12月	山梨県峡北土地改良事務所			
都留土地改良事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成10年9月	山梨県都留土地改良事務所			
豊かな農業農村をめざしてー山梨の農業農村整備地すべり対策事業地区概要表	パンフレット	A5	平成11年3月	山梨県農政部耕地課		7 土地利用動向図	
地すべり等崩壊危険地調査報告書	コピー	B4	昭和59年6月	農水省関東農政局計画部		5-1 防災・土地保全等関連法令指定区域図 5-2 防災・土地保全等関連法令指定区域図	
地すべり・崩壊地等位置図	コピー	B4	昭和59年6月	農水省関東農政局計画部			
やまなしの道づくり	パンフレット	A4	平成11年7月	山梨県	道路建設課	7 土地利用動向図	
未来を結ぶ虹のかけ橋 中部横断自動車道	パンフレット	A4	平成11年11月	日本道路公団上野原工事事務所	高速道路推進課	7 土地利用動向図	
進化する！中央道	パンフレット	B5	平成12年5月				
山梨県管内図	紙地図	1:150,000	平成12年3月	山梨県	道路維持課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図	
甲府土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県			
塩山土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県			
石和土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県			
市川土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県			
身延土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県			



資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図
韮崎土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県	治水課	4 防災・土地保全等施設図
都留土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県		
大月土木事務所管内図	紙地図	1:50,000	平成12年3月	山梨県		
山梨の河川 信玄堤	冊子 パンフレット	A4 A4	平成12年4月	山梨県土木部治水課 建設省甲府工事事務所		
市川大門町洪水避難地図 (洪水ハザードマップ)	紙地図	1:7,500	平成9年6月	市川大門町	砂防課	6-2 貴重な自然・保護すべき文化財等図 5-2 防災・土地保全等関係法令指定区域図
山梨県総合河川情報システム	パンフレット	A4		山梨県		
山梨県河川図((観測局位置図))	紙地図	1:100,000		山梨県土木部		
水位観測所一覧表	プリント	A4				
雨量観測所一覧表	プリント	A4				
平成8年 雨雪量月報 No.1、No.2	ファイル	A4		山梨県河川課		
山梨のダム	パンフレット	A4	平成8年10月	山梨県土木部河川開発課、山梨県ダム協議会		
公募によるふるさとの水辺百選	パンフレット	B5				
山梨県急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所図	紙地図	1:100,000	平成9年3月	山梨県土木部		
山梨県土石流危険渓流位置図	紙地図	1:100,000	平成9年3月	山梨県土木部		
やまなしの砂防	パンフレット	A4	平成12年3月	山梨県土木部砂防課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図	
やまなしの砂防 vol.6	冊子	A4	平成6年3月	山梨県土木部		
昭和三十四年災害の記録	冊子	A4	平成11年8月	建設省関東地方建設局富士川砂防工事事務所	3 災害履歴図	
昭和三十四年土木災害記録集	冊子	B5	昭和38年4月	山梨県土木部		
山梨県砂防誌	冊子	A4	平成9年3月	「山梨県砂防誌」編集委員会		
((土石流危険渓流、砂防指定地など)) ((災害調査報告書など)) ((富士山対策関連調査報告書など))	紙地図					
山梨の都市計画 よりよいまちづくりのために	冊子	A4	平成9年10月	山梨県	都市計画課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図
山梨県の都市計画(資料編)	冊子	A4	平成12年3月	山梨県土木部都市計画課		
山梨県都市計画区域図	紙地図	1:150,000	平成10年3月	山梨県	下水道課	5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図 6-1 貴重な自然・保護すべき文化財等図
甲府都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成11年3月			
富士北麓都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成12年3月			
峡東都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成9年3月			
都留都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成12年3月			
大月・上野原都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成11年3月			
韮崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成9年3月			
東八代都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成10年3月			
身延都市計画総括図	紙地図	1:25,000	平成8年6月			
富士北麓流域下水道計画	紙地図	1:25,000	平成7年2月	山梨県		
峡東流域下水道一般平面	紙地図	1:25,000	平成9年	山梨県		
釜無川流域下水道計画図	紙地図	1:25,000	平成11年3月	山梨県釜無川流域下水道事務所		
桂川流域下水道計画図	紙地図	1:25,000	平成12年	山梨県	県民情報センター	3 災害履歴図
昭和34年災 山梨県治山災害調査報告書 〔昭和34年台風7号〕	冊子	A4	昭和35年3月	(社)日本治山治水協会		

資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図
平成12年度 土木事業の概要	冊子	A4	平成12年7月	山梨県土木部		5-2 防災・土地保全等関係法令指定区域図
山梨の観光あんない 1998	冊子	A4	平成10年	(社)山梨県観光連盟		5-1 防災・土地保全等関係法令指定区域図
平成12年度 山梨県水防計画	冊子	A4	平成12年5月	山梨県		6-2 貴重な自然・保護すべき文化財等図
山梨県の水道(平成10年4月1日～平成11年3月31	冊子	A4	平成12年3月	山梨県福祉保健部衛生業務課		4 防災・土地保全等施設図
県指定 山梨県の文化財(改訂第一集)	冊子	A4	昭和55年3月	山梨県教育委員会	学術文化財課	6-1 貴重な自然・保護すべき文化財等図
県指定 山梨県の文化財(改訂第二集)	冊子	A4	昭和56年3月			
県指定 山梨県の文化財(改訂第三集)	冊子	A4	昭和57年3月			
県指定 山梨県の文化財(改訂第四集)	冊子	A4	昭和58年3月			
平成11年度版 山梨県文化財分布図	紙地図		平成11年3月			
((国指定・県指定文化財一覧表))	プリント	A4				
赤沢 山梨県早川町・伝統的建造物群保存対策調査報告	冊子	A4	平成4年12月	山梨県南巨摩郡早川町		
山梨県 歴史の道 ガイド((埋蔵文化財分布図))	冊子	A4	平成10年3月	山梨県教育委員会		
((埋蔵文化財一覧データ))	紙地図	1:25,000			山梨県埋蔵文化財センター	6-3 貴重な自然・保護すべき文化財等図

(県庁以外での入手資料)

資料名	形態	縮尺・サイズ	作成日	発行	担当部課	作成図
地域気象観測所一覧表 (平成13年版)	冊子		平成13年3月	気象庁(編)	(財)気象業務支援センター	4 防災・土地保全等 施設図
地すべり地形分布図 第 13集	紙地図	1:50,000	平成13年	文部科学省防災科学 技術研究所		3 災害履歴図
糸魚川ー静岡構造線活断 層系ストリップマップ	紙地図	1:100,000	平成7年	通産省地質調査所	(社)東京地学協会	3 災害履歴図
富士川砂防工事事務所管 内図	紙地図	1:75,000	平成12年9月	建設省関東地方建設 局富士川砂防工事事 務所	国土交通省富士川 砂防工事事務所調 査課	3 災害履歴図 4 防災・土地保全等 施設図 5-1 防災・土地保全 等関係法令指定区 域図
昭和34年災 崩壊地分布 図	紙地図					
昭和57年災 崩壊地分布 図	紙地図					
あの夏の記憶 語り継ぐ 「昭和34年・57年災害」	冊子	A5	平成12年3月	建設省関東地方建設 局富士川砂防工事事 務所		
昭和三十四年災害の記録	冊子	A4	平成11年8月			
昭和五十七年災害の記録	冊子	A4	平成12年3月			
富士川の総合土砂災害対 策	パンフレット	A4				
早川出張所概要	パンフレット	A4		建設省関東地方建設 局富士川砂防工事事 務所早川出張所		
釜無川上流の豊かな自然 と暮らしを守る 釜無川上流砂防事業	パンフレット	A4		建設省関東地方建設 局富士川砂防工事事 務所		
白州出張所のパンフレット	パンフレット	A4				
富士川洪水防御図(その 1)	紙地図	1:50,000	平成6年8月	建設省甲府工事事務 所	建設省甲府工事事 務所調査第一課	
富士川洪水防御図(その 2)	紙地図	1:50,000	平成6年8月	建設省甲府工事事務 所		
河川災害史調査	冊子	B5	昭和57年3月	建設省関東地方建設 局		
1:50,000 地形図	紙地図	1:50,000	昭和59年~平 成11年(図幅 ごとに異なる)	国土地理院	市販	2 土地利用・植生等 現況図 7 土地利用動向図
1:200,000 土地利用図	紙地図	1:200,000	昭和57年	国土地理院	市販	2 土地利用・植生等 現況図

